

工 事 設 計 書

工事設計書のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事
工事地名	神奈川県足柄下郡箱根町畑宿地先

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 2月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	横浜国道事務所 管理第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	8363511016	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	橋梁保全工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	272日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 8年12月28日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	神奈川県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	箱根地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 1 号	2 2) 処 分 費 等	819,426
		2 3) 公 告 日	令和 8年 2月 5日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目：	2) 目：	3) 目の細分：	4) 事業名：

設計内訳書

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
橋梁保全工事			式	1		150,586,498			
舗装工			式	1		4,594,130			
橋面防水工			式	1		1,444,767			
橋面防水		塗膜防水							単-1号
			m2	430	2,788	1,198,840			
床版排水			箇所	3	78,880	236,640			単-2号
床版削孔		φ 50							単-3号
			孔	3	1,357	4,071			
既設排水桝孔明け		φ 21							単-4号
			孔	2	2,608	5,216			
舗装打換え工			式	1		322			
基層		改質As 密粒II型(20)D S3000 舗装厚 40mm 1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）							単-5号
			m2	0.05	3,224	161			
表層		改質As 密粒II型(20)D S3000 舗装厚 40mm 1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）							単-6号
			m2	0.05	3,224	161			
切削オーバーレイ工			式	1		2,559,361			

設計内訳書

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その２）工事（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
切削オーバーレイ		7cmを超え12cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒II型(20)DS3000	m2	430	5,524	2,375,320			単-7号
殻運搬(路面切削)		アスファルト殻(切削)	m3	39	3,153	122,967			単-8号
殻処分		アスファルト殻(切削)	m3	39					単-9号
薄層カー舗装工			式	1		589,680			
薄層カー舗装		赤 RPN-101	m2	84	7,020	589,680			単-10号
区画線工			式	1		122,195			
区画線工			式	1		122,195			
熔融式区画線(1)		熔融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無 白	m	200	395.1	79,020			単-11号
熔融式区画線(2)		熔融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装 無 黄	m	51	475.9	24,270			単-12号
熔融式区画線(3)		熔融式手動 ゼブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装 無	m	19	995	18,905			単-13号
橋梁床版工			式	1		90,473,568			

設計内訳書

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
床版補強工			式	1		90,473,568			
床版補強		FRP製アンダーデッキ	m2	208	409,100	85,092,800			単-14号
既設部材撤去		既設縦桁	t	0.5	386,000	193,000			単-15号
現場発生品運搬		既設縦桁	t	0.51	22,820	11,638			単-16号
足場		吊足場	m2	520	8,015	4,167,800			単-17号
防護 (1)		板張防護	m2	870	919	799,530			単-18号
防護 (2)		シート張防護	m2	870	240	208,800			単-19号
橋梁付属物工			式	1		8,245,895			
伸縮継手工			式	1		5,718,624			
鋼・コン製伸縮装置補修		補修	m	18	313,900	5,650,200			単-20号
埋設型床版排水柵			基	1	67,640	67,640			単-21号
現場溶接			m	0.06	13,070	784			単-22号

設計内訳書

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
検査路工			式	1		2,514,720			
検査路			t	4.8	523,900	2,514,720			単-23号
運搬処理工			式	1		12,551			
現場発生品運搬		伸縮装置	t	0.55	22,820	12,551			単-24号
橋梁補修工			式	1		21,000,950			
ひび割れ補修工			式	1		1,192,000			
低圧注入工法		1構造物当り補修延べ 延長 118.8m	構造物	1	1,192,000	1,192,000			単-25号
断面修復工			式	1		14,980,000			
左官工法		1構造物当り修復延べ 体積 3.61m3 鉄筋ケレ ン・鉄筋防錆処理有	構造物	1	14,980,000	14,980,000			単-26号
剥落防止工			式	1		4,296,600			
剥落防止			m2	186	23,100	4,296,600			単-27号
当て板補修工			式	1		483,478			

設計内訳書

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その２）工事（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
当て板補修			式	1		483,478			内-1号
運搬処理工			式	1		48,872			
コンクリート殻積込・運搬(断面修復工)		コンクリート殻(無筋)	m3	4	10,130	40,520			単-28号
殻処分		コンクリート殻(無筋)	m3	4					単-29号
現場塗装工			式	1		13,525,100			
橋梁塗装工			式	1		5,782,700			
部分塗替塗装 素地調整		脱脂剤兼用防錆皮膜処理材	m2	700	1,752	1,226,400			単-30号
部分塗替塗装 下塗		変性エポキシ樹脂系特殊塗料(2層) はけ・ローラー	m2	700	4,184	2,928,800			単-31号
部分塗替塗装 中塗		弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 はけ・ローラー	m2	700	894	625,800			単-32号
部分塗替塗装 上塗		弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 はけ・ローラー	m2	700	1,431	1,001,700			単-33号
塗膜除去工			式	1		7,742,400			
塗膜除去			m2	700	9,532	6,672,400			単-34号

設計内訳書

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
塗膜運搬		t	2.5					単-35号	
塗膜処分		t	2.5					単-36号	
仮設工		式	1		12,624,660				
足場工		式	1		534,960				
枠組足場		掛m2	90	5,944	534,960			単-37号	
環境対策設備工		式	1		1,146,780				
環境対策資機材費		式	1		1,084,370			内-2号	
クレーンルーム	設置・撤去							単-38号	
		箇所	1	62,410	62,410				
交通管理工		式	1		10,942,920				
交通誘導警備員 (1)	A							単-39号	
		人日	44	20,610	906,840				
交通誘導警備員 (2)	B							単-40号	
		人日	526	19,080	10,036,080				
直接工事費		式	1		150,586,498				

設計内訳書

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事（当 初）					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通仮設費			式	1		25,213,670			
共通仮設費			式	1		6,792,670			
運搬費			式	1		285,800			
建設機械運搬費			台	1	285,800	285,800			単-41号
安全費			式	1		3,768,120			
鉛等呼吸用保護具等費用			式	1		3,768,120			内-3号
技術管理費			式	1		1,403,750			
道路施設基本データ作成費用			式	1		64,230			内-4号
近接調査計測			式	1		1,339,520			内-5号
現場環境改善費（率計上）			式	1		1,335,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		18,421,000			
純工事費			式	1		175,800,168			

設計内訳書

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事	(当 初)				事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
現場管理費			式	1		74,868,000			
工事原価			式	1		250,668,168			
一般管理費等			式	1		37,971,832			
工事価格			式	1		288,640,000			
消費税相当額			式	1		28,864,000			
工事費計			式	1		317,504,000			

一式当たり内訳書

当て板補修

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
部材取付(ボルト接合)	吊足場上での作業 1部材当り平均質量=G≦20	部材	2	13,740	27,480			
高力ボルト本締		本	4	811.4	3,245			
現場孔明(鋼構造物)	作業性の悪い箇所等 全ての費用	本	4	2,608	10,432			
金属パテ補修	セラミック金属補修特殊パテ 下地処理含	m ²	1.36	290,700	395,352			
芯出し調整(鋼材面用)	吊足場上作業	m ²	1.1	37,870	41,657			
摩擦接合用高力ボルト(六角)	F10T M22×75	組	4	248	992			
切板(材料費)	SM400A PL-115×9×210 孔明	枚	4	1,080	4,320			
合 計					483,478			

一式当たり内訳書

環境対策資機材費

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
エアシャワー(賃料)	型番:SS-AS-10T	台・月	0. 6	216, 000	129, 600			
エアシャワー(基本料)	型番:SS-AS-10T	台	1	54, 000	54, 000			
エアシャワー用1次フィルター(材料費)	型番:SS-AS-10T	枚	1	3, 600	3, 600			
エアシャワー用HEPAフィルター(材料費)	型番:SS-AS-10T	枚	0. 3	72, 000	21, 600			
負圧集塵装置(賃料)	型番:MDFU-7Z(S)	台・月	1. 7	81, 000	137, 700			
負圧集塵装置(基本料)	型番:MDFU-7Z(S)	台	3	27, 000	81, 000			
負圧集塵装置用1次フィルター(材料費)	型番:MDFU-7Z(S) 用	枚	27	1, 080	29, 160			
負圧集塵装置用2次フィルター(材料費)	型番:MDFU-7Z(S) 用	枚	4	2, 160	8, 640			
負圧集塵装置用HEPAフィルター(材料費)	型番:MDFU-7Z(S) 用	枚	0. 3	67, 500	20, 250			
吸気用ダクト(材料費)	型番:MDFU-7Z(S) 用	本	3	16, 000	48, 000			
排気用ダクト(材料費)	型番:MDFU-7Z(S) 用	本	3	6, 000	18, 000			
真空掃除機(賃料)	型番:CTH26E型	台・月	1. 7	59, 400	100, 980			

一式当たり内訳書

環境対策資機材費

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
真空掃除機(基本料)	型番:CTH26E型	台	3	36,000	108,000			
真空掃除機用1次フィルターパック (材料費)	型番:CTH26E型	枚	4	2,160	8,640			
真空掃除機用HEPAフィルター(材 料費)	型番:CTH26E型	枚	0.3	24,000	7,200			
簡易セキユリテールーム(材料費)	帯電仕様	台	1	308,000	308,000			
合 計					1,084,370			

一式当たり内訳書

鉛等呼吸用保護具等費用

第 3号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
電動ファン付呼吸用保護具(材料費)	BL-700HA-03相当品	個	18	71,100	1,279,800			
呼吸用保護具用フィルター(材料費)	BRD-7型相当品	個	648	1,280	829,440			
化学防護服(材料費)	タイベックソフトウェアⅢ型相当品	着	648	1,280	829,440			
化学防護手袋(材料費)	ニトリル防護手袋58-435相当品	双	648	1,020	660,960			
シューズカバー(材料費)	SC2000L	足	648	260	168,480			
合 計					3,768,120			

一式当たり内訳書

道路施設基本データ作成費用
第 4号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
道路施設基本データ作成費用		式	1		64,230			
合 計					64,230			

一式当たり内訳書

近接調査計測
第 5号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
近接調査計測		ユニット	32	41,860	1,339,520			
合 計					1,339,520			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一1号	橋面防水	塗膜防水	単位	m2	数量	1	単価	2,788
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
塗膜系防水		補修 有 23.03m/100m2 有 23.03m/100m2 無	m 2	1	2,788	2,788		
計						2,788		
単価						2,788	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一2号	床版排水		単位	箇所	数量	3	単価	78, 880
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
床版水抜きパイプ設置			箇所	3	28, 560	85, 680		
床版水抜きパイプ用フレキシブルチューブ設置			m	8. 3	4, 348	36, 088. 4		
水抜きパイプ (材料費)		標-2 床版厚210～290mm φ25 樹脂フレキ	本	3	27, 000	81, 000		
フレキシブルチューブ (材料費)		φ25 樹脂フレキ	m	8. 3	4, 080	33, 864		
計						236, 632. 4		
単価						78, 880	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-3号	床版削孔	φ50	単位	孔	数量	1	単価	1,357
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート削孔（さく岩機）		200mm以上300mm未満	孔	1	1,357	1,357		
計						1,357		
単価						1,357	円／孔	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単-4号	既設排水桝孔明け	φ21	単位	孔	数量	1	単価	2,608
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場孔明（鋼構造物）		作業性の悪い箇所等 全ての費用	本	1	2,608	2,608		
計						2,608		
単価						2,608	円／孔	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	基層	改質As 密粒II型(20)DS3000 舗装厚 40mm 1. 4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	単位	m2	数量	1	単価	3, 224	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
基層（車道・路肩部）		1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 40mm 改質As 密粒 II型（20）DS3000 タックコート PK-4	m 2	1	3, 224	3, 224			
計						3, 224			
単価						3, 224	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一6号	表層	改質As 密粒II型(20)DS3000 舗装厚 40mm 1. 4m未満 (1層当り平均仕上り厚50mm以下)	単位	m2	数量	1	単価	3, 224
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
表層（車道・路肩部）		1. 4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 40mm 改質As 密粒 II型（2 0）DS3000 タックコート PK-4	m 2	1	3, 224	3, 224		
計						3, 224		
単価						3, 224	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒II型(20)DS3000	単位	m2	数量	1	単価	5, 524	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
切削オーバーレイ		7cmを超え12cm以下 一層 無 90mm 改質As 密粒II型(20)DS3000 各種 0L/100m2	m 2	1	5, 524	5, 524			
計						5, 524			
単価						5, 524	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一8号	殻運搬(路面切削)	アスファルト殻(切削)	単位	m3	数量	1	単価	3,153
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
殻運搬（路面切削）		有り 19.0km以下 全ての費用	m 3	1	3,153	3,153		
計						3,153		
単価						3,153	円／m3	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単－9号	殻処分	アスファルト殻(切削)	単位	m3	数量	1	単価	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費（m 3）			m 3	1				
計								
単価								円／m3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一10号	薄層カー舗装	赤 RPN-101	単位	m2	数量	1	単価	7,020
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹脂系すべり止め舗装工		車道(ETCレーン含む) RPN-101 100m2未満 無 無 無 無 1.0m超え(標準)	m 2	1	7,020	7,020		
計						7,020		
単価						7,020	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一11号	溶融式区画線 (1)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 白	単位	m	数量	1	単価	395.1
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	m	1	395.1	395.1		
計						395.1		
単価						395.1	円／m	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一12号	溶融式区画線 (2)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 黄	単位	m	数量	1	単価	475.9
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
区画線設置		無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 黄 鉛・クロムフリー アスファルト舗装 全ての費用	m	1	475.9	475.9		
計						475.9		
単価						475.9	円／m	

1 次单価表

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一14号	床版補強	FRP製アンダーデッキ	単位	m2	数量	208	単価	409, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
芯出し調整(鋼材面用)		吊足場上作業	m 2	15	37, 870	568, 050		
鋼桁孔明			本	900	2, 011	1, 809, 900		
高力ボルト本締			本	2, 410	811. 4	1, 955, 474		
ビソネル仕上げ		吊足場上作業	本	2, 410	104. 4	251, 604		
補強部材取付(ボルト接合)		20<G≤40	基	101	18, 320	1, 850, 320		
下地処理工			m 2	60	3, 790	227, 400		
FSクワリット架設工		レールライ、プレート設置、ボルト・ナット・ワッシャ締め含む	部材	190	28, 480	5, 411, 200		
FRP桁シール工			m	504	2, 239	1, 128, 456		
FRP桁注入工			m 2	57	14, 300	815, 100		
現場塗装工		F-11	m 2	62	12, 910	800, 420		
シール材		エポキシ	k g	196	2, 630	515, 480		

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一14号	床版補強	FRP製アンダーデッキ	単位	m2	数量	208	単価	409, 100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
注入材		エポキシ						
			k g	1, 180	3, 400	4, 012, 000		
FRP桁(材料費)		縦桁 L=2505mm						
			本	79	370, 000	29, 230, 000		
FRP桁(材料費)		横桁 L=1170mm						
			本	92	345, 000	31, 740, 000		
FRPヘルライナー(材料費)		150×10×250 (GFRP)						
			個	110	4, 300	473, 000		
FRPヘルライナー(材料費)		150×5×250 (GFRP)						
			個	275	2, 100	577, 500		
ステンレスボルト(材料費)		SUS304 M12×60 1-ナット、2座金						
			組	380	297	112, 860		
ステンレスボルト(材料費)		SUS304 M12×75 1-ナット、2座金						
			組	338	311	105, 118		
摩擦接合用高力ボルト (トルシア)		S 1 0 T M 2 2 × 5 5						
			組	319	203	64, 757		
摩擦接合用高力ボルト (トルシア)		S 1 0 T M 2 2 × 6 5						
			組	576	215. 7	124, 243. 2		
摩擦接合用高力ボルト (トルシア)		S 1 0 T M 2 2 × 7 0						
			組	1, 514	222. 2	336, 410. 8		
フラケット(工場製作品)		SM400A PL t=9mm F-11(一般部塗装系 C-5)						
			t	1	804, 000	804, 000		

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一14号	床版補強	FRP製アンダーデッキ	単位	m2	数量	208	単価	409, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
フラケット(工場製作品)		SM400A PL t=16mm F-11(一般部塗装系 C-5)	t	1	730, 000	730, 000		
添接板(工場製作品)		SS400 200×9×305 F-11(一般部塗装系 C-5)	t	2	720, 000	1, 440, 000		
計						85, 083, 293		
単価						409, 100	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一15号	既設部材撤去	既設縦桁	単位	t	数量	1	単価	386,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
既設部材撤去			t	1	386,000	386,000		
計						386,000		
単価						386,000	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一16号	現場発生品運搬	既設縦桁	単位	t	数量	1	単価	22,820
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場発生品及び支給品運搬		トラック[クレーン装置付]ベーストラック2t積、吊能力2.9t 有り 20.0km以下	t	1	12,260	12,260		
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し		トラック[クレーン装置付]ベーストラック2t積、吊能力2.9t	t	1	10,560	10,560		
計						22,820		
単価						22,820	円／t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一17号	足場	吊足場	単位	m2	数量	1	単価	8, 015
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
足場工（床版補強工用）		桁高1. 5m以上 2. 5月	m 2	1	7, 076	7, 076		
朝顔（床版補強工用）		両側朝顔 2. 5月	m 2	1	939	939		
計						8, 015		
単価						8, 015	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一18号	防護 (1)	板張防護	単位	m2	数量	1	単価	919
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防護工（床版補強工用）		両側朝顔 板張防護 2. 3月	m 2	1	919	919		
計						919		
単価						919	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一19号	防護 (2)	シート張防護	単位	m2	数量	1	単価	240
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防護工（床版補強工用）		両側朝顔 シート張防護 2.2月	m 2	1	240	240		
計						240		
単価						240	円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一20号	鋼・コ A製伸縮装置補修	補修	単位	m	数量	18. 3	単価	313, 900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁用伸縮継手装置設置工		補修 軽量型 1 車線相当	m	8. 5	170, 690	1, 450, 865		
橋梁用伸縮継手装置設置工		補修 普通型 1 車線相当	m	9. 8	177, 760	1, 742, 048		
橋梁用伸縮装置(材料費)		ATシヨイント AIJ-30	m	8. 5	84, 600	719, 100		
橋梁用伸縮装置(材料費)		ATシヨイント AIJ-50	m	9. 8	103, 000	1, 009, 400		
二重止水材(材料費)		クロサ-SS 一般用	本	4	56, 700	226, 800		
二重止水材(材料費)		クロサ-SS 端部用	本	2	56, 700	113, 400		
二重止水材(材料費)		クロサ-S 一般用	本	5	56, 700	283, 500		
二重止水材(材料費)		クロサ-S 端部排水セット(400)	本	2	56, 700	113, 400		
地覆端部材(加工費含む)(材料費)		サト-クロサ-A	箇所	4	11, 400	45, 600		
シーリング材(材料費)		シリコン#70 4. 0L/缶	缶	1	34, 900	34, 900		
プライマー(材料費)		シリコンプライマーC 0. 29kg/缶	缶	1	3, 690	3, 690		

1 次单価表

單價使用年月	2026. 3
步掛使用年月	2026. 3
勞務調整係數	1. 000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一21号	埋設型床版排水桷		単位	基	数量	1	単価	67, 640	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
排水桷		排水桷A	箇所	1	8, 034	8, 034			
埋設型床版排水桷(材料費)		ジョイントドレーン	基	1	59, 600	59, 600			
計						67, 634			
単価						67, 640	円／基		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単－22号	現場溶接		単位	m	数量	1	単価	13, 070
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場溶接		すみ肉脚長6mm	m	1	13, 070	13, 070		
計						13, 070		
単価						13, 070	円／m	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一23号	検査路		単位	t	数量	1	単価	523, 900
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
部材撤去工		検査路	t	1	230, 500	230, 500		
部材再設置工		検査路	t	1	293, 400	293, 400		
計						523, 900		
単価						523, 900	円／t	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一24号	現場発生品運搬	伸縮装置	単位	t	数量	1	単価	22, 820
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場発生品及び支給品運搬		トラック[クレーン装置付]ベーストラック2t積、吊能力2.9t 有り 20.0km以下	t	1	12, 260	12, 260		
現場発生品及び支給品積込み・荷卸し		トラック[クレーン装置付]ベーストラック2t積、吊能力2.9t	t	1	10, 560	10, 560		
計						22, 820		
単価						22, 820	円／t	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一25号	低圧注入工法	1構造物当り補修延べ延長 118.8m	単位	構造物	数量	1	単価	1,192,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ひび割れ補修工（低圧注入工法）		25m以上 118.8m 2.95kg 13.1kg 594個	構造物	1	1,192,000	1,192,000		
計						1,192,000		
単価						1,192,000	円／構造物	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一26号	左官工法	1構造物当り修復延べ体積 3.61m3 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理有	単位	構造物	数量	1	単価	14,980,000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
断面修復工（左官工法）		有り 0.1m3以上 3.61m3	構造物	1	14,980,000	14,980,000		
計						14,980,000		
単価						14,980,000	円／構造物	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

単一27号	剥落防止		単位	m2	数量	100	単価	23, 100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
剥落防止		ニュークリアクロス工法 下地処理	m 2	100	4, 040	404, 000		
剥落防止		ニュークリアクロス工法 プライマー塗布	m 2	100	1, 102	110, 200		
剥落防止		ニュークリアクロス工法 不陸修正	m 2	100	2, 205	220, 500		
剥落防止		ニュークリアクロス工法 特殊ビニロン繊維シート貼付	m 2	100	4, 541	454, 100		
剥落防止		ニュークリアクロス工法 仕上げ材塗布	m 2	100	1, 837	183, 700		
ニュークリアクロスプライマー(材料費)		ウレタン樹脂系プライマー	k g	15	2, 850	42, 750		
ニュークリアクロスパテ(材料費)		ポリウレタン樹脂系パテ材	k g	30	4, 460	133, 800		
ニュークリアクロスレジン(材料費)		ポリウレタン樹脂含浸接着剤	k g	50	5, 510	275, 500		
ニュークリアクロス(材料費)		特殊ビニロン繊維シート	m	110	1, 900	209, 000		
ニュークリアクロスレジン(材料費)		ポリウレタン樹脂含浸接着剤 仕上げ用	k g	50	5, 510	275, 500		
計						2, 309, 050		

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単一27号	剥落防止		単位	m2	数量	100	単価	23,100
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	単価					23,100	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一28号	コンクリート殻積込・運搬(断面修復工)	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	単価 10,130
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
コンクリート殻積込・運搬(断面修復工)		有り 16.5k m以下 良好	m 3	1	10,130	10,130	
計						10,130	
単価						10,130	円／m3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一29号	殻処分	コンクリート殻(無筋)	単位	m3	数量	1	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 (m 3)			m 3	1			
計							
単価							円／m3

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一30号	部分塗替塗装 素地調整	脱脂剤兼用防錆皮膜処理材	単位	m2	数量	1	単価	1,752
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
部分塗替塗装		素地調整 脱脂剤兼用防錆皮膜処理材	m 2	1	1,752	1,752		
計						1,752		
単価						1,752	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一31号	部分塗替塗装 下塗	変性エポキシ樹脂系特殊塗料(2層) はけ・ローラー	単位	m2	数量	1	単価	4,184
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
部分塗替塗装		下塗り 変性エポキシ樹脂系特殊塗料(2層) はけ・ローラー	m 2	1	4,184	4,184		
計						4,184		
単価						4,184	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一32号	部分塗替塗装 中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 はけ・ローラー	単位	m2	数量	1	単価	894
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
部分塗替塗装		中塗り 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 はけ・ローラー 淡彩	m 2	1	894	894		
計						894		
単価						894	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一33号	部分塗替塗装 上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 はけ・ローラー	単位	m2	数量	1	単価	1,431
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
部分塗替塗装		上塗り 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 はけ・ローラー 淡彩	m 2	1	1,431	1,431		
計						1,431		
単価						1,431	円／m2	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一34号	塗膜除去		単位	m2	数量	1	単価	9, 532	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
塗膜剥離剤塗布・塗膜除去		無し 無し 鈑桁構造・箱桁構造 1. 06kg/m2	m 2	1	7, 166	7, 166			
廃材の回収・積込		無し 無し	m 2	1	2, 366	2, 366			
計						9, 532			
単価						9, 532	円／m2		

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0
単一35号	塗膜運搬		単位	t	数量	2. 5	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
廃材運搬		既設塗膜(鉛含有) 13tワンゲ車	台・回	1			
計							
単価							円／t

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一36号	塗膜処分		単位	t	数量	1	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費 (t)			t	1			
計							
単価							円/t

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0
単一37号	枠組足場		単位	掛m2	数量	1	単価 5,944
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
足場工		手摺先行型枠組足場 必要 標準	掛m 2	1	5,944	5,944	
計						5,944	
単価						5,944	円/掛m2

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一38号	クリーンルーム	設置・撤去	単位	箇所	数量	1	単価	62,410
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
クリーンルーム設置・撤去		W1500×L4500×H2150	箇所	1	62,410	62,410		
計						62,410		
単価						62,410	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
単一39号	交通誘導警備員 (1)	A	単位	人日	数量	1	単価	20,610
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	20,610	20,610		
計						20,610		
単価						20,610	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一40号	交通誘導警備員 (2)	B	単位	人日	数量	1	単価	19, 080
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人日	1	19, 080	19, 080		
計						19, 080		
単価						19, 080	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
単一41号	建設機械運搬費		単位	台	数量	1	単価	285, 800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
貨物自動車による運搬（1 車 1 回）		路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付) 2. 0m 65. 9km 無 有 30900円	台	2	142, 900	285, 800		
計						285, 800		
単価						285, 800	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗膜系防水	補修 有 23.03m/100m2 有 23.03m/100m2 無	単位	m 2	数量	100	単価	2,788
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋面防水工	塗膜系防水（アスファルト系）	補修	m 2	100	2,525	252,500		
排水用導入管		溶融亜鉛めっき鋼製 φ18×25m	m	24.182	745	18,015		
成形目地材		アスファルト舗装用 5×30 低弾性	m	24.182	340	8,221		
諸雑費（まるめ）			式	1		64		
計						278,800		
単価						2,788	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	床版水抜きパイプ設置		単位	箇所	数量	3	単価	28,560
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.5	35,496	17,748		
	特殊作業員		人	0.5	31,518	15,759		
	普通作業員		人	1.5	27,336	41,004		
	諸雑費（率＋まるめ） 15%		式	1		11,169		
	計					85,680		
	単価					28,560	円／箇所	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	床版水抜きパイプ用フレキシブルチューブ設置		単位	m	数量	6.6	単価	4,348
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	普通作業員		人	1	27,336	27,336		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		1,364		
	計					28,700		
	単価					4,348	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 一層 無 90mm 改質As 密粒II型(20)DS3000 各種 0L/100m2	単位	m 2	数量	100	単価	5, 524
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	0. 156	35, 496	5, 537		
特殊作業員			人	0. 469	31, 518	14, 781		
普通作業員			人	0. 781	27, 336	21, 349		
改質アスファルト混合物		改質A s 密粒 I I 型 (2 0) D S 3 0 0 0	t	22. 631	17, 300	391, 516		
アスファルト乳剤		計上無し	L	0	0	0		
路面切削機運転		7cmを超え12cm以下 一層	日	0. 156	262, 500	40, 950		
路面清掃車運転		7cmを超え12cm以下 一層	日	0. 156	80, 700	12, 589		
アスファルトフィニッシャ運転		7cmを超え12cm以下 一層	日	0. 156	167, 000	26, 052		
ロードローラ運転		7cmを超え12cm以下 一層	日	0. 156	61, 190	9, 545		
タイヤローラ運転		7cmを超え12cm以下 一層	日	0. 156	58, 620	9, 144		
諸雑費（率+まるめ） 15%			式	1		20, 937		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 一層 無 90mm 改質As 密粒II型(20)DS3000 各種 0L/100m2	単位	m 2	数量	100	単価	5,524
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	計					552,400		
	単価					5,524	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	処分費（m 3）			単位	m 3	数量	100	単価	
名称			規格		単位	数量	単価	金額	摘要
処分費			アスファルト殻(切削)		m 3	100			
計									
単価									円／m 3

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	樹脂系すべり止め舗装工	車道(ETCレーン含む) RPN-101 100m2未満 無 無 無 無 1. 0m超え(標準)	単位	m 2	数量	1	単価	7, 020
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
樹脂系すべり止め舗装工		R P N - 1 0 1	m 2	1	7, 020	7, 020		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						7, 020		
単価						7, 020	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	395.1
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	昼間 豪雪無 実線15cm 制約無	m	1,000	231.54	231,540		
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	570	235	133,950		
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	25	180	4,500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	25	485	12,125		
	軽油		L	40	130	5,200		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		7,785		
	計					395,100		
	単価					395.1	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し 実線 15cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 黄 鉛・クロムフリー アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	475.9
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	昼間 豪雪無 実線15cm 制約無	m	1,000	231.54	231,540		
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 黄 鉛・フリー 溶融	k g	570	370	210,900		
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	25	180	4,500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	25	485	12,125		
	軽油		L	40	130	5,200		
	諸雑費（率+まるめ） 5%		式	1		11,635		
	計					475,900		
	単価					475.9	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	区画線設置	無し 溶融式手動 無し ゼブラ 45cm 無し 1.5mm 無し 無し 含有量15～18% 白 アスファルト舗装 全ての費用	単位	m	数量	1,000	単価	995
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	区画線設置（溶融式）	昼間 豪雪無 ゼブラ45cm 制約無	m	1,000	511.02	511,020		
	トラフィックペイント	3種1号 ビーズ15～18 白 溶融型	k g	1,700	235	399,500		
	ガラスビーズ	0.106～0.850mm	k g	75	180	13,500		
	接着用プライマー	区画線用	k g	75	485	36,375		
	軽油		L	89	130	11,570		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		23,035		
	計					995,000		
	単価					995	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	芯出し調整(鋼材面用)	吊足場上作業	単位	m 2	数量	10	単価	37,870
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう世話役		人	1	41,820	41,820		
	橋りょう特殊工		人	4	37,026	148,104		
	普通作業員		人	6	27,336	164,016		
	諸雑費（率＋まるめ） 7%		式	1		24,760		
	計					378,700		
	単価					37,870	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	鋼桁孔明		単位	本	数量	100	単価	2,011
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう世話役		人	0.893	41,820	37,345		
	橋りょう特殊工		人	2.679	37,026	99,192		
	普通作業員		人	0.893	27,336	24,411		
	諸雑費（率＋まるめ） 25%		式	1		40,152		
	計					201,100		
	単価					2,011	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高力ボルト本締		単位	本	数量	100	単価	811.4
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう世話役		人	0.385	41,820	16,100		
	橋りょう特殊工		人	1.154	37,026	42,728		
	普通作業員		人	0.385	27,336	10,524		
	諸雑費（率＋まるめ） 17%		式	1		11,788		
	計					81,140		
	単価					811.4	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ビニール仕上げ	吊足場上作業	単位	本	数量	1, 000	単価	104. 4
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう特殊工		人	2	37, 026	74, 052		
	諸雑費（率＋まるめ） 41%		式	1		30, 348		
	計					104, 400		
	単価					104. 4	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	補強部材取付(ボルト接合)	20<G≤40	単位	基	数量	10	単価	18,320
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう世話役		人	0.833	41,820	34,836		
	橋りょう特殊工		人	2.5	37,026	92,565		
	普通作業員		人	0.833	27,336	22,770		
	諸雑費（率＋まるめ） 22%		式	1		33,029		
	計					183,200		
	単価					18,320	円／基	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	下地処理工		単位	m 2	数量	100	単価	3,790
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2.3	35,496	81,640		
	特殊作業員		人	9.2	31,518	289,965		
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		7,395		
	計					379,000		
	単価					3,790	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	FSク*リット*架設工	レ*ル*付、フ*レート設置、ボ*ルト・ナット・ワッシャ締め含む	単位	部材	数量	10	単価	28,480
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう世話役		人	1	41,820	41,820		
	橋りょう特殊工		人	4	37,026	148,104		
	諸雑費（率+まるめ） 50%		式	1		94,876		
	計					284,800		
	単価					28,480	円／部材	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	FRP桁ｼｰﾙ工		単位	m	数量	100	単価	2, 239
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 9	35, 496	31, 946		
	特殊作業員		人	3. 5	31, 518	110, 313		
	普通作業員		人	2. 6	27, 336	71, 073		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		10, 568		
	計					223, 900		
	単価					2, 239	円／m	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	FRP桁注入工		単位	m 2	数量	10	単価	14, 300
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0. 59	35, 496	20, 942		
	特殊作業員		人	2. 25	31, 518	70, 915		
	普通作業員		人	1. 72	27, 336	47, 017		
	諸雑費（率＋まるめ） 3%		式	1		4, 126		
	計					143, 000		
	単価					14, 300	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	現場塗装工	F-11	単位	m 2	数量	1	単価	12,910
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	継手部素地調整（新橋現場・新橋継手部現場塗装）	動力工具処理 無し 無し	m 2	1	4,690	4,690		
	継手部下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）	ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層) 無し 無し	m 2	1	1,078	1,078		
	継手部下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）	超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層) 無し 無し	m 2	1	4,964	4,964		
	中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）	新橋現場塗装 中塗り 無し 無し 無し ふっ素樹脂塗料用 淡彩	m 2	1	868.6	868		
	中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）	新橋現場塗装 上塗り 無し 無し 無し ふっ素樹脂塗料 淡彩	m 2	1	1,315	1,315		
	計					12,915		
	単価					12,910	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	既設部材撤去		単位	t	数量	1	単価	386, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう世話役		人	2. 3	41, 820	96, 186		
	橋りょう特殊工		人	6. 1	37, 026	225, 858		
	普通作業員		人	1. 8	27, 336	49, 204		
	諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		14, 752		
	計					386, 000		
	単価					386, 000	円／ t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足場工（床版補強工用）	桁高1.5m以上 2.5月	単位	m 2	数量	1	単価	7,076
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう特殊工		人	0.153	37,026	5,664		
	足場材損料		月	2.5	565	1,412		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					7,076		
	単価					7,076	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	朝顔（床版補強工用）	両側朝顔 2.5月	単位	m 2	数量	1	単価	939
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう特殊工		人	0. 022	37, 026	814		
	足場材損料		月	2. 5	50	125		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					939		
	単価					939	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	防護工（床版補強工用）	両側朝顔 板張防護 2.3月	単位	m 2	数量	1	単価	919
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう特殊工		人	0. 018	37, 026	666		
	防護材損料		月	2. 3	110	253		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					919		
	単価					919	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	防護工（床版補強工用）	両側朝顔 シート張防護 2.2月	単位	m 2	数量	1	単価	240
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう特殊工		人	0.004	37,026	148		
	シート張防護材損料		月	2.2	42	92		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					240		
	単価					240	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

部材撤去工	検査路	単位	t	数量	10	単価	230, 500
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう世話役		人	10. 204	41, 820	426, 731		
橋りょう特殊工		人	40. 816	37, 026	1, 511, 253		
普通作業員		人	10. 204	27, 336	278, 936		
諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		88, 080		
計					2, 305, 000		
単価					230, 500	円／ t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	部材再設置工	検査路	単位	t	数量	10	単価	293,400
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう世話役		人	12.987	41,820	543,116		
	橋りょう特殊工		人	51.948	37,026	1,923,426		
	普通作業員		人	12.987	27,336	355,012		
	諸雑費（率＋まるめ） 4%		式	1		112,446		
	計					2,934,000		
	単価					293,400	円／t	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	ひび割れ補修工（低圧注入工法）	25m以上 118. 8m 2. 95kg 13. 1kg 594個	単位	構造物	数量	1	単価	1, 192, 000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	6. 89	35, 496	244, 567		
	特殊作業員		人	11. 405	31, 518	359, 462		
	普通作業員		人	8. 435	27, 336	230, 579		
	注入材	BLｸﾞﾗウト	k g	2. 95	3, 910	11, 534		
	ｼｰﾙ材	#101	k g	17. 947	2, 630	47, 200		
	注入器	BLｲﾝｼﾞｬｸﾀｰ	個	594	420	249, 480		
	諸雑費（率＋まるめ） 6%		式	1		49, 178		
	計					1, 192, 000		
	単価					1, 192, 000	円／構造物	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	断面修復工（左官工法）	有り 0.1m3以上 3.61m3	単位	構造物	数量	1	単価	14,980,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	101.08	35,496	3,587,935		
特殊作業員			人	191.33	31,518	6,030,338		
普通作業員			人	101.08	27,336	2,763,122		
ホ°リマセメントモルタル		左官工法用	m 3	4.26	379,000	1,614,540		
諸雑費（率＋まるめ） 8%			式	1		984,065		
計						14,980,000		
単価						14,980,000	円／構造物	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	剥落防止	ニュークリアクロス工法 下地処理	単位	m 2	数量	100	単価	4, 040
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2. 083	35, 496	73, 938		
	特殊作業員		人	6. 25	31, 518	196, 987		
	普通作業員		人	4. 167	27, 336	113, 909		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		19, 166		
	計					404, 000		
	単価					4, 040	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	剥落防止	ニュークリアクロス工法 プライマー塗布	単位	m 2	数量	100	単価	1,102
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.5	35,496	17,748		
	特殊作業員		人	2	31,518	63,036		
	普通作業員		人	1	27,336	27,336		
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		2,080		
	計					110,200		
	単価					1,102	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	剥落防止	ニュークリアクロス工法 不陸修正	単位	m 2	数量	100	単価	2,205
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1	35,496	35,496		
	特殊作業員		人	4	31,518	126,072		
	普通作業員		人	2	27,336	54,672		
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		4,260		
	計					220,500		
	単価					2,205	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	剥落防止	ニュークリアクロス工法 特殊ビニロン繊維シート貼付	単位	m 2	数量	100	単価	4, 541
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	2	35, 496	70, 992		
	特殊作業員		人	8	31, 518	252, 144		
	普通作業員		人	4	27, 336	109, 344		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		21, 620		
	計					454, 100		
	単価					4, 541	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	剥落防止	ニュークリアクロス工法 仕上げ材塗布	単位	m 2	数量	100	単価	1,837
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	0.833	35,496	29,568		
	特殊作業員		人	3.333	31,518	105,049		
	普通作業員		人	1.667	27,336	45,569		
	諸雑費（率＋まるめ） 2%		式	1		3,514		
	計					183,700		
	単価					1,837	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	部材取付(ボルト接合)	吊足場上での作業 1部材当り平均質量=G≦20	単位	部材	数量	10	単価	13,740
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
橋りょう世話役		人	0.625	41,820	26,137			
橋りょう特殊工		人	1.875	37,026	69,423			
普通作業員		人	0.625	27,336	17,085			
諸雑費（率＋まるめ） 22%		式	1		24,755			
計					137,400			
単価					13,740	円／部材		

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	高力ボルト本締		単位	本	数量	100	単価	811.4
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう世話役		人	0.385	41,820	16,100		
	橋りょう特殊工		人	1.154	37,026	42,728		
	普通作業員		人	0.385	27,336	10,524		
	諸雑費（率＋まるめ） 17%		式	1		11,788		
	計					81,140		
	単価					811.4	円／本	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	金属パテ補修	セメント金属補修特殊パテ 下地処理含	単位	m 2	数量	1	単価	290, 700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	1	35, 496	35, 496		
特殊作業員			人	2	31, 518	63, 036		
普通作業員			人	1	27, 336	27, 336		
プライマー			k g	0. 26	25, 200	6, 552		
金属パテ			k g	2. 9	49, 400	143, 260		
諸雑費（率＋まるめ） 12%			式	1		15, 020		
計						290, 700		
単価						290, 700	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	芯出し調整(鋼材面用)	吊足場上作業	単位	m 2	数量	10	単価	37,870
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋りょう世話役		人	1	41,820	41,820		
	橋りょう特殊工		人	4	37,026	148,104		
	普通作業員		人	6	27,336	164,016		
	諸雑費（率＋まるめ） 7%		式	1		24,760		
	計					378,700		
	単価					37,870	円／m 2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	コンクリート殻積込・運搬（断面修復工）	有り 16.5 k m以下 良好	単位	m 3	数量	10	単価	10, 130
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	普通作業員		人	1.299	27,336	35,509		
	ダンプトラック運転	良好	日	1.83	35,930	65,751		
	諸雑費（まるめ）		式	1		40		
	計					101,300		
	単価					10,130	円／m 3	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量	100	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		コンクリート殻(無筋)	m ³	100			
	計						
	単価						円／m ³

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	無し 無し 鉸桁構造・箱桁構造 1.06kg/m2	単位	m 2	数量	1	単価	7,166
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去 昼間	鉸桁構造・箱桁構造 時間制約無	m 2	1	4,830.72	4,830		
	塗膜剥離剤	水系(エマルジョン系)	k g	1.134	2,060	2,336		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					7,166		
	単価					7,166	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0
	廃材の回収・積込	無し 無し	単位	m 2	数量	1	単価 2, 366
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
廃材の回収・積込 昼間		時間制約無	m 2	1	2, 366. 4	2, 366	
諸雑費（まるめ）			式	1		0	
計						2, 366	
単価						2, 366	円／m 2

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0
	処分費（t）		単位	t	数量	100	
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要
処分費		既設塗膜(鉛含有)	t	100			
計							
単価							円／t

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足場工	手摺先行型枠組足場 必要 標準	単位	掛㎡	数量	100	単価	5,944
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.6	35,496	56,793		
	とび工		人	8.5	33,762	286,977		
	普通作業員		人	1.3	27,336	35,536		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	1.4	53,200	74,480		
	諸雑費（率＋まるめ） 31%		式	1		140,614		
	計					594,400		
	単価					5,944	円／掛㎡	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	グリーンルーム設置・撤去	W1500×L4500×H2150	単位	箇所	数量	1	単価	62,410
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
足場工		単管足場 必要 標準	掛m 2	11.1	5,623	62,415		
計						62,415		
単価						62,410	円／箇所	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	交通誘導警備員A		単位	人日	数量	1	単価	20,610
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人	1	20,604	20,604		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						20,610		
単価						20,610	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	交通誘導警備員B		単位	人日	数量	1	単価	19,080
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	交通誘導警備員B		人	1	19,074	19,074		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					19,080		
	単価					19,080	円／人日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	貨物自動車による運搬（１車１回）	路面切削機（ホイル式・廃材積込装置付）2.0m 65.9km 無 有 30900円	単位	台	数量	1	単価	142,900
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	貨物自動車基本運賃	20t車以上30t車まで 100kmまで	台	1	112,000	112,000		
	貨物自動車運送料金	運搬中の賃料（損料）K（K'）	台	1	30,900	30,900		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					142,900		
	単価					142,900	円／台	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	道路施設基本データ作成費用		単位	式	数量	1	単価	64, 230
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
技術員			人	1. 75	36, 700	64, 225		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						64, 230		
単価						64, 230	円／式	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	近接調査計測		単位	ユニット	数量	1	単価	41,860
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	技師（Ａ）		人	0.22	63,852	14,047		
	技師（Ｃ）		人	0.22	43,350	9,537		
	橋りょう特殊工		人	0.44	37,026	16,291		
	諸雑費（率＋まるめ） 5%		式	1		1,985		
	計					41,860		
	単価					41,860	円／ユニット	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	路面切削機運転	7cm超え12cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	262, 500
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	32, 844	32, 844		
	軽油		L	240	130	31, 200		
	路面切削機［ホイール式・廃材積込装置付］	排ガス型（第3次） 切削幅2. 0 m 深さ23cm	供用日	1. 28	155, 000	198, 400		
	諸雑費（まるめ）		式	1		56		
	計					262, 500		
	単価					262, 500	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	路面清掃車運転	7cm超え12cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	80, 700
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	1	27, 744	27, 744		
	軽油		L	43	130	5, 590		
	路面清掃車 [ブラシ・四輪式・路面切削工事用]	ホッパ容量1. 5 m ³	供用日	1. 28	37, 000	47, 360		
	諸雑費（まるめ）		式	1		6		
	計					80, 700		
	単価					80, 700	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	アスファルトフィニッシャ運転	7cm超え12cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	167,000
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	32,844	32,844		
軽油			L	67	130	8,710		
アスファルトフィニッシャ [ホイール型]			排ガス対策 2014年規制 舗装幅 2.3～6.0m	供用日	1.41	88,900	125,349	
諸雑費（まるめ）			式	1		97		
計						167,000		
単価						167,000	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ロードローラ運転	7cm超え12cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	61,190
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	32,844	32,844		
	軽油		L	29	130	3,770		
	ロードローラ [マカダム・排ガス型 2014年規制]	運転質量10t 締固め幅2.1m	供用日	1.28	19,200	24,576		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					61,190		
	単価					61,190	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

	タイヤローラ運転	7cm超え12cm以下 一層	単位	日	数量	1	単価	58, 620
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（特殊）		人	1	32, 844	32, 844		
	軽油		L	23	130	2, 990		
	タイヤローラ [普通型・排ガス対策 2 0 1 4 年規制]	運転質量 1 3 ～ 1 4 t	供用日	1. 28	17, 800	22, 784		
	諸雑費（まるめ）		式	1		2		
	計					58, 620		
	単価					58, 620	円／日	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	継手部素地調整（新橋現場・新橋継 手部現場塗装）	動力工具処理 無し 無し	単位	m 2	数量	100	単価	4,690
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 新橋素地調整		昼間 動力工具処理 ISO St3 制約無	m 2	100	4,689.43	468,943		
諸雑費（まるめ）			式	1		57		
計						469,000		
単価						4,690	円／m 2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1.000-00-00-2-0	
	継手部下塗り（新橋現場・新橋継手 部現場塗装）	ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層) 無し 無し	単位	m 2	数量	100	単価	1,078
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 新橋塗装 下塗り		昼間 ミストコート 変性エポキシ樹脂(1層) 制約無	m 2	100	1,077.71	107,771		
諸雑費（まるめ）			式	1		29		
計						107,800		
単価						1,078	円／m 2	

参考資料（２）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	継手部下塗り（新橋現場・新橋継手 部現場塗装）	超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層) 無し 無し	単位	m 2	数量		単価	
						100		4, 964
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 新橋塗装 下塗り		昼間 超厚膜形エポキシ (2回塗り/層) 制約無						
			m 2	100	4, 963. 86	496, 386		
諸雑費（まるめ）								
			式	1		14		
計						496, 400		
単価						4, 964	円／m 2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 3 2026. 3 1. 000-00-00-2-0	
	中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継 手部現場塗装）	新橋現場塗装 中塗り 無し 無し 無し ふっ素樹脂塗料用 淡彩	単位	m 2	数量		単価	
						100		868. 6
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 新橋塗装 中塗り		昼間 ふっ素樹脂塗料用 淡彩 制約無						
			m 2	100	868. 6	86, 860		
諸雑費（まるめ）								
			式	1		0		
計						86, 860		
単価						868. 6	円／m 2	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継 手部現場塗装）	新橋現場塗装 上塗り 無し 無し 無し ふっ素樹脂塗料 淡彩	単位	m 2	数量	100	単価	1,315
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	橋梁塗装工 新橋塗装 上塗り	昼間 ふっ素樹脂 淡彩 制約無	m 2	100	1,314.01	131,401		
	諸雑費（まるめ）		式	1		99		
	計					131,500		
	単価					1,315	円／m 2	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	ダンプトラック運転	良好	単位	日	数量	1	単価	35,930
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	運転手（一般）		人	0.89	27,744	24,692		
	軽油		L	19.2	130	2,496		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	供用日	1.02	8,310	8,476		
	ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)	供用日	1.02	261	266		
	諸雑費（まるめ）		式	1		0		
	計					35,930		
	単価					35,930	円／日	

参考資料（２）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	足場工	単管足場 必要 標準	単位	掛㎡	数量	100	単価	5,623
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	土木一般世話役		人	1.9	35,496	67,442		
	とび工		人	8.4	33,762	283,600		
	普通作業員		人	1.8	27,336	49,204		
	ラフテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型]	25 t 吊	日	0.8	53,200	42,560		
	諸雑費（率＋まるめ） 27%		式	1		119,494		
	計					562,300		
	単価					5,623	円／掛㎡	

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 橋梁保全工事			合算工事： 0			
対象工事費	150,586,498	直接工事費	150,586,498	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額	単独（追加工事）	819,426	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）		2,974,400				
管理費区分 1		0（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）				
管理費区分 2， 7		0（工場原価）				
管理費区分 5		2,974,400（一般管理費等のみ対象額）				
管理費区分 9		0（間接費非対象額）				
管理費区分 T		0（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）				
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		147,612,098		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く 共通仮設費対象額		146,792,672		0 0		
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		8.74 %		0 %		
施工地域等補正		1.4 ICT施工補正		1		
率（補正後）		12.48 %（12.24% × 週休1.02）				
計上額		18,421,000		0 0		
比較結果						
当該追加工事		A				
0		0		調整工事計上額 0		

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	146,792,672	直接工事費	150,586,498		
非対象額計（－）	3,793,826				
管理費区分1	0	(橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2、7	0	(工場原価)			
管理費区分5	2,974,400	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	819,426	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	146,792,672	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.91 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.91 %				
計上額	1,335,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	5,457,670				
運搬費	285,800	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	3,768,120	役務費	0	技術管理費	1,403,750
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					25,213,670

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	175,800,168	単独（追加工事）直接工事費	150,586,498	単独（追加工事）共通仮設費	25,213,670
非対象額計（一）	2,974,400				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	2,974,400	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	172,825,768	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	172,006,342		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	35.05 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.2				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	43.32 %（42.06% × 週休1.03）		0 %		
計上額	74,868,000		0		0
			11,170,368（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	横浜国道事務所 管理第二課	工事番号	8363511016	第 0 回変更
発注年月	令和08年02月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
				橋梁保全工事

工事原価	250,668,168				
純工事費	175,800,168	現場管理費	74,868,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	250,668,168	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	249,848,742	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	250,668,168				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	15.11 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	37,971,832				
業務委託料等	0				
調査基準価格	288,156,000				
調査基準価格の100/110	261,960,000	（ 90.76 % ）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事

国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所 管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
橋梁保全工事		式		1		
舗装工		式		1		
橋面防水工		式		1		
橋面防水	塗膜防水	m2		430		
床版排水		箇所		3		
床版削孔	φ 50	孔		3		
既設排水柵孔明け	φ 21	孔		2		
舗装打換え工		式		1		
基層	改質As 密粒II型(20)DS3000 舗装厚40mm 1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2		0.05		
表層	改質As 密粒II型(20)DS3000 舗装厚40mm 1.4m未満（1層当り平均仕上り厚50mm以下）	m2		0.05		
切削オーバーレイ工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒II型(20)DS3000	m2		430		
殻運搬(路面切削)	アスファルト殻(切削)	m3		39		
殻処分	アスファルト殻(切削)	m3		39		
薄層カー舗装工		式		1		
薄層カー舗装	赤 RPN-101	m2		84		
区画線工		式		1		
区画線工		式		1		
熔融式区画線 (1)	熔融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 白	m		200		
熔融式区画線 (2)	熔融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗装無 黄	m		51		
熔融式区画線 (3)	熔融式手動 セブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗装無	m		19		
橋梁床版工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
床版補強工		式		1		
床版補強	FRP製アンダーデッキ	m2		208		
既設部材撤去	既設縦桁	t		0.5		
現場発生品運搬	既設縦桁	式		1		
足場	吊足場	式		1		
防護 (1)	板張防護	式		1		
防護 (2)	シート張防護	式		1		
橋梁付属物工		式		1		
伸縮継手工		式		1		
鋼・コン製伸縮装置補修	補修	m		18		
埋設型床版排水柵		基		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
現場溶接		m		0.06		
検査路工		式		1		
検査路		t		4.8		
運搬処理工		式		1		
現場発生品運搬	伸縮装置	式		1		
橋梁補修工		式		1		
ひび割れ補修工		式		1		
低圧注入工法	1構造物当り補修延べ延長 118.8m	構造物		1		
断面修復工		式		1		
左官工法	1構造物当り修復延べ体積 3.61m ³ 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理有	構造物		1		
剥落防止工		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
剥落防止		m2		186		
当て板補修工		式		1		
当て板補修		式		1		
運搬処理工		式		1		
コンクリート殻積込・運搬(断面修復工)	コンクリート殻(無筋)	m3		4		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		4		
現場塗装工		式		1		
橋梁塗装工		式		1		
部分塗替塗装 素地調整	脱脂剤兼用防錆皮膜処理材	m2		700		
部分塗替塗装 下塗	変性エポキシ樹脂系特殊塗料(2層) はけ・ローラー	m2		700		
部分塗替塗装 中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 はけ・ローラー	m2		700		

工事数量総括表

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
部分塗替塗装 上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 はけ・ローラー	m2		700		
塗膜除去工		式		1		
塗膜除去		m2		700		
塗膜運搬		t		2.5		
塗膜処分		t		2.5		
仮設工		式		1		
足場工		式		1		
枠組足場		式		1		
環境対策設備工		式		1		
環境対策資機材費		式		1		
クリーンルーム	設置・撤去	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 (1)	A	式		1		
交通誘導警備員 (2)	B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
運搬費		式		1		
建設機械運搬費		式		1		
安全費		式		1		
鉛等呼吸用保護具等費用		式		1		
技術管理費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事（ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
道路施設基本データ作成費用		式		1		
近接調査計測		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

R 7 横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1) 直接工事費 -----	150, 586, 498
(2) 共通仮設費 -----	25, 213, 670
(3) 純工事費 -----	175, 800, 168

(1)+(2)

(4) 現場管理費 -----	74, 868, 000
(5) 工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0

(6) 工事原価 -----	250, 668, 168
-----------------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7') 一般管理費等(計上額) -----	37, 971, 832
------------------------	--------------

(8') その他費目計 -----	0
-------------------	---

(9) 業務委託料等 -----	0
-------------------	---

(10) 工事価格 -----	288, 640, 000
-----------------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11) 消費税相当額 -----	28, 864, 000
-------------------	--------------

(12) 請負工事価格 -----	317, 504, 000
-------------------	---------------

(10)+(11)

(13) 入札書比較価格 -----	288, 640, 000
--------------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14) 調査基準価格 -----	288, 156, 000
-------------------	---------------

(15) 調査基準価格の100/110 -----	261, 960, 000
---------------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16) 工場製作純工事費 -----	0
---------------------	---

(17) 工場管理費 -----	0
------------------	---

(18) 工場製作原価 -----	0
-------------------	---

(16)+(17)

((7) 一般管理費等(計算額) -----	37, 976, 227)
-------------------------	----------------

R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事

特記仕様書

令和8年2月

国土交通省関東地方整備局
横浜国道事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等(契約書第 10 条)

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事は、建設業法第 26 条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例2号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第二号の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。
(1)建設業法第26条第3項第二号による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。

(2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。

(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)

(5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は神奈川県内の工事でなければならない。

(6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

(7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。

3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。

1) 監理技術者補佐の資格を有する書類(一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)

2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可))

3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類(CORINSの写し)

4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ(CORINS)への登録・修正を適切に行うこと。

第6条 コリンズ(CORINS)への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為(一括下請負等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものと

する。)

第7条 コリンズ(CORINS)への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標(緯度、経度)を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系(JGD2024)に準拠する。

【七曲二の橋】

経度 神奈川県足柄下郡箱根町畑宿地先 緯度 35° 12' 35" 経度 139° 03' 32"

経度 神奈川県足柄下郡箱根町畑宿地先 緯度 35° 12' 36" 経度 139° 03' 32"

第8条 コリンズ(CORINS)への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)※1

本工事は、一般国道〇号〇〇道路における、舗装・標識工事である。

主な工種は舗装工・標識工であり、それぞれ〇〇m²、〇基を予定している。

※1 記載例は、入札公告1. 工事の概要(3)工事内容、(4)工事概算数量に記載する文章と同じでよい。

第9条 コリンズ(CORINS)への設計業務名及びテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書(令和6年3月版)1-1-1-7 コリンズ(CORINS)への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については、監督職員に問い合わせするものとする。

コリンズへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
R6横浜国道事務所管内橋梁補修設計他業務	4058338817

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者(工事成績優秀企業に認定された下請負を含む)は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線(黄色もしくは橙色の帯線でも可)を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社

注意 1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
 注意 2）所属会社の写真とする。

第11条 調査・試験に対する協力(低入札価格調査制度調査対象工事について)

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事 においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は横浜国道事務所のホームページにより公表する。
 - (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。
 公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査 (工事費)	元請、下請の工事費内訳

第12条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第13条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

- ①橋梁補修工
- ②その他、監督職員が指示したもの

第14条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第15条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和7年3月)」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式-15)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第16条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和7年3月」によるものとする。

第17条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和7年3月版)に基づき実施すること。

2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 (Rev5.6)
令和7年3月版 国土交通省 (国土技術政策総合研究所)
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者 (以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等あった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第18条 「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者 (工事受注者) の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議(三者会議)」(以下、「三者会議」という。)の設置対象工事であり、工事着手前に1回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議(三者会議)運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第19条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合(クロスチェック)を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」(以下、「審査会」という。)の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>)によるものとする。

第20条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第21条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。
ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き(令和5年12月)に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第22条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ②受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第23条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和7年3月」によることとする。

第24条 スライド条項

工事請負契約書第26条(スライド条項)については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。
単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更

を請求することができる。

第25条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査(試行)

(受注者希望方式)

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費(以下「賃金・労働時間等」という。)の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別(以下、「工種等」という。)を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者(注文者)、下請業者(使用者)に通知するものとする。

第26条 工事現場発生品

1. 工事箇所から発生する現場発生品の引渡し場所は、以下のとおりとする。
2. 現場発生品は下表のとおりとする。

品目	規格	単位	数量	引渡場所	運搬距離	摘要
伸縮装置	ST-20N 相当品	m	18.3	小田原出張所	17.3km	
既設部材(縦桁)		t	0.51	小田原出張所	17.3km	

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第27条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)

1. 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

(1)分別解体等の方法

工程	作業内容	分別解体等の方法
①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
②土工	土工事	□手作業

	☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業・機械作業の併用
③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
④本体構造	本体構造物の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
⑤本体附属品	本体附属品の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
⑥その他 (橋梁補修工)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用

(2)再資源化等をする施設の名称及び所在地

特殊建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート殻(無筋)	久野砕石工業(株)	神奈川県小田原市久野字家路戸石 4412
アスファルト殻(切削材)	久野砕石工業(株)	神奈川県小田原市久野字家路戸石 4412

上記(2)については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合でも設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

(3)受入時間

久野砕石工業(株) : 8時 00 分～17 時 00 分

(4)その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

- 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン(平成 14 年 5 月)」に定めた様式 1[再生資源利用計画書(実施書)]及び様式 2[再生資源利用促進計画書(実施書)]を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第28条 建設リサイクル法第 11 条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号)第 11 条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手(建設リサイクル法第 10 条第 1 項に規定する工事着手をいう。)するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第29条 工事完成図

本工事は、道路工事完成図等作成要領(第2版)(国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月)に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第30条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値(令和7年度版)によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第31条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、関東地方整備局土木工事写真管理基準(令和7年度版)(以下、写真管理基準)「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア, (一社)施工管理ソフトウェア産業協会,
<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（社）施工管理ソフトウェア産業協会

〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉.

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第32条 ICT活用工事について

1. ICT活用工事

本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT施工技術の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事の対象工事である。

2. 定義

（1）i-Construction とは、ICT施工技術の全面的な活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取り組みである。本工事では、施工者の希望により、その実現に向けてICT施工技術を活用した工事（ICT活用工事）を実施するものとする。

（2）ICT活用工事とは、施工プロセスの以下段階において、ICTを活用する工事である。また、以下の①～⑤の段階でICT施工技術を活用することをICT活用工事という。

対象は、切削オーバーレイ工事または路面切削工事とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

3. 受注者は、ICT施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現

場条件の変更による、変更施工計画書の提出を含む)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合に以下4～8によりICT施工技術の活用を行うことができる。

4. 原則、本工事においては上記①～⑤の段階でICT施工技術を活用することとし舗装工(修繕工)について施工範囲の全てで適用するが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. ICT施工技術を用い、以下の施工を実施する。

① 3次元起工測量

(発注者から3次元測量データを貸与できる場合)

発注者から貸与する3次元測量データ(地上移動体搭載型レーザースキャナー等を用いたデータ)を活用することを基本とする。なお、必要に応じて受注者が3次元測量データの取得する場合は、以下1)～3)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとし、監督職員と協議する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量

(発注者から3次元測量データを貸与できない場合)

受注者は、交通規制を削減し、以下1)～3)から選択(複数以上可)して測量を行うものとする。起工測量は、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択する。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量

② 3次元設計データ等作成

受注者は、5. ①で得られた測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、ICT建設機械による施工、及び3次元出来形管理を行う場合は3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

5. ②で作成した3次元設計データを用い、以下1)2)に示すICT建設機械により施工を実施するものとし、切削指示値等に積極的に3次元設計データ等を活用するものとする。

なお、ICT建設機械の調達が困難な場合は、監督職員と協議して従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

- 1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械
- 2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに計測・記録す

る施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

なお、建設機械の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに切削深さの計測・記録する方法としては、外部計測機による切削装置の計測の他切削装置に表示される指示値を取得する方法などがある。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

5. ③による工事の施工管理において、以下のとおり出来形管理を行うものとする。

なお、監督職員と協議のうえ、従来型建設機械による施工を実施した場合は従来手法による施工管理を実施する。

(1) 出来形管理

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1)2)から選択(複数以上可)して実施するものとする。

1) TS等光波方式を用いた出来形管理

2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3)により実施するものとする。

3) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

5. ①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. ①～④の施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。また、ICT施工技術の活用を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 土木工事施工管理基準(案)に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

第33条 ICT活用工事における適用(用語の定義)

(図面)

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ(以下「3次元データ」という。)等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第34条 ICT活用工事の費用について

1 受注者が、契約後、施工計画書の提出(施工数量や現場条件の変更による、変更施工計画書の

提出を含む)までに監督職員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT施工技術を活用する項目については、以下の積算要領に基づき各段階を設計変更の対象とする。

・ICT活用工事(舗装工(修繕工))積算要領

2. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成(修正含む)を実施した場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は、費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とする。

なお、受注者から見積りの提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれているため、費用の計上はしないものとする。

3 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

第35条 現場環境改善(快適トイレの設置)

1. 内 容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1)洋式(洋風)便器
- (2)水洗及び簡易水洗機能 (し尿処理装置付き含む)
- (3)臭い逆流防止機能
- (4)容易に開かない施錠機能
- (5)照明設備
- (6)衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg 以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8)周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9)サンタリーボックス (女性用トイレに必ず設置)
- (10)鏡と手洗器
- (11)便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12)室内寸法 900mm×900mm 以上(面積ではない)
- (13)擬音装置(機能を含む)
- (14)着替え台
- (15)臭気対策機能の多重化
- (16)室内温度の調整が可能な設備
- (17)小物置き場 (トイレトペーパー予備置き場等)

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することが出来る。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第36条 BIM/CIM 活用工事について

本工事は、BIM/CIM 適用工事(受注者希望型)である。受注者が希望する場合、3次元モデルの活用を提案することができる。詳細については、受発注者間で協議し実施する。

1 BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本工事を実施する。

1) 工事概要

2) 整理すべき課題

3) BIM/CIM の実施内容(3次元モデルの活用内容、期待する効果等)

4) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等)

5) 3次元モデル作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類

6) 3次元モデル閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式

7) 3次元モデルの作成担当者

8) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2 BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

9) 後段階への引継事項(データかつ用事の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等)

10) 省人化の効果(前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等)

3 成果物の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

1) BIM/CIM 実施計画書・見積書(変更含む)

2) BIM/CIM 実施報告書(3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む)

3) 作成した3次元モデル(オリジナルデータ、標準的なデータ形式(J-LandXML 形式、IFC 形式)、統合モデル、動画等)

4 貸与資料

本工事に関連する以下の業務等において作成した3次元モデルのデータを貸与することができる。

- ・ R6横浜国道事務所管内橋梁補修設計他業務

5 その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト(<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>)で提供されているので、適宜参照すること。

第37条 DX データセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料

(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト

(<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>)を参照すること。

第38条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。

なお、令和8年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。

I. 架空線等上空施設の損傷事故防止

II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止

- Ⅲ. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- Ⅳ. 足場・法面等からの墜落事故防止
- Ⅴ. 地下埋設物の損傷事故防止
- Ⅵ. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- Ⅶ. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち資格取得後一定期間経過した資格者に対し次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ①労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ②労働安全衛生法第 60 条の 2 に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準(案)(令和6年2月)」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工 種	作業区分	交通誘導警備員	備考
全工種	昼間作業	570人(うち有資格誘導員44人)	
該当工種なし	夜間作業	0人(うち有資格誘導員0人)	

6. 作業中の交通規制については、図面に含まれる交通規制図(参考図)の通りを見込んでいるが、現地の実情にあわせ、関係各所及び監督職員と協議し実施するものとする。

第39条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1)真夏日の定義

日最高気温が 30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合とする。
 - (2)試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

 - ①環境省が公表している暑さ指数(WBGT)が日最高 25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)が 25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数 (WBGT) が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

・真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

・補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※

※真夏日補正係数: 1. 2

第40条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局(港湾・空港部・営繕部関係を除く)が発注した工事(以下、「直轄工事」という)において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」(以下、「認定技術者」という)として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事(準備工を除く)に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任(監理)技術者が兼務した場合も認定するものとする。

・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」(以下、「優秀認定技術者」という)として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」(以下、「認定ロゴマーク」という)を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用(印刷、シール)することができる。

- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。

- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置(指名停止、文書注意、口頭注意)を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成后、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第41条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者(警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者)1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第42条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第43条 交通規制日数の報告

現道上での工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第44条 環境対策(建設機械の使用)

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第45条 ディーゼル車排出ガス規制に適合した車輛の使用

1. 受注者は、本工事現場で使用し又は使用される関係車輛(以下、本工事関係車輛という。)が、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 of ディーゼル車排出ガス規制条例(以下、関係法令等という。)の適用を受ける場合は、これに適合した車輛を使用しなければならない。

2. 受注者は、本工事の施工に先立ち、本工事関係車両の「ディーゼル車排出ガス規制に適合する車両の使用」について、関係法令等の遵守を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、本工事関係車両にディーゼル車を使用する場合には、車検証等のコピーを保管し、本工事関係車両を把握しなければならない。
4. 受注者は、取締りにより本工事関係車両に違法行為等があった場合には、直ちに監督職員に報告しなければならない。
5. 受注者は、資機材の搬出入等において、資材納入業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第46条 舗装版切断時に発生する濁水の適正な処理

舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、地方公共団体の取扱規則等に基づき適正に処理しなければならない。

なお、舗装版切断時に発生する濁水の運搬・処理費用については当初見込んでいないが、建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し監督職員と協議すること。

なお、濁水の運搬・処理費用等、必要と認められる経費についても契約変更の対象とする。

「適正に処理」ととは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

第47条 交通安全管理（工事現場管理）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第48条 交通安全管理（特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出）

共通仕様書1-1-1-36交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証

② 現場到着地点及び現場出発時における荷姿(荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと)

③ 車両通行記録計(タコグラフ)(夜間走行条件の場合のみ)

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-39官公庁等への手続等第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第49条 通行許可等

1. 受注者は、建設機械、資材の運搬にあたり、道路法第47条第1項、車両制令第3条における一般的制限値を超える車両を通行させようとする場合は、運搬資機材毎に運搬計画(車種区分、車両番号等、車両諸元及び積載重量、資材の積載限度数量、通行経路、許可証等の有効期限等の確認方法と確認頻度)を作成し、施工計画書に記載しなければならない。
2. 受注者は、運搬計画どおりに運行していることを確認しなければならない。また、確認を行った資料については、整理保管するとともに、監督職員または検査職員の要求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第50条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1)仮設備関係
環境負荷の軽減を実施するものとする。
 - (2)営繕関係
現場事務所の快適化を実施するものとする。
 - (3)安全関係
盗難防止対策(警報機等)及び避暑・防寒対策を実施するものとする。
 - (4)地域連携
社会貢献を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費(率)の50%を上限として設計変更の対象とする。

第51条 工期変更

1. 工期は、雨天、休日等を見込み、契約の翌日から令和8年12月28日までとする。
なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。
工期には、施工に必要な実日数(実働日数)に加えて以下の日数を見込んでいる。

①	準備期間	60 日間
②	後片付け期間	20 日間
③	雨休率 (実働工期日数に休日と天候等による作業不能日数※を見込むための係数)	0.79
④	余裕期間	20 日間

※雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。(当該工事の作業不能日ではない。)

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日: 29日間

ロ) 8時から17時までの WBGT 値が31以上の時間を足し合わせた日数: 7日間

(少数第1位を四捨五入(整数止め)し、日数換算した日数)

過去5か年(2020年～2024年)の気象庁(横浜観測所)及び環境省(横浜地点)のデータより年間の平均発生日数を算出(雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日)

2. 著しい悪天候や気象状況より工程(官積算)で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、別紙様式-16により、工事の始期及び終期を通知すること。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期: 契約締結日の翌日から令和8年12月28日まで

※ 契約締結後において、工期の始期の変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。なお、条件の変更がない場合において、契約時に設定した工期の変更は行わない。

第52条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程(官積算)で見込んでいる日数から

著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第53条 工事工程表の開示の試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示の試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙-5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

第54条 週休二日の対応

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

① 完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日(土日)の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日にちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日(土日)を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

完全週休2日(土日)の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第55条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。

工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。

なお、本工事の降雨降雪日は、横浜観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm 以上/日の日を想定している。

2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第56条 個人情報の取り扱いについて

1. （基本的事項）

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2. （秘密の保持）

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. （取得の制限）

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. （利用及び提供の制限）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. （複写等の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. （再委託の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

ならない。

7. (事案発生時における報告)

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. (資料等の返却等)

受注者は、この契約による事務进行处理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(別紙ー2)を発注者に提出しなければならない。

この規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)において準用する。

9. (管理の確認等)

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. (管理体制の整備)

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. (従事者への周知)

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第57条 施工時期及び施工時間の変更

本工事の作業区分は、次表によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	全工種	8:00~17:00
夜間作業	該当工種無し	20:00~5:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。

各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。

ただし、上記区分に変更を要する場合は、監督職員と協議するものとする。

第58条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ①技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ②公共工事等において実用段階に達している技術
- ③当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム(NETIS)登録技術 URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
 - 2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
 - 3) 新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術
 - 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
- 対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第59条 新技術の活用(施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第58条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)~4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第58条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1)~4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第60条 建設現場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等に登録して保管する。(従来の立会資料の管理と同様とする。)

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」(カメラを手に持って歩きながら撮影)での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム(ASP)」、「Web 会議システム(teams、zoom 等)」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6)費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間(日単位)割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7)不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日(国不建第578号)」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8)通信環境

遠隔臨場の実施にかかる通信環境整備は、発注者の費用負担にて行うものとする。

なお、通信環境整備に関する詳細は、監督職員と協議を行うものとする。

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第61条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者(監督職員・検査職員)における「現場実地(現場臨場)の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』『7.3 検査項目の適応性』を踏まえ、従来方法(対面書類検査、現場実地検査)を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実地	書類	実地	書類	実地
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領(案)』7.3 検査項目の適応性を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等)により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介し工事实施状況・出来形・品質・出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等)や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 7 年 12 月 12 日(国不建第 121 号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第62条 契約後VE方式

1. VE提案の定義

「VE提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義と範囲

(1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。

(2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。

1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。

2) 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。

3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出

- (1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式ー1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - 1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - 2) VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - 3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - 4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - 5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - 6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. VE提案の採否等

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式ー5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更等

- (1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しないものとする。
- (4) VE提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

7. VE提案の活用と保護

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. VE提案の責任の所在

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の

責任が否定されるものではない。

第63条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 58 条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評価

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第64条 情報管理体制の確保

受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木工事共通仕様書 1-1-1-6 に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式-18を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

- ・受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
- ・受注者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ・要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- ・受注者は、本工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- ・受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第65条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第66条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第 20 条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要の安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要の安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第2章 材料

第67条 一般瀝青材料

ストレートアスファルトの針入度は下表のとおりとする。

用 途	針入度
表層・基層	40～60

第68条 区画線

塗装厚は、下表のとおりとする。

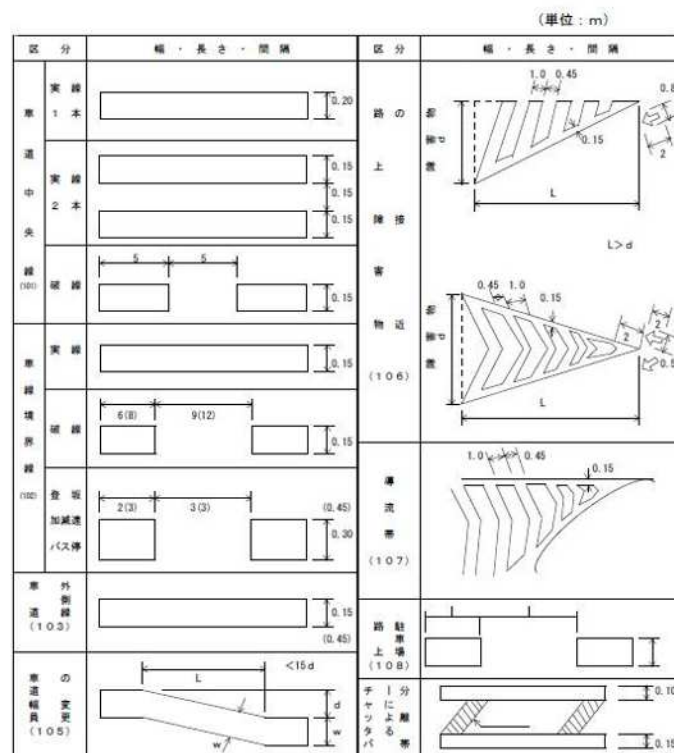
1. 溶融式(又は常温式)

幅 (cm)	厚 (mm)	摘 要
10	1.0 (又は 1.5)	夜間の視認性が 優れたもの。
15		
20		
30		
40		

2. 設置様式は、下記のとおりとする。区画線設置様式(単位:m)

別添-2

区画線設置様式 (例)



第3章 共通

第69条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を委託している。
令和8年度における現場技術員は別途監督職員より通知する。

第70条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を委託している。
また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。
なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム(ASP)により電子書類を閲覧し、点検を行うため、
施工体制調査員を情報共有システム(ASP)のユーザーに登録するものとする。
(「閲覧のみ可能」で登録)

第71条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号最終改正令和3年9月1日)第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職(施工体制調査員)、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム(ASP)により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。
ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第72条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式-12によるものとする。

第73条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和5年3月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和6年3月)」を参考とするものとする。

- 2.本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

- 3.成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第74条 中間技術検査について

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は2回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第75条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第76条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新(アップデート)しなければならない。

第4章 施工

第77条 橋面舗装

1. 橋面舗装の表層は、ポリマー改質アスファルトⅡ型を使用するものとし、使用にあたっては、監督職員の承諾を得るものとする。
2. ポリマー改質アスファルトⅡ型の動的安定度(DS)の目標値は、最大でも 4,000 回/mm 程度とする。なお、試験法については「舗装調査・試験法便覧」のホイールトラッキング試験による。

第78条 橋面防水工

1. プライマーは瀝青ゴム系接着剤とし、塗布量は 0.4L/m² を標準とする。
目地材の試験は舗装調査・試験法便覧に準ずる。目地材料は使用以前に品質を証明する資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。
2. 防水工の材料は、アスファルト加熱型塗膜系防水材とし一般事項、試験及び施工方法等については「道路橋床版防水便覧」(平成 19 年 3 月日本道路協会)によるものとする。
3. アスファルト加熱型塗膜系防水材の標準的な品質は下表のとおりとする。

項目	標準値	試験方法
針入度(円すい針)mm	2～5	道路橋床版防水便覧
軟化点℃	80以上	
引張強度(23℃)N/cm	0.35以上	
破断時の伸び率%	300以上	
耐アルカリ性(23℃)	飽和 Ca(OH) ₂ 溶液に 15 日間浸して異常のないこと	
耐塩水性(23℃)	3%食塩水に 15 日間浸して異常のないこと	

4. 接着層に用いる接着材の標準的な品質は下表のとおりとする。

種 類 項 目	溶 剤 型		水 性 型	試験方法
	コンクリート 床版用	鋼床版用		
指触乾燥時間 (23℃) 分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1-1※ ¹
不揮発分 %	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833※ ²
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1-1※ ¹
耐水性	5 日間で異常のないこと			JIS K 5600-6-1※ ¹

注：※¹ 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。

注：※² 試験方法は、JISK6833、JISK6387などを参考に実施する。

5. 目地材の標準的な品質は、下表のとおりとする。なお、試験は「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会平成 19 年 6 月改訂)によるものとする

項 目	標準値	試験方法
針入度(円すい針) mm	6以下	舗装調査・試験法 便覧
流れ mm	5以下	
引張量 mm	3以上	

第79条 アスファルト混合物事前審査制度

受注者は、本工事に使用する加熱アスファルト混合物(以下「混合物」という。)で、アスファルト混合物事前審査の認定を受けた混合所の混合物を使用する場合は、「アスファルト混合物事前審査における土木工事仕様書」及び「アスファルト混合物事前審査における品質管理基準」によるものとする。

第80条 区画線工

作業の実施上消去した区画線は、原形復旧で復旧するものとする。

第81条 工場塗装工及び現場塗装工

1. 塗装の品質管理等については共通仕様書によるものとする。なお、疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 本工事における塗装については次表のとおりとする。

塗装箇所	塗 装 系	適 用
一般外面	C-5	
一般内面	D-5	
高力ボルト連結部	F-11	但し、摩擦接合面は工場塗装まで
	F-12	但し、摩擦接合面は工場塗装まで
溶接部	F-13	※現場接合部がある場合
	F-14	※現場接合部がある場合
コンクリート接触面	C-5	防食下地(無機ジंकリッチペイント)まで [無機ジंकリッチペイント30 μ m(300g/m ²)]
	D-5	プライマー(無機ジंकリッチプライマー)まで
鋼床版上面	C-5	防食下地(無機ジंकリッチペイント)まで [無機ジंकリッチペイント30 μ m(300g/m ²)]
鋼床版裏面(外面)	C-5	※鋼床版の場合
鋼床版裏面(内面)	D-5	※鋼床版の場合

なお、上表により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

3. 現場塗装においては、スプレーによる塗装とするが、それにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。
4. 色調は淡彩色とし、色彩の決定にあたっては、監督職員と協議するものとする。

第82条 橋梁工事における足場工の新技术の活用促進について

本工事は、工事契約後に、受注者が現場状況を踏まえたうえで、従来型のパイプ足場にシステム足場等の新技术を加えて、コストのみでなく施工性、工期、安全対策の確実性などを総合的に比較検討したうえで、足場工法の選定を発注者に協議する。なお、比較検討の対象は必ずしも全ての箇所ではなく、現場条件を踏まえ効果的な箇所とすること。また、現場条件を踏まえ新技术の活用の効果が明らかに見込めない場合は、比較検討資料の作成等は不要とする。

足場工法は受発注者協議により決定するが、当初設計と異なる足場工法を選定する場合は設計変更の対象とする。

比較対象とする技術は、NETIS掲載技術を基本とするが、NETIS掲載終了技術やその他技術についても対象とすることを妨げない。

第83条 路面切削工

切削後の基準高の変更は、行わないものとする。

1. 縦断方向の段差は原則としてつくってはならない。やむを得ず施工する場合は交通に支承のないよう摺付を行うものとする。
2. 段差箇所付近には「段差あり」の標識を設置しなければならない。

第84条 橋梁塗装工

素地調整は、素地調整程度1種とする。

第85条 タッチアップ塗装

塗装を行うものとし、状況に応じてその周辺の薄層となった活膜面にも塗装を行う。なお、塗装面積は変更の対象としない。

第86条 塗膜除去工

1. 七曲二の橋は、既存の塗膜に鉛等の有害な化学物質が含まれているため、塗膜除去にあたっては湿式塗膜剥離剤によるものとする。
2. 使用する塗膜剥離剤については、「新技術活用システムの活用方式「テーマ設定型（技術公募）」『土木鋼構造用塗膜剥離剤技術』（以下 URL 参照）」より選定するものとする。

http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000571.html

なお、塗膜剥離剤の選定にあたっては、上記技術の中から現場適用条件の確認や現場試験等の結果により選定するものとし、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

3. 当初設計において、使用する技術は下記条件を見込んでいるが、2. により選定した技術に設計変更するものとする。

・錆転換型防食塗装（アースコート防錆-塗装システム）

第5章 その他

第87条 全国道路施設点検データベース（舗装）への登録

受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、舗装工事のデータを、全国道路施設点検データベース（舗装）（以下「点検 DB（舗装）」）に登録する。登録するデータは、「道路舗装データベース 登録・利用マニュアル」によるものとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第87条に定めるとおりとする。なお、点検 DB（舗装）の管理運営団体に支払う登録料については契約変更の対象とする。

また、上記マニュアルは、全国道路施設点検データベース(舗装)の管理運営団体のホームページ(https://www.jice.or.jp/pavement_db/)で閲覧できる。

2 受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、点検 DB(舗装)へ登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として「別紙 7」に示すチェックリストを提出すること。

なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない。

第88条 登録するデータに係る権利

本工事の成果として点検 DB(舗装)へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)その他の知的財産権(ノウハウ等に関する権利を含む。)は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。

2 点検 DB(舗装)へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検 DB(舗装)を利用する者(以下「発注者等」という。)に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。

3 受注者は、自ら(受注者に所属する者を含む。)又は第三者をして、発注者等に対し、点検 DB(舗装)へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作権人格権を行使せず又は行使させない。

4 前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検 DB(舗装)の運用及び利用のために必要となる一切の手続(第三者からの許諾取得を含む。)を履践するものとする。

5 発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。

6 受注者は、点検 DB(舗装)へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用(合理的な範囲の弁護士費用を含む。)について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第89条 全国道路施設点検データベース(道路橋)への登録

受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、施工結果等のデータを、全国道路施設点検データベース(道路橋)(以下「点検 DB(道路橋)」)に登録する。

登録するデータは以下の通りとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第89条に定めるとおりとする。なお、点検 DB(道路橋)の管理運営団体に支払う登録料については設計変更の対象とする。

【全国道路施設点検データベース(道路橋)への登録データ】

「補修・補強工事調書の記入要領(案)」に示される補修・補強工事調書データ、および「道路管理データベース データ作成マニュアル(案)」の塗装歴(D019)、補修歴(D01A)データ

2 受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、点検 DB(道路橋)へ登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として「別紙-7」に示すチェックリストを提出すること。

なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない。

第90条 登録するデータに係る権利

本工事の成果として点検 DB(道路橋)へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)その他の知的財産権(ノウハウ等に関する権利を含む。)は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。

2 点検 DB(道路橋)へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検 DB(道路橋)を利用する者(以下「発注者等」という。)に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。

3 受注者は、自ら(受注者に所属する者を含む。)又は第三者をして、発注者等に対し、点検 DB(道路橋)へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作権人格権を行使せず又は行使させない。

4 前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検 DB(道路橋)の運用及び利用のために必要となる一切の手続(第三者からの許諾取得を含む。)を履践するものとする。

5 発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。

6 受注者は、点検 DB(道路橋)へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用(合理的な範囲の弁護士費用を含む。)について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第91条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。

2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第92条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付属物および付属施設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I.T.V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自動車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	CAB電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル(案)』によるものとする。

3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。

4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号はCORINS登録時の工事契約コード番号とする。

5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。

①道路施設台帳作成総括表

②道路施設基本データ総括表

③道路施設基本データ一覧表

④道路施設台帳チェックシート

⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」による チェック結果

⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果

⑦工事数量総括表

第93条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第94条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	☐ 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 ☒ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ☐ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 ☐ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 ☒ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ☐ 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 ☒ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第51条、57条 第51条 第51条
用地関係	☐ 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 ☐ 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ☐ 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 ☐ 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。	
公害関係	☒ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 ☐ 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。 ☐ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。 ☐ 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等。	第44・45条
安全対策関係	☐ 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間。 ☐ 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。 ☒ 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容。 ☐ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。	第38条、41条
工事用道路関係	一般道路を搬入路として使用する場合 ☐ 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等。 ☐ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。 仮道路を設置する場合。 ☐ 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間。 ☐ 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 ☐ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。	

仮設備関係	☐ 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等。 ☐ 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 ☐ 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容。	
建設副産物関係	☐ 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 ☐ 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 ☒ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。	第27条
工事支障物件等	☐ 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 ☐ 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。	
薬液注入関係	☐ 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 ☐ 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。	
その他	☐ 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 ☒ 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 ☐ 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 ☐ 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ☐ 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 ☐ 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 ☐ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 ☐ 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 ☐ 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。	第26条

証明書

工事（業務）名：_____

受 注 業 者：_____

証 明 者：_____ 印

個人情報記録された資料等について、廃棄又は消去したことを証明します。

（※証明者について

工事については、「現場代理人」又は「主任（監理）技術者」が行うものとする。

業務については、「管理技術者」が行うものとする。)

概略工事工程表

工事名：R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事

工 種		単位	数 量	令和7年	令和8年								備考		
				3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		12月	
<七曲二の橋>		式	1	余裕期間※任意で設定可能											
準備工		式	1												60日間
舗装工(区画線工含む)		式	1												(1pt)
橋梁床版工		式	1												(3pt)
橋梁付属物工(伸縮継手他)		式	1												(2pt)
橋梁補修工 (断面修復、当て板補修他)		式	1												(断面修復工3pt、他2pt)
現場塗装工		式	1												(2pt)
仮設工		式	1												(1pt)
後片付け		式	1												20日間
交通管理工		式	1											交通誘導警備員	
制 約 条 件	関係機関協議	—	—											・警察協議 ・道路管理者協議	
	お盆	—	—											・8月中旬	
	路上工事抑制	—	—											・4月下旬～5月上旬、8月中旬	

《余裕期間制度(フレックス)の活用について》

本工事は、受注者の円滑な工事施行体制の確保を図るため、事前に建築資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者があらかじめ設定した全体工期(余裕期間と工期を合わせた期間)の中で、受注者は工事の始期と終期を任意に設定することができます。なお、工事の始期までの余裕期間は、監理技術者等の配置が不要となります。

《関係機関協議》

工事着手にあたっての関係機関協議、地元説明は、発注者が主体となって実施します。

全国道路施設点検データベースにおける個人情報掲載のチェックリスト

1. 業務等名称

2. 受注者名

3. 個人情報掲載の確認結果【受注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除を確認済

4. 発注担当課

5. 個人情報掲載の確認結果【発注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除を確認済

様式－６（１）

年月日：

V E 提 案 書

（発注者） 殿

（受注者）

工事請負契約書第１９条の２に基づきV E提案書を提出いたします。

工事件名：		連絡者	
契約締結日：		氏 名	
		T E L	
		F A X	
V E 提案の概要			
注）記入欄が不足する場合には、様式－６（１）の２として追記して下さい。なお、概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。			
番 号	項 目 内 容		概算低減額：千円
概 算 低 減 額 合 計			

様式－ 6 (2)

番 号	項 目 内 容
-----	---------

(1) 設計図書の定める内容と、V E 提案の内容の対比	
【現状】 ----- 略図等	【改善案】 ----- 略図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

様式一 6 (3)

番 号	項目内容
-----	------

VE提案による概算低減額及び算出根拠

[illegible]

様式－６（４）

番 号		項目内容	
-----	--	------	--

(１) 工業所有権等の排他的権利を含むＶＥ提案である場合、その取扱いに関する事項

(２) ＶＥ提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）

平成 年 月 日 号

V E 提 案 採 否 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

支出負担行為担当官
〇〇地方整備局長 印

特記仕様書「〇 V E 提案について」に基づき、平成 年 月 日付けで提出された V E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 : 契約締結日 :		V E 提案項目数 : 採用項目数 : 不採用項目数 :
V E 提案に対する「採否」及びその理由		
番 号	項 目 内 容	概算低減額 : 千円

(注) 採否に関する問い合わせ先

別紙様式－ 1 2

様式－ 3 3

年月日：

品 質 証 明 書

工事名：_____

品 質 証 明 記 事				
品 質 証 明 事 項	実 施 日	箇 所	品質証明員氏名 印	記 事

社内検査した結果、工事請負工事請負契約書、図面、仕様書、その他関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住 所
氏 名

工事関係電子書類一覧表（作成書類の役割分担・位置付け）

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類					工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No.)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づ け		受注者作成書類の位置付け							工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考
作成 時期	種 別	No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示 受注者	通知 受注者	提出		提示 受注者 保管	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎			
										監督 職員 担当 課	発注 担当 課								
工事着手前	作成書類の 役割分担	設計審査会 で確認	1【事例】 工事のお知らせ(自治会、住民等への周知)	共通仕様書1-1-1-36-7	—		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認	
			2【事例】 関係機関(〇〇〇)協議結果に基づく届出	共通仕様書1-1-1-36-2	-		○						○					令和○年○月○日設計審査会で確認	
			3【事例】 土壤汚染対策法第4条1項に基づく届出	土壤汚染対策法第4条1項	-	○			○									土地の形質の変更に着手する日の30日前までに届け出	
			4【事例】 概算概略発注等のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 関係機関(〇〇〇)との設計・施工協議	河川法、道路法、道路交通法等の個別法	-	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認	
			5【事例】 概算概略発注のため関係機関協議が実施中、未了の場合】 占有物件(〇〇〇)の移設の調整、監督処分	河川法、道路法	-	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認	
			6【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による協議資料	共通仕様書1-1-1-3-2	-		○			○								令和○年○月○日設計審査会で確認	
			7【事例】 設計図書、条件明示と現地の不整合による設計図修正(構造計算の伴うものや大幅な修正)	共通仕様書1-1-1-15	-	○			○									令和○年○月○日設計審査会で確認 個別の図面修正等について受発注者間で協議し役割分担を決定。 (受注者が実施する場合は、設計費用を発注者が負担する)	
	契約図書	設計図書	8 工事請負契約書	—	—	○													
			9 共通仕様書	—	—	○													
			10 特記仕様書	—	—	○													
			11 発注図面	—	—	○													
			12 現場説明書	—	—	○													
			13 質問回答書	—	—	○													
			14 工事数量総括表	—	—	○													
	契約関係書類		15 現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項	様式－1		○					○							
			16 請負代金内訳書	工事請負契約書第3条1項 共通仕様書3-1-1-1	様式－2		○					○						契約書を作成する全ての工事	
			17 工事工程表	工事請負契約書第3条1項	様式－3		○					○							
			18 掛金収納書(電子申請方式)	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号) 共通仕様書1-1-1-41-6	様式－4		○					○						電子申請を使用しない場合は、「掛金収納書提出用台紙」に掛金収納書を張り付けたうえ、提出する。なお、スキャン、撮影によるデータ化も可とする。	
			19 建退共証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○						
			20 工事別共済証紙受払簿	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○						
			21 掛金充当実績総括表	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○						
			22 被共済者就労状況報告書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○						
			23 掛金充当書	現説時指導事項(R3.3.31付 国会公契第71号)	—		○						○						
			24 請求書(前払金)	工事請負契約書第34条1項	様式－5		○					○							
			25 VE提案書(契約後VE時)	特記仕様書	様式－6		○						○					契約締結後にVE提案を行う場合に提出する。	
	その他		26 品質証明員通知書	共通仕様書3-1-1-6-5	様式－7		○				○							契約図書で規定された場合に提出する。	
			27 再生資源利用計画書 －建設資材搬入工事用－	共通仕様書1-1-1-19-4	—		○					○						該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			28 再生資源利用促進計画書 －建設副産物搬出工事用－	共通仕様書1-1-1-19-5	—		○					○						該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。	
			29 建設発生土搬出調書	特記仕様書	—		○					○							
			30 建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	—		○					○							
工事書類	1 施工計画	① 施工計画	31 施工計画書	共通仕様書1-1-1-4-1	—		○				○						工事着手前又は施工方法が確定した時期に監督職員に提出 重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督職員に提出する。		
			32 ISO9001品質計画書	特記仕様書	—		○					○							
			設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	—		○					○							
			工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-38-1	—		○					○							
			工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異有り)		—		○					○					設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に提出する。		
	2 施工体制	② 施工体制	36 施工体制台帳	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○				○						・『施工体制台帳に係る書類の提出について』の一部改正について(令和3年3月5日付け国官技第319号、国営整第16号)に基づき作成する。 ・建設業及び一次下請人の営備業以外は不要		
			37 施工体系図	共通仕様書1-1-1-10-2	-		○					○							
			38 作業員名簿	共通仕様書1-1-1-10-1	-		○					○							
施工中	3 施工状況	③ 施工管理	39 工事打合せ簿(指示)	共通仕様書1-1-1-2-15	様式－9	○													
			40 工事打合せ簿(協議)	共通仕様書1-1-1-2-17	様式－9		○					○						協議の根拠となる一般的な諸基準類のコピーは添付不要。	
			41 工事打合せ簿(承諾)	共通仕様書1-1-1-2-16	様式－9		○					○							
			42 工事打合せ簿(提出)	共通仕様書1-1-1-2-18	様式－9		○					○							
			43 工事打合せ簿(報告)	共通仕様書1-1-1-2-20	様式－9		○					○							
			44 工事打合せ簿(通知)	共通仕様書1-1-1-2-21	様式－9		○					○							
			45 材料確認書	共通仕様書2-1-2-4	様式－10		○					○						設計図書に記載しているもの以外は材料確認願の提出は不要	
			46 材料納入伝票	共通仕様書2-1-2-1	—		○						○					設計図書で指定した材料や監督職員から請求があった場合は提出する。	

工事関係電子書類一覧表(作成書類の役割分担・位置付け)

※必要に応じ、項目を追加し、作成書類の役割分担を明確化すること

※本様式もASP(情報共有システム)で電子で管理すること

▼不要

工 事 関 係 書 類						工事関係書類 の 標準様式(案) (様式No)	作成書類 役割分担		発注者作成 書類の位置づ け		受注者作成書類の位置付け						工事書類作成 媒体の 事前協議		備 考
作成 時期	種 別		No.	書 類 名 称	書類作成の根拠		発注者	受注者	指示	通知	提出		提示	監督職員 へ連絡	監督職員 へ納品	電子 ☆	紙 ◎		
									受注者	受注者	監督 職員	契約 担当 課	発注 担当 課	受注者 保管					
施 工 中	工事書類	3 施工状況	47	段階確認書	共通仕様書3-1-1-4-6	様式－11		○				○						・契約図書で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料は新たに作成する必要なし。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。	
			48	確認・立会依頼書	共通仕様書3-1-1-4-1	様式－12		○				○					・確認・立会依頼書添付する資料を新たに作成する必要はない。 ・監督職員又は現場技術員が臨場した場合の状況写真等は不要。 ・監督職員又は現場技術員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
			49	休日・夜間作業届	共通仕様書1-1-1-37-2	－		○						○			ASP、電子メールなどにより連絡する。 ただし、現道上の工事については「提出」とする。		
		4 安全管理	50	安全教育訓練実施資料	共通仕様書1-1-1-27-13	－		○					○				監督職員へ実施内容の提示のみで提出不要。		
			51	工事事故速報	共通仕様書1-1-1-30	様式－13		○			○			○			事故が発生した場合、直ちに連絡するとともに、事故の概要を書面により速やかに報告する。		
			52	工事事故報告書	共通仕様書1-1-1-30	－		○			○						事故報告書はSAS(建設工事事故データベースシステム)により作成して提出するほか、監督職員から請求があった資料を提出する。		
		5 管工程	53	工事履行報告書	工事請負契約書第11条 共通仕様書1-1-1-25	様式－14		○			○						工程の進捗状況を把握するため、実施工程表の提示を求めることがある。根拠資料の添付不要。		
		6 管理品質	54	品質規格証明資料	共通仕様書2-1-2-1	－		○			○						指定材料のみ提出(設計図書で指定した材料を含む)。		
	契約関係書類	中間前払金		55	認定請求書	工事請負契約書第35条4項	様式－15		○				○						
				56	請求書(中間前払金)	工事請負契約書第35条3項	様式－5		○				○						
		完済部分 検査		57	指定部分完成通知書	工事請負契約書第39条1項	様式－16		○				○						
				58	指定部分引渡書	工事請負契約書第39条1項	様式－17		○				○						
				59	請求書(指定部分完済払金)	工事請負契約書第39条1項	様式－5		○				○						
				60	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○				○						
		既済部分 検査		61	請負工事既済部分検査請求書	工事請負契約書第38条2項	様式－19		○				○						
				62	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7-2	－		○				○					中間技術検査時にも提出する。	
				62	出来高内訳書	工事請負契約書第38条2項 共通仕様書1-1-1-22-2	様式－18		○				○						
				63	請求書(部分払金)	工事請負契約書第38条5項	様式－5		○				○						
		修補		64	修補完了届	工事請負契約書第32条1項 工事請負契約書第32条6項	様式－21		○				○						
		部分使用		65	部分使用承諾書	工事請負契約書第34条1項	様式－22		○				○					部分使用がある場合に提出する。	
		工期延期		66	工期延期願	工事請負契約書第18条～22条	様式－23		○				○					工期延期が発生する場合に提出する。	
		支給品	支給品	67	支給品受領書	工事請負契約書第15条3項	様式－24		○				○					支給品を受領した場合に提出する。	
				68	支給品精算書	共通仕様書1-1-1-17-3	様式－25		○				○				支給品がある場合に提出する。		
			建設機械	69	建設機械使用実績報告書	共通仕様書1-1-1-17-5	様式－26		○				○					建設機械の貸与がある場合に提出する。	
				70	建設機械借用・返納書	工事請負契約書第15条3項	様式－27		○				○					建設機械の貸与がある場合に提出する。	
		現場発生品		71	現場発生品調書	共通仕様書1-1-1-18	様式－28		○				○					現場発生品がある場合に提出する。	
	その他		72	出来形報告書 (数量内訳書、出来形図)	共通仕様書3-1-1-7	－		○				○						既済部分検査等の際に提出する。	
			73	産業廃棄物管理表(マニフェスト)	共通仕様書1-1-1-19-2	－		○						○				・産業廃棄物がある場合に監督職員へ提示すればよく、コピーの提出不要。	
			74	建設発生土搬出調書	特記仕様書	－		○						○					
			75	建設発生土搬出のお知らせ	特記仕様書	－		○						○					
			76	新技術活用関係資料	特記仕様書	－		○						○				新技術情報提供システム(NETIS)に登録されている技術を活用して工事施工する場合に提出する。	
工 事 完 成 時	契約関係書類		77	完成通知書	工事請負契約書第32条1項	様式－29		○					○						
			78	引渡書	工事請負契約書第32条4項	様式－30		○					○						
			79	請求書(完成代金)	工事請負契約書第33条1項	様式－5		○					○						
	工事書類		80	出来形管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－31		○					○				・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・出来形の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、出来形管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、出来形管理図表にて代用可能なため提出不要。		
			81	品質管理図表	共通仕様書1-1-1-24-8	様式－32		○					○				・施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 ・品質の測定位置が分かるように略図を記載する。 ・測定結果総括表、測定結果一覧表、品質管理図(工程能力図)、度数表(ヒストグラム)については、品質管理図表にて代用可能なため提出不要。		
			82	品質証明書	特記仕様書	様式－33		○					○				・契約図書で規定された場合に提出する。 ・品質証明に関する添付書類は提出不要		
			83	工事写真	共通仕様書1-1-1-24-8	－		○					○			☆	・工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準(案)を適用する。 ・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき提出する。 ・紙の工事写真帳の提出不要 ・不可視部分を含め、監督職員又は現場技術員が臨場して確認した箇所は、出来形管理写真等の撮影は省略 ・監督職員等が確認や立会っている状況写真等も不要。		
			84	総合評価実施報告書	特記仕様書	－		○					○					総合評価落札方式を適用して契約した場合に提出する。	
			85	創意工夫・社会性等に関する実施状況	特記仕様書 共通仕様書3-1-1-10	様式－34		○					○					自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目を実施すれば提出できる。 1工事につき最大10項目までの提出とする。	
	工事完成図書		86	工事完成図	共通仕様書1-1-1-20 共通仕様書3-1-1-7	－		○					○		○	☆	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。		
			87	工事管理台帳	共通仕様書3-1-1-7	－		○					○			○	☆	・電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき、原則、電子成果品で納品する。	
	その他		88	再生資源利用実施書 －建設資材搬入工事に－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○						○			該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
			89	再生資源利用促進実施書 －建設副産物搬出工事に－	共通仕様書1-1-1-19-6	－		○						○			該当する建設副産物を搬出した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。		
工事後完	その他		90	低入札価格調査 (間接工事費等諸経費動向調査票)	共通仕様書1-1-1-13-5-3	－		○	○						○		「低入札価格調査制度」の調査対象工事の場合に完成日から30日以内に提出する。		

工 期 通 知 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(分任) 支出負担行為担当官
〇〇 〇〇 様

住所
商号又は名称
氏名 印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	平成 年 月 日
工 事 の 始 期	平成 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 か ら (〇〇〇日間) 平成 年 月 日 まで

※工事の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工期の始期及び終期）を記載する。

【別紙様式例】

(別紙○)
提出日 令和 年 月 日

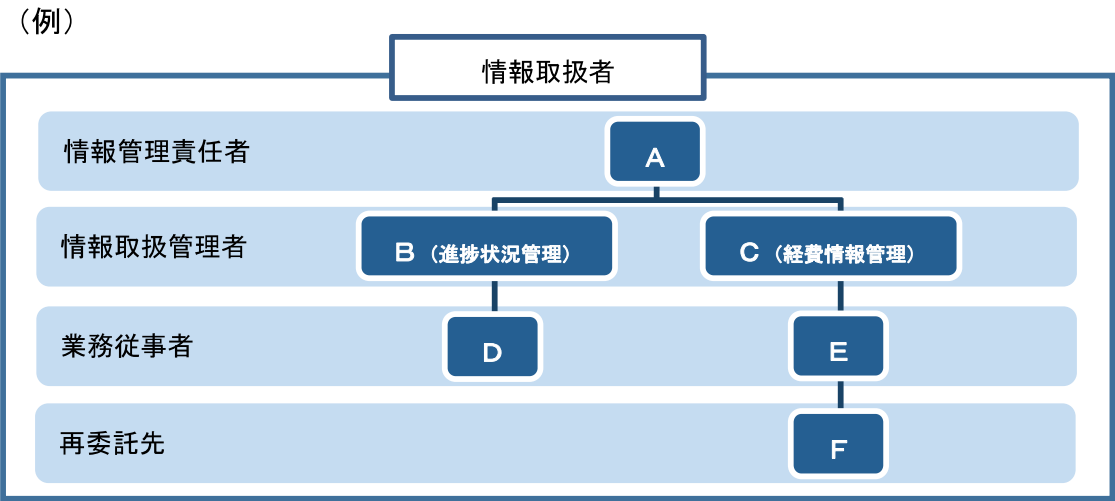
情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿 (情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。 (※1))

		氏名	住所 (※5)	生年月日 (※5)	会社名・所属部署	役職
情報管理責任者 (※2)	A					
情報取扱管理者 (※3)	B					
	C					
業務従事者 (※4)	D					
	E					
再委託先	F					

- (※1) 受注者における情報取扱者の範囲については、必要に応じ受発注者間で協議すること。
- (※2) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。
- (※3) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※5) 住所及び生年月日が記載されている書類を発注者に対して提示することをもって様式の記載に代えることができる。ただし、担当部局の求めに応じて再度提示できるよう適切に当該書類を保管すること。※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。なお、報告の方法については受発注者間で協議して決定することができる。

② 情報管理体制図



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること (再委託先も含む)。

③ その他

- 社内で定める情報管理規則等の内規を別途添付すること。なお、国際規格等に基づき適切に情報管理が行われていることが確認できる場合においては、その認証書等（写しを含む）で代用することができる。
- 記載内容確認のため、必要に応じ追加で資料の提出を求める場合がある。

【遠隔臨場に関する基礎調査様式】

●基本情報

工事名	
会社名	
担当者名	
連絡先	
アドレス	

●遠隔臨場を適用した項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	矢板工	鋼矢板	打込時	長さ	・ 検尺及び目視確認が可能だったため ・ 確認頻度が多くあり、現場作業の調整の効率化を図るために実施	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

●遠隔臨場を適用せず、従来の現場臨場とした項目

No.	適用種別 (選択)	工 種 (自由記述)	細 別 (自由記述)	確認時期 (自由記述)	確認項目 (自由記述)	適用理由 (自由記述)	その他意見 (自由記述)
記入例	段階確認	掘削工		土質の変化した時	土質、変化位置	・ 土(岩)質の確認は映像では困難のため	

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

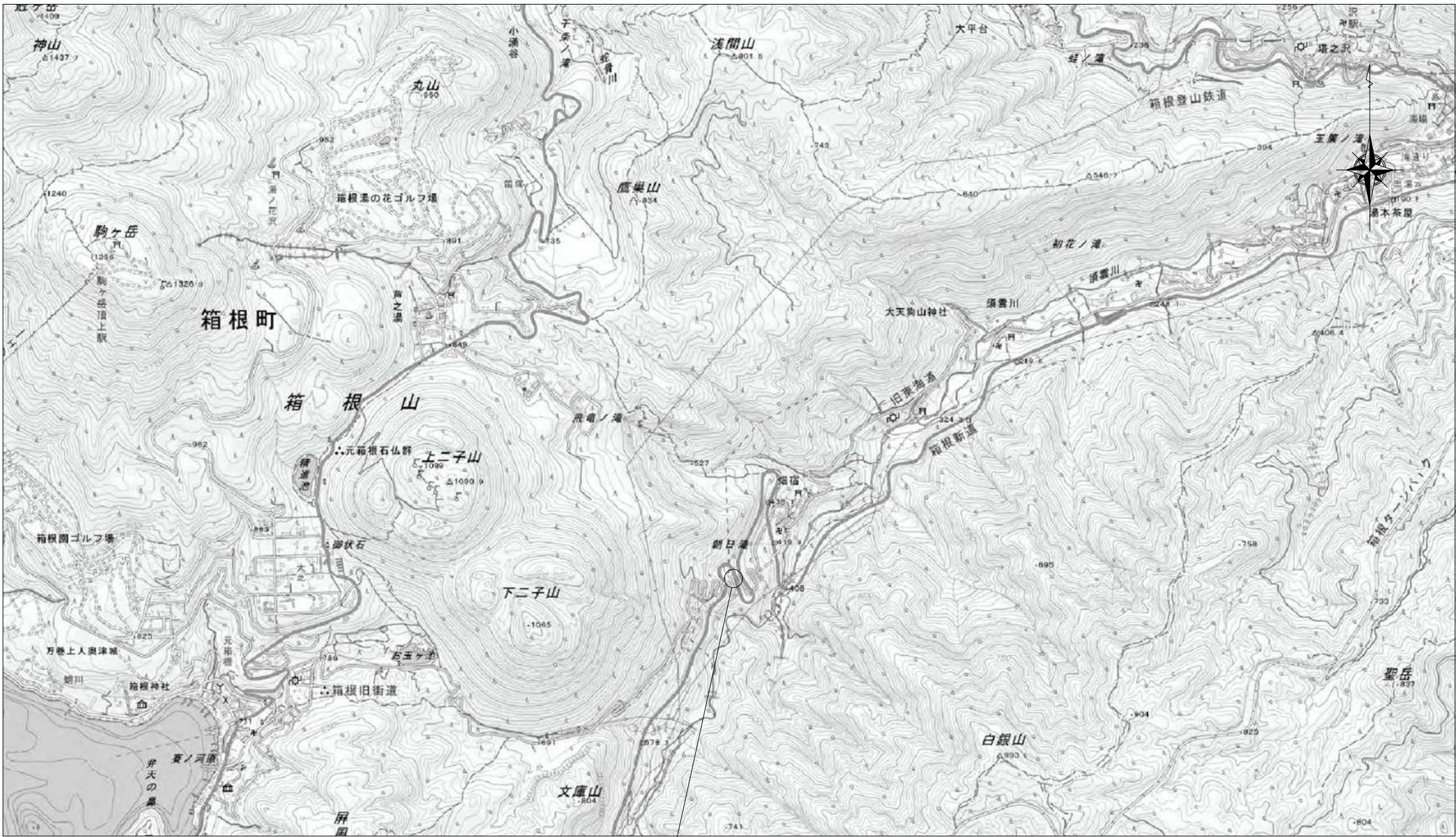
●遠隔臨場に使用した機器

No.	機器構成 (選択)	遠隔臨場システムの名称 (自由記述)	遠隔臨場システムのメーカー名 (自由記述)	監督職員P Cとのセキュリティ上の通信可否 (つながる or つながらない)
記入例	パッケージシステム	Generation-eye	(株) Atos	つながらない

※行が不足する場合は、適宜行を追加願います。

位置図

S=1:25,000



一般国道一号 工事平面図

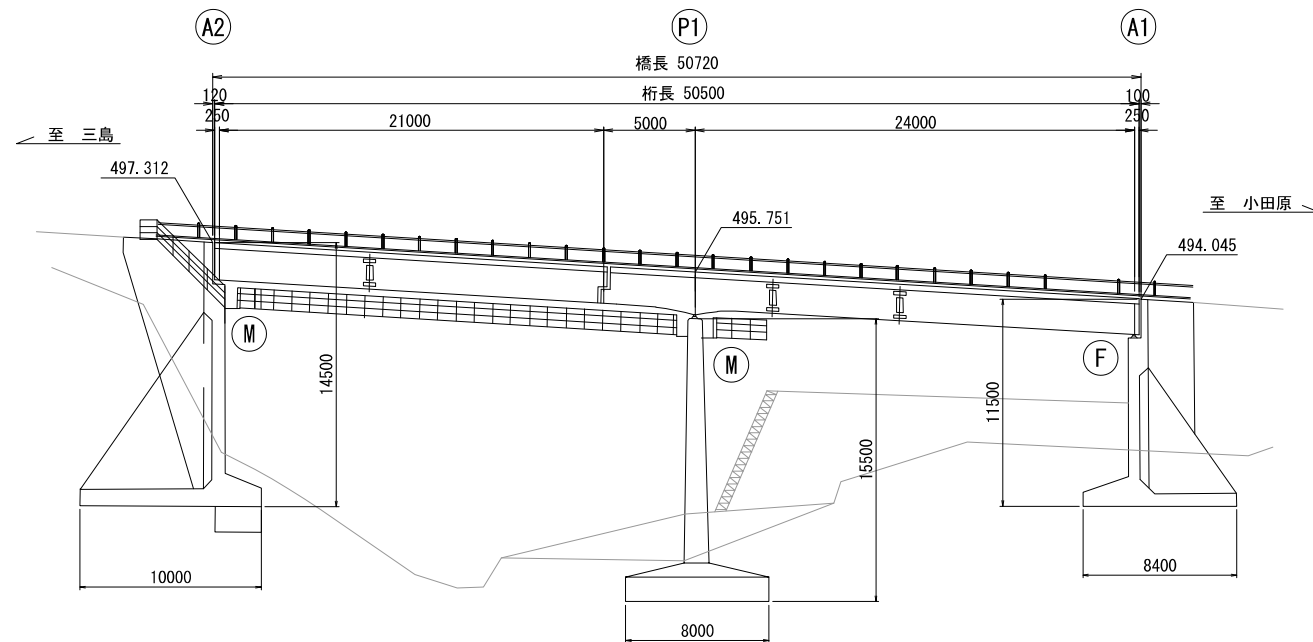
横浜国道事務所

工事箇所:神奈川県足柄下郡箱根町畑宿地先

工 事 名		R7横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事							
図 面 名		位 置 図							
縮 尺		1:25,000		図面番号		1 / 33			
年 月 日		令和 8 年 2 月							
設計会社名		中央コンサルタンツ株式会社							
所		副		課		係		設	
長		所		長		長		計	
事務所名		国土交通省 横浜国道事務所							

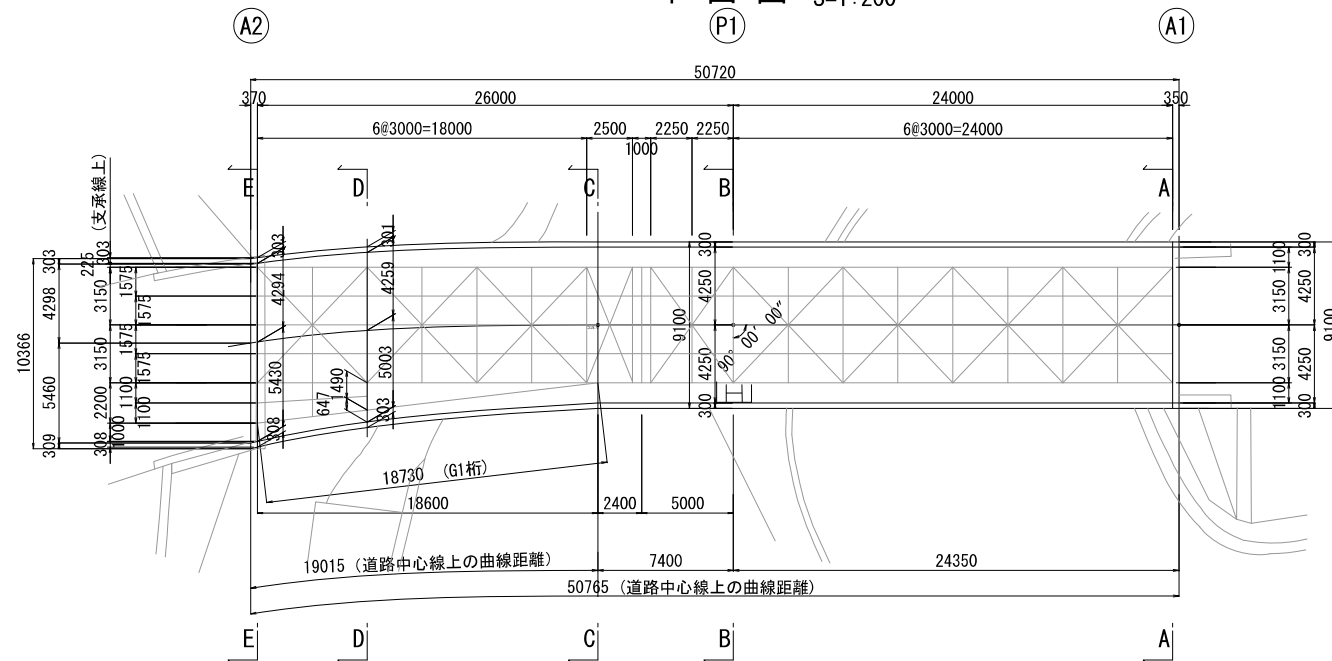
橋梁一般図

側面図 S=1:200

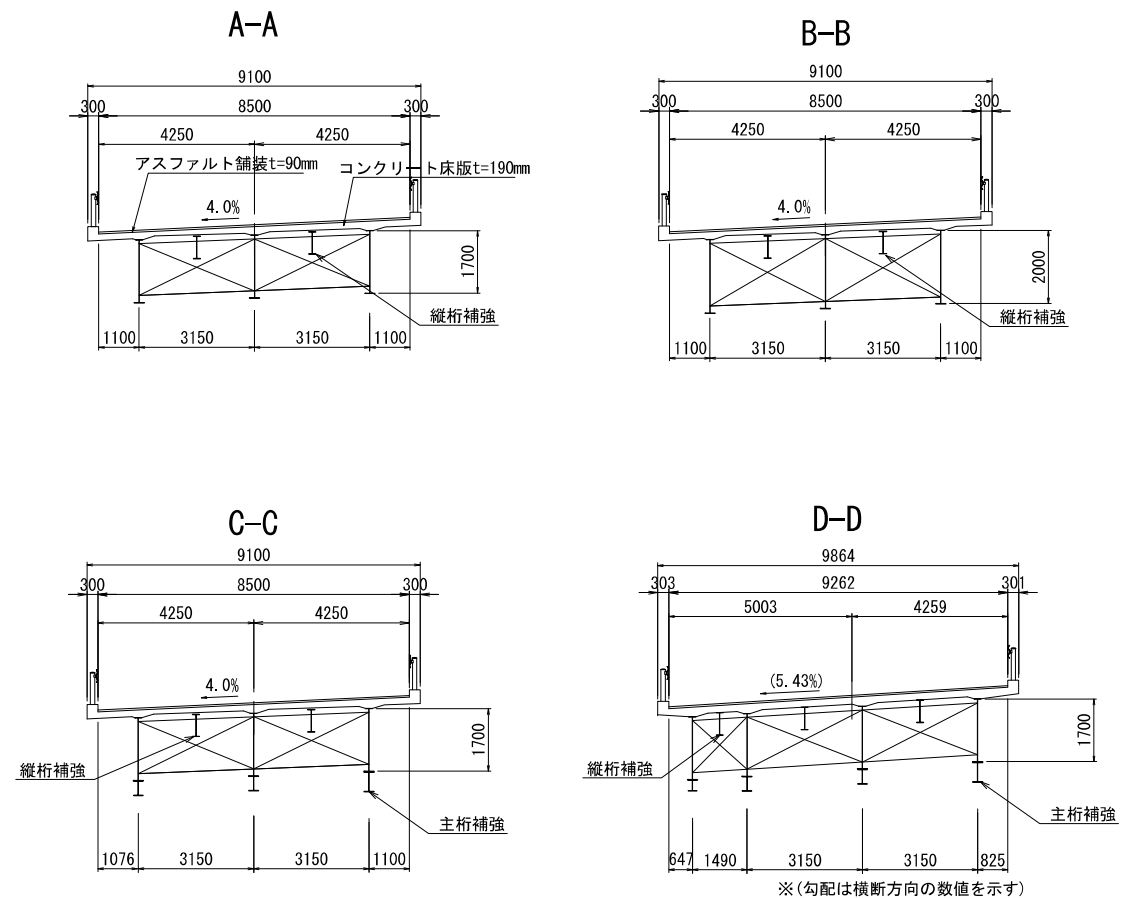


測 点	地 盤 高	計 画 高	横断勾配	勾 配
No. 389 No. 388 No. 386 No. 383	496.51	487.210 487.210 487.210 487.210		5.3%
No. 388 No. 387 No. 385 No. 382	482.22	478.78		7.2%
No. 388 No. 387 No. 385 No. 382	480.00	480.00		
No. 388 No. 387 No. 385 No. 382	480.86	480.86		
No. 388 No. 387 No. 385 No. 382	482.17	482.17		
No. 387 No. 386 No. 384 No. 381	484.50	484.50		
No. 387 No. 386 No. 384 No. 381	486.20	486.20		
No. 386 No. 385 No. 383 No. 380	485.89	485.89		

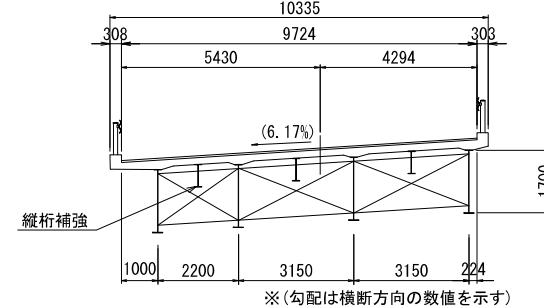
平面图 S=1:200



上部工断面図 S=1:100



E-E



橋 梁 諸 元	
橋 梁 名	七曲二の橋
橋 長	L=50.720m
全 幅 員	W=9.100m
有 効 幅 員	W=8.50～9.758m
竣 工 年	1961年(昭和36年)
設 計 活 荷 重	TL-20 (1等橋)
上 部 工 形 式	鋼2径間連続鈑桁橋
下 部 工 形 式	控え壁式橋台1基 ラーメン橋脚1基
基 礎 工 形 式	直接基礎3基
適 用 示 方 書	鋼道路橋設計示方書(昭和31年)

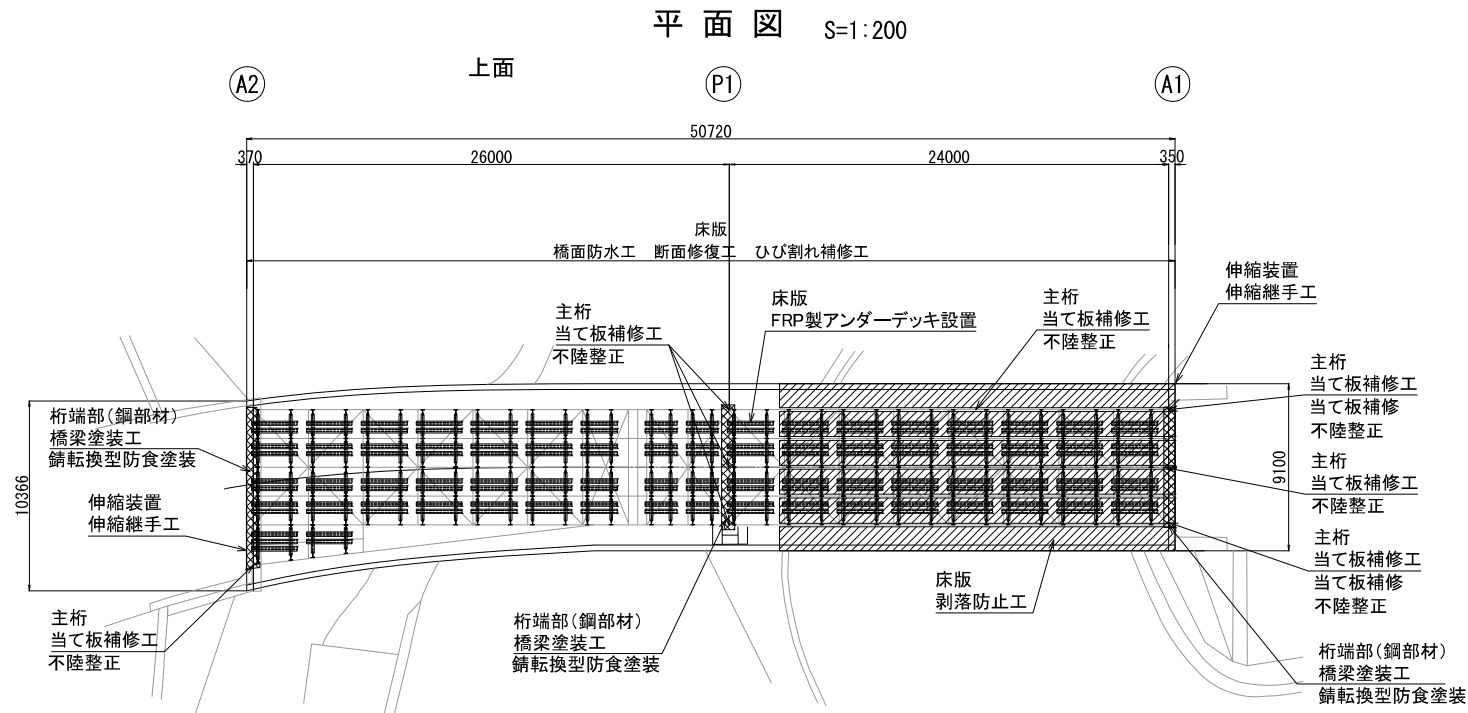
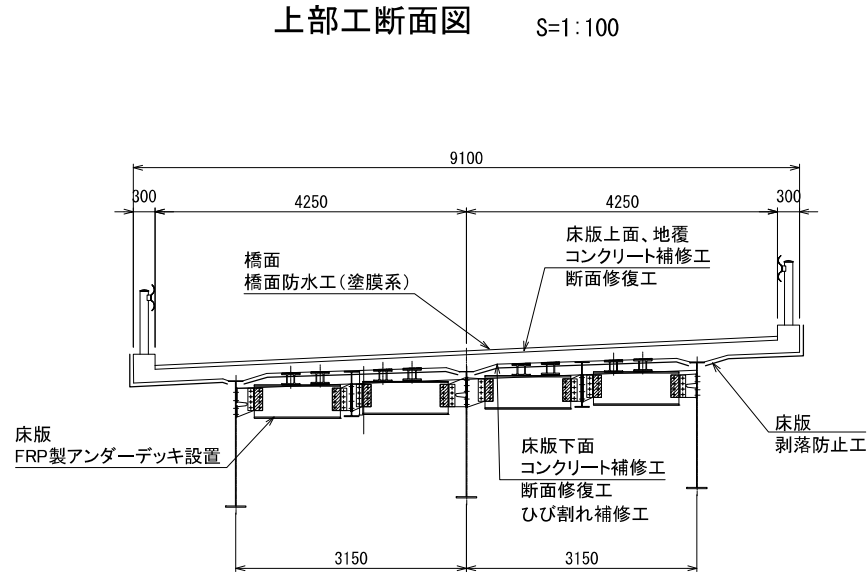
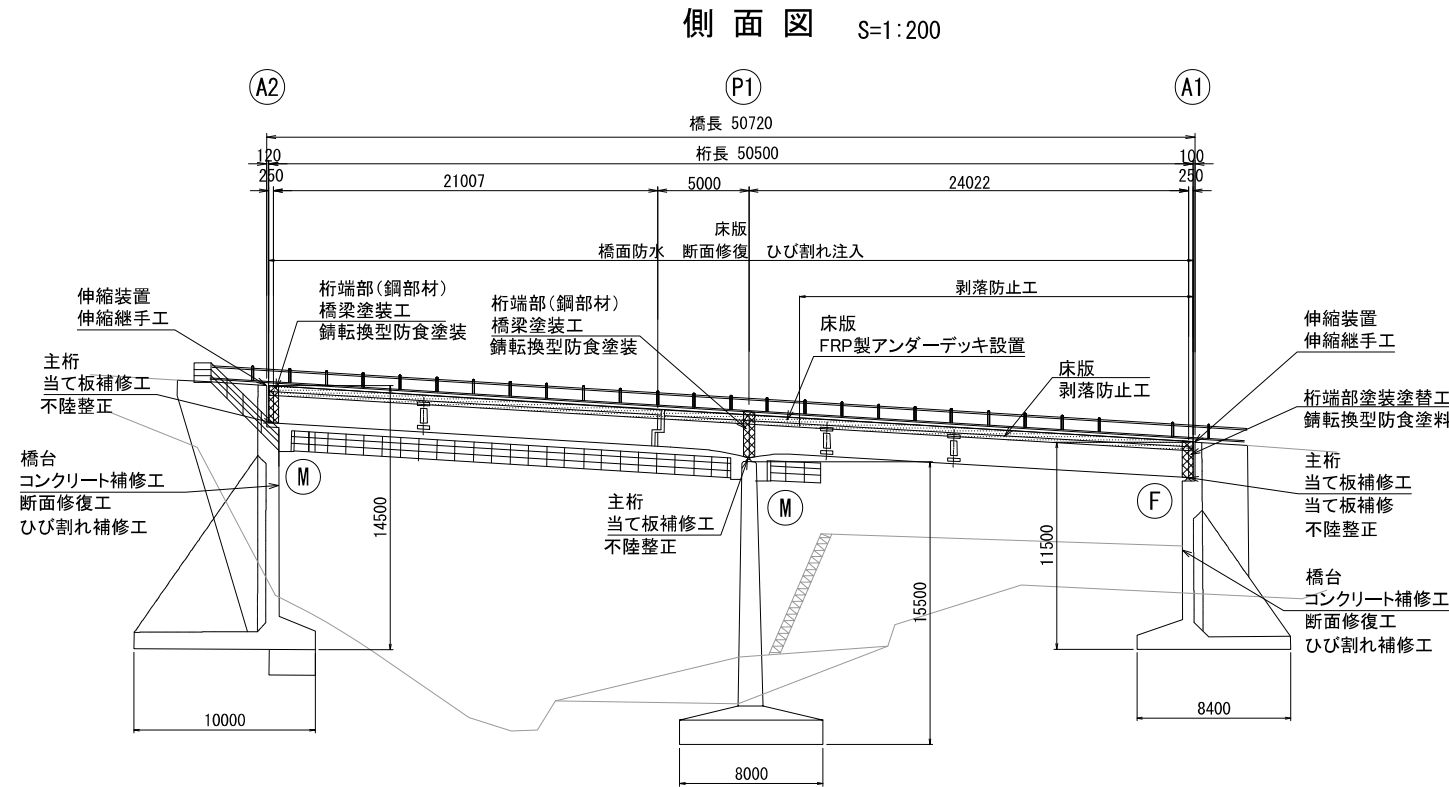
※注記

- ※ 本図面は竣工図書や現地調査に基づき復元した現況の橋梁一般図である。施工に際しては必ず現地に調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
- ② ゲルバの連続化と主桁補強、床版計桁補強は工事の図面が見つからなかったため、現地観測等により一般図に反映したものである。配置や断面については現地状況を確認すること。
- ③ 道路線形及び経断については竣工図書から復元したものである。必ず測量を実施し計画に反映すること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事		
図面名	橋梁一般図		
縮尺	図示	図面番号	2 / 33
年月日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国十交通部 横浜国道事務所		

補修補強一般図



補修項目一覧表

部材	補修工法	単位	数量	備考
床版	床版補強工	m2	208	FRPアンダーデッキ
床版	橋面防水工	m2	429.5	塗膜系
床版上面、地覆	断面修復工	m3	2.66	
床版下面	断面修復工	m3	0.63	
橋台	断面修復工	m3	0.32	
床版、地覆	ひび割れ補修工	m	106.8	
橋台	ひび割れ補修工	m	12	
床版	剥落防止工	m2	186	シート系
伸縮装置	伸縮継手工	m	18.3	
桁端部	橋梁塗装工	m2	700	錆転換型防食塗装
主桁	当て板補修工	m2	1.4	不陸整正
主桁	当て板補修工	箇所	2	当て板補修

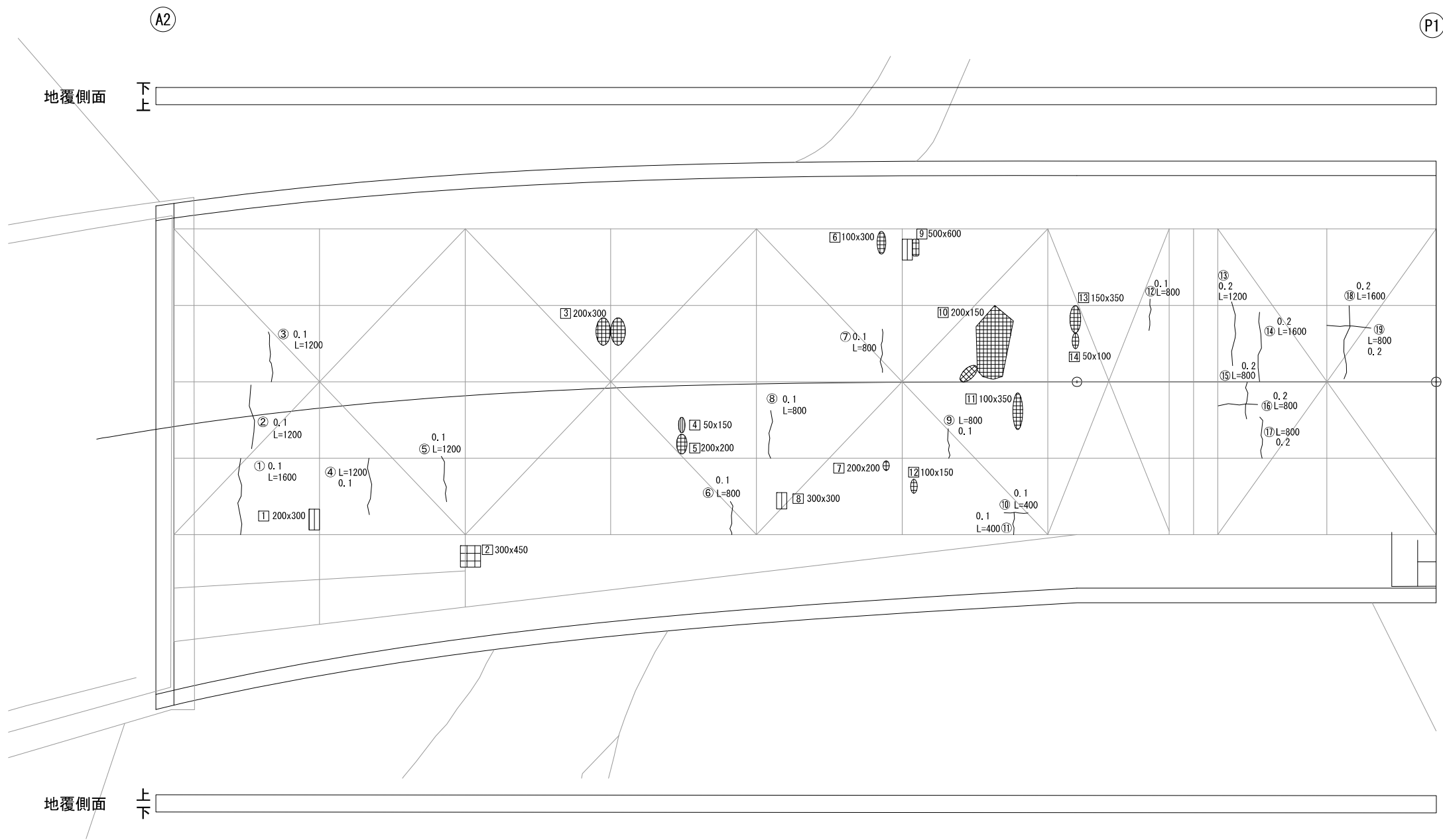
※注記
1) 本図面は竣工図書や現地調査に基づき復元した現況の橋梁一般図である。施工に際しては必ず現地に於て調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
2) ゲルバーの連続化と主桁補強、床版縦桁補強は工事の図面が見つからなかったため、現地計測等により一般図に反映したものである。配置や断面については現地状況を確認すること。
3) 道路線形及び縦断については竣工図書から復元したものである。必ず測量を実施し計画に反映すること。

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事		
図 面 名	補修補強一般図		
縮 尺	図示	図面番号	3 / 33
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

コンクリート補修工図(1) S=1:50

床版下面（第1径間）

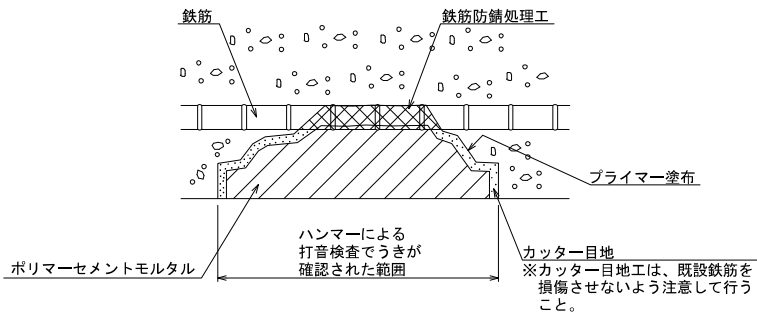
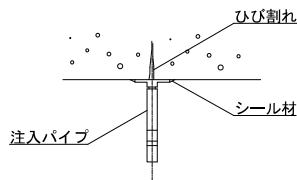


損傷凡例

損傷の種類	表 示
ひびわれ	
剥離	
鉄筋露出	
遊離石灰	
うき	
漏水	
その他	

断面修復詳細図

ひび割れ注入工図
(ひび割れ部：0.2以上～1.0mm未満)



注釈

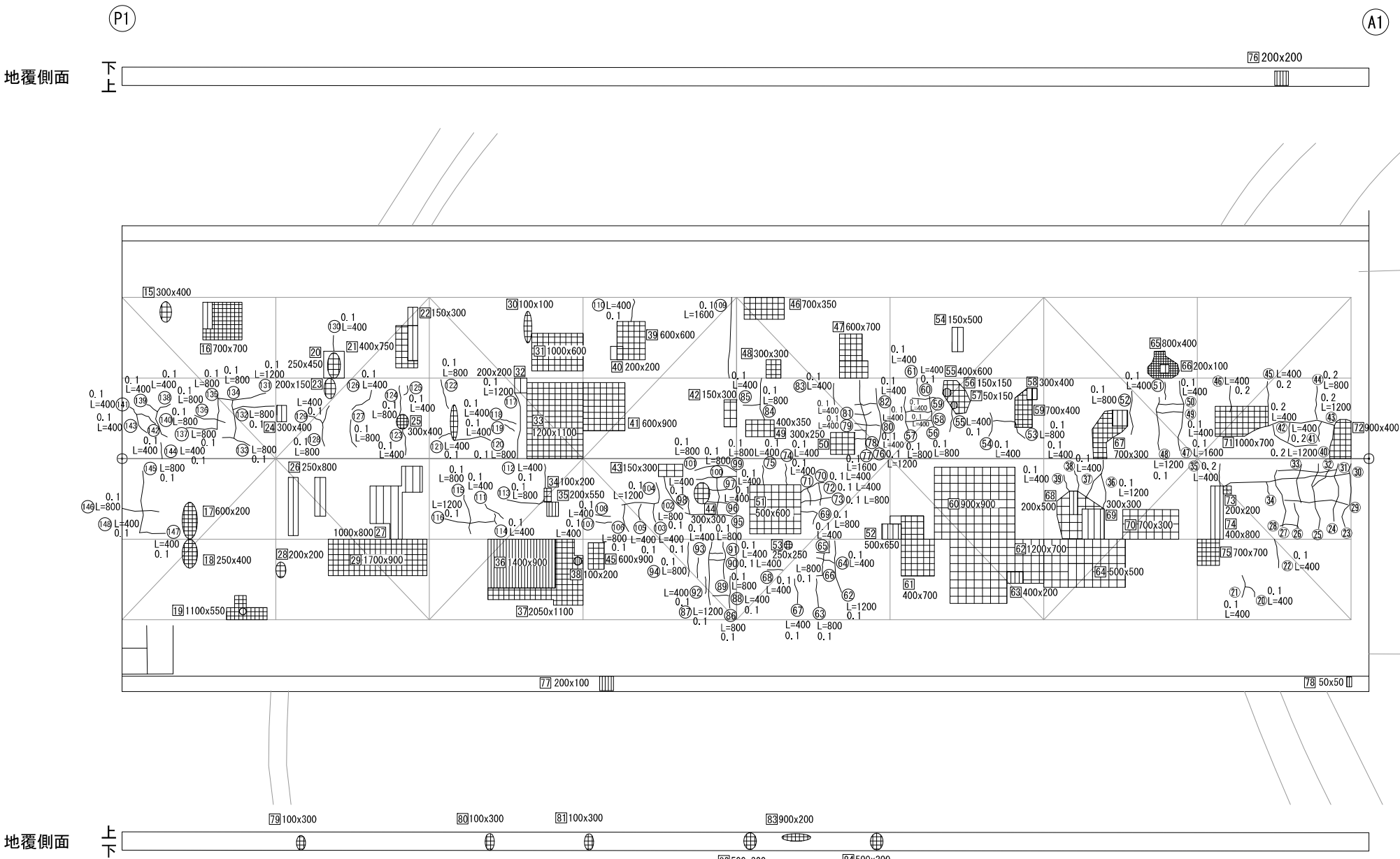
- 1) 損傷について、点検調書から復元している。現地計測を行い、詳細な位置、数量を確定させること。
- 2) 図中の○(番号)はひびわれ数量番号を示す。
- 3) 図中の□(番号)は断面修復数量番号を示す。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図 面 名	コンクリート補修工図(1)		
縮 尺	1:50	図面番号	4 / 33
年 月 日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

コンクリート補修工図(2) S=1:50

床版下面（第2径間）

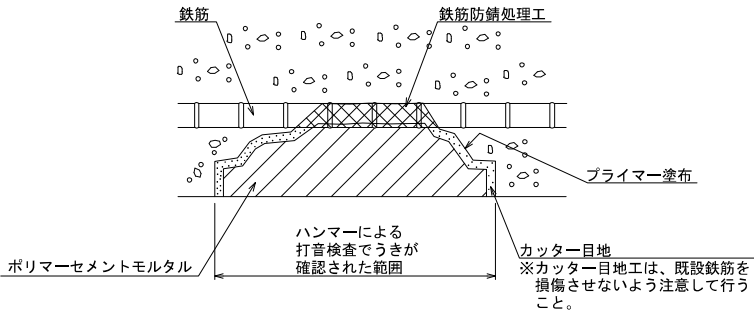
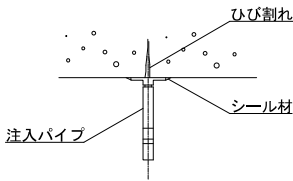


損傷凡例	
損傷の種類	表 示
ひびわれ	
剥離	
鉄筋露出	
遊離石灰	
うき	
漏水	
その他	

23 0.2 L=1200	30 0.2 L=2400
24 0.2 L=1200	31 0.2 L=1200
25 0.2 L=1200	32 0.2 L=400
26 0.2 L=400	33 0.2 L=800
27 0.2 L=1200	34 0.2 L=400
28 0.2 L=400	
29 0.2 L=1200	

断面修復詳細図

ひび割れ注入工図
(ひび割れ部：0.2以上～1.0mm未満)



注釈
1) 損傷について、点検調査から復元している。現地計測を行い、詳細な位置、数量を確定させること。
2) 図中の○(番号)はひびわれ数量番号を示す。
3) 図中の□(番号)は断面修復数量番号を示す。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

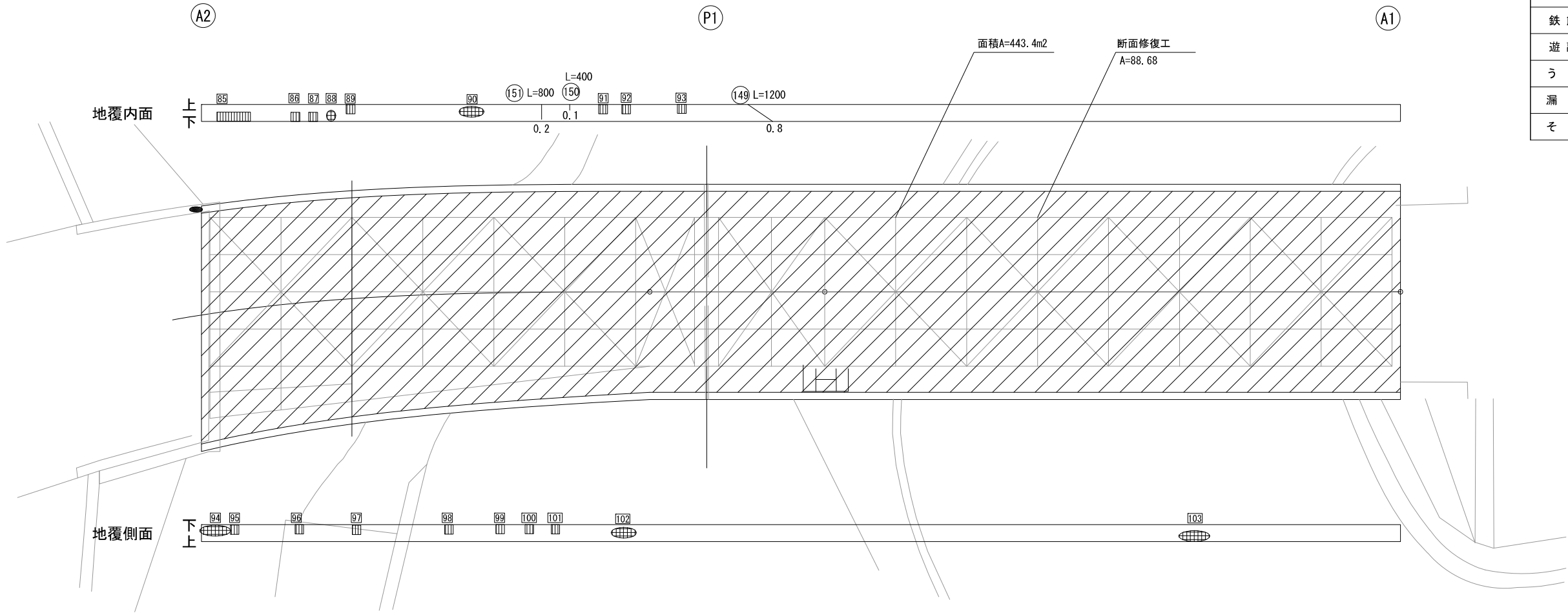
工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事		
図 面 名	コンクリート補修工図(2)		
縮 尺	1:50	図面番号	5 / 33
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

コンクリート補修工図(3) S=1:50

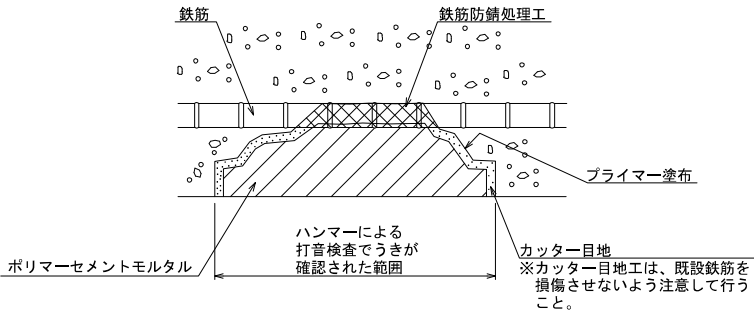
床版上面

損傷凡例

損傷の種類	表 示
ひびわれ	
剥離	
鉄筋露出	
遊離石灰	
うき	
漏水	
その他	

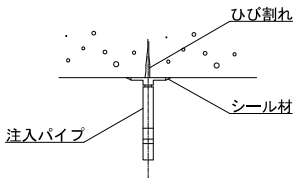


断面修復詳細図



ひび割れ注入工図

(ひび割れ部：0.2以上～1.0mm未満)



注釈

- 1) 損傷について、点検調査から復元している。現地計測を行い、詳細な位置、数量を確定させること。
- 2) 図中の○(番号)はひびわれ数量番号を示す。
- 3) 図中の□(番号)は断面修復数量番号を示す。
- 4) 床版上面の断面修復の数量については、以前に実施された床版上面の補修の際に開削箇所の2割程度の範囲で損傷が確認されていたため、この値を参考に全体の補修量を推定した。

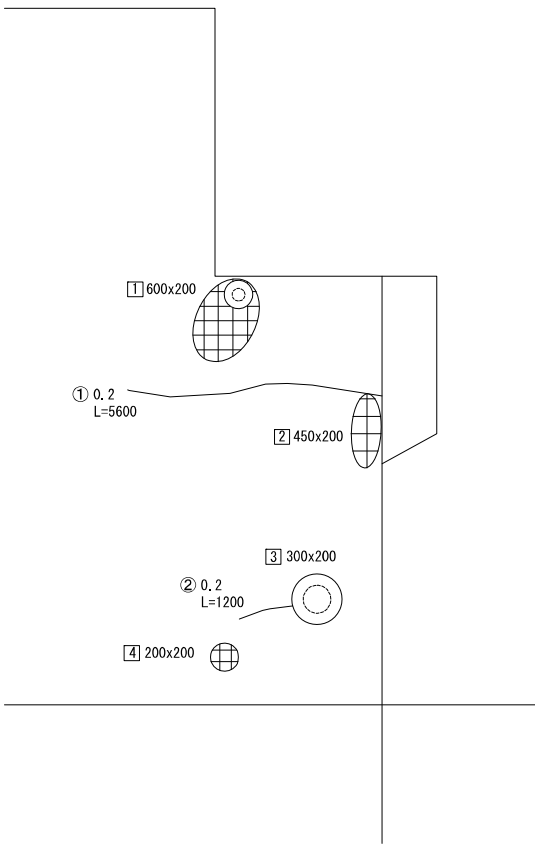
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図 面 名	コンクリート補修工図(3)		
縮 尺	1:50	図面番号	6 / 33
年 月 日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

コンクリート補修工図(4) S=1:50

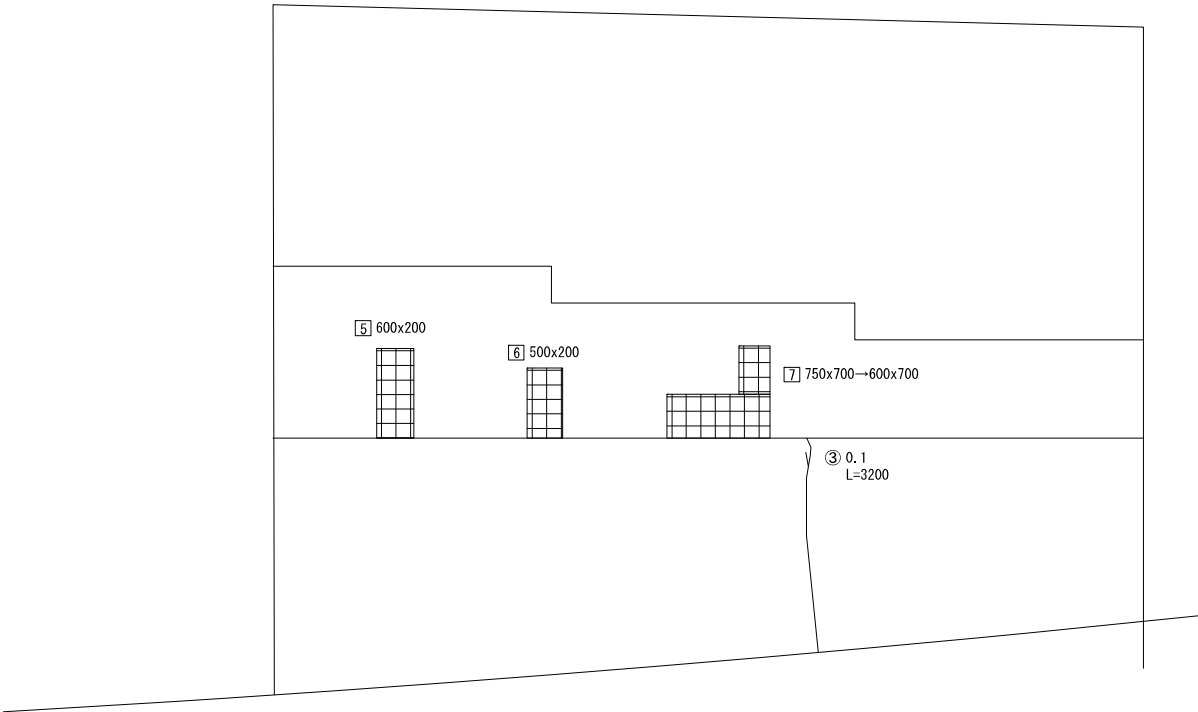
側面図

A1橋台



正面図

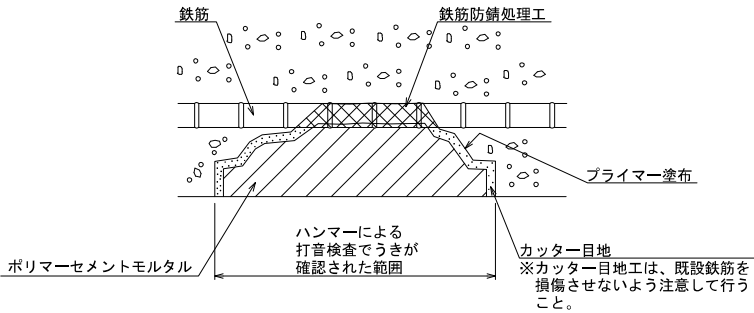
A1橋台



損傷凡例

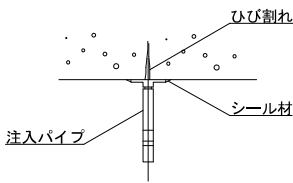
損傷の種類	表 示
ひびわれ	
剥離	
鉄筋露出	
遊離石灰	
うき	
漏水	
その他	

断面修復詳細図



ひび割れ注入工図

(ひび割れ部：0.2以上～1.0mm未満)



注釈

- 1) 損傷について、点検調書から復元している。現地計測を行い、詳細な位置、数量を確定させること。
- 2) 図中の○(番号)はひびわれ数量番号を示す。
- 3) 図中の□(番号)は断面修復数量番号を示す。

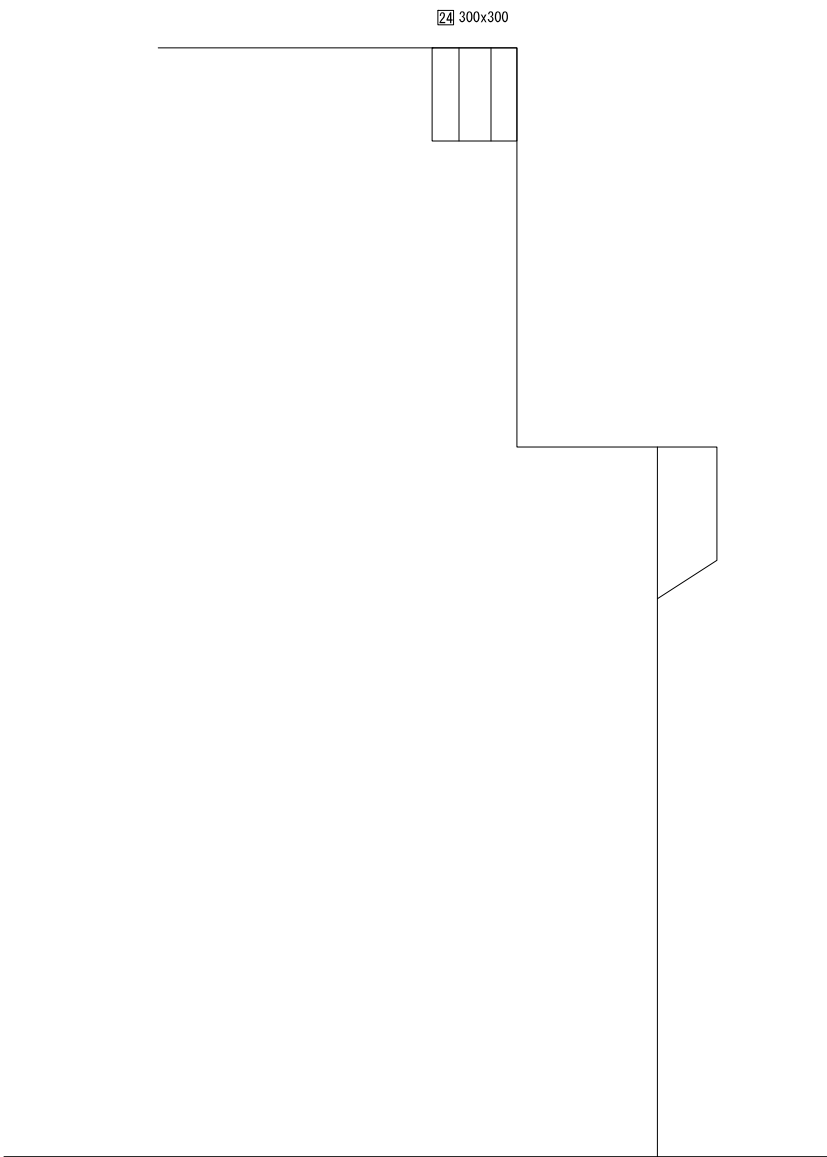
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図 面 名	コンクリート補修工図(4)		
縮 尺	1:50	図面番号	7 / 33
年 月 日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

コンクリート補修工図(5) S=1:50

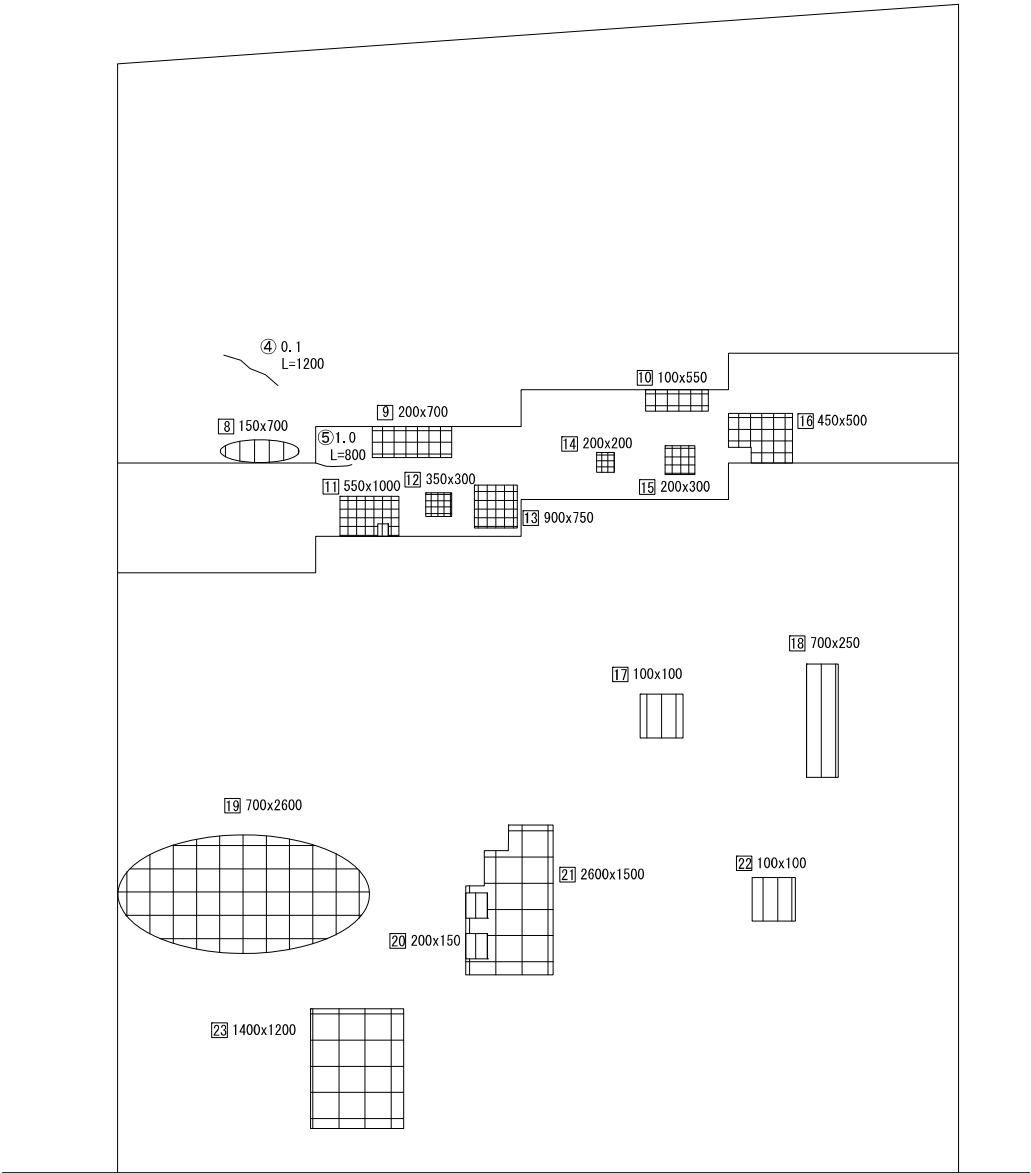
正面図

側面図



正面図

A2橋台

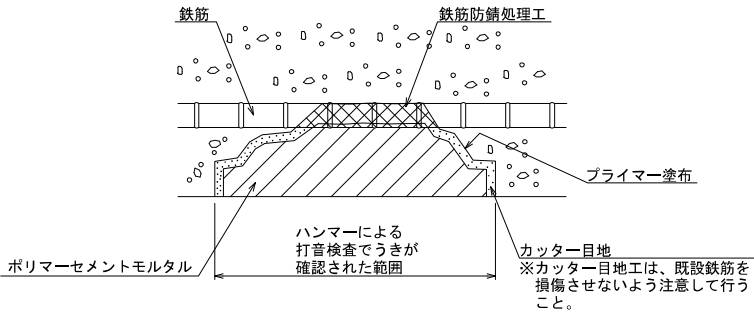
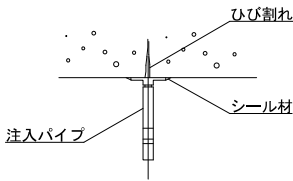


損傷凡例

損傷の種類	表 示
ひびわれ	
剥離	
鉄筋露出	
遊離石灰	
うき	
漏水	
その他	

断面修復詳細図

ひび割れ注入工図
(ひび割れ部：0.2以上～1.0mm未満)



注釈
1) 損傷について、点検調書から復元している。現地計測を行い、詳細な位置、数量を確定させること。
2) 図中の○(番号)はひびわれ数量番号を示す。
3) 図中の□(番号)は断面修復数量番号を示す。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図 面 名	コンクリート補修工図(5)		
縮 尺	1:50	図面番号	8 / 33
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

コンクリート補修工図(6)

ひびわれ数量表(上部工)

番号	長さ (mm)	ひび割れ幅 (mm)	ひびわれ深さ (mm)
1	1600	0.1	20
2	1200	0.1	20
3	1200	0.1	20
4	1200	0.1	20
5	1200	0.1	20
6	800	0.1	20
7	800	0.1	20
8	800	0.1	20
9	800	0.1	20
10	400	0.1	20
11	400	0.1	20
12	800	0.1	20
13	1200	0.2	40
14	1600	0.2	40
15	800	0.2	40
16	800	0.2	40
17	800	0.2	40
18	1600	0.2	40
19	800	0.2	40
20	400	0.1	20
21	400	0.1	20
22	400	0.1	20
23	1200	0.2	40
24	1200	0.2	40
25	1200	0.2	40
26	400	0.2	40
27	1200	0.2	40
28	400	0.2	40
29	1200	0.2	40
30	2400	0.2	40
31	1200	0.2	40
32	400	0.2	40
33	800	0.2	40
34	400	0.2	40
35	400	0.2	40
36	1200	0.1	20
37	800	0.1	20
38	400	0.1	20
39	400	0.1	20
40	1200	0.2	40
41	400	0.2	40
42	400	0.2	40
43	1200	0.2	40
44	800	0.2	40
45	400	0.2	40
46	400	0.2	40
47	1600	0.1	20
48	1200	0.1	20
49	400	0.1	20
50	400	0.1	20

番号	長さ (mm)	ひび割れ幅 (mm)	ひびわれ深さ (mm)
51	400	0.1	20
52	800	0.1	20
53	800	0.1	20
54	400	0.1	20
55	400	0.1	20
56	800	0.1	20
57	800	0.1	20
58	400	0.1	20
59	400	0.1	20
60	400	0.1	20
61	400	0.1	20
62	1200	0.1	20
63	800	0.1	20
64	400	0.1	20
65	400	0.1	20
66	800	0.1	20
67	400	0.1	20
68	400	0.1	20
69	800	0.1	20
70	400	0.1	20
71	400	0.1	20
72	400	0.1	20
73	800	0.1	20
74	400	0.1	20
75	400	0.1	20
76	1200	0.1	20
77	1600	0.1	20
78	400	0.1	20
79	400	0.1	20
80	400	0.1	20
81	400	0.1	20
82	400	0.1	20
83	400	0.1	20
84	800	0.1	20
85	400	0.1	20
86	800	0.1	20
87	1200	0.1	20
88	400	0.1	20
89	800	0.1	20
90	400	0.1	20
91	400	0.1	20
92	400	0.1	20
93	400	0.1	20
94	800	0.1	20
95	800	0.1	20
96	400	0.1	20
97	400	0.1	20
98	400	0.1	20
99	800	0.1	20
100	800	0.1	20

断面修復数量表(床版上面)

番号	損傷深さ (m)	面積 (m2)	体積 (m3)
1	0.03	88.68	2.6604

断面修復数量表(床版下面、地覆)

番号	損傷深さ (m)	面積 (m2)	体積 (m3)
1	0.03	0.06	0.0018
2	0.03	0.135	0.0041
3	0.03	0.06	0.0018
4	0.03	0.0075	0.0002
5	0.03	0.04	0.0012
6	0.03	0.03	0.0009
7	0.03	0.04	0.0012
8	0.03	0.09	0.0027
9	0.03	0.3	0.0090
10	0.03	0.03	0.0009
11	0.03	0.035	0.0011
12	0.03	0.015	0.0005
13	0.03	0.0525	0.0016
14	0.03	0.005	0.0002
15	0.03	0.12	0.0036
16	0.03	0.49	0.0147
17	0.03	0.12	0.0036
18	0.03	0.1	0.003
19	0.03	0.605	0.0182
20	0.03	0.1125	0.0034
21	0.03	0.3	0.009
22	0.03	0.045	0.0014
23	0.03	0.03	0.0009
24	0.03	0.12	0.0036
25	0.03	0.12	0.0036
26	0.03	0.2	0.006
27	0.03	0.8	0.024
28	0.03	0.04	0.0012
29	0.03	1.53	0.0459
30	0.03	0.01	0.0003
31	0.03	0.6	0.018
32	0.03	0.04	0.0012
33	0.03	1.32	0.0396
34	0.03	0.02	0.0006
35	0.03	0.11	0.0033
36	0.03	1.26	0.0378
37	0.03	2.255	0.0677
38	0.03	0.02	0.0006
39	0.03	0.36	0.0108
40	0.03	0.04	0.0012
41	0.03	0.54	0.0162
42	0.03	0.045	0.0014

番号	損傷深さ (m)	面積 (m2)	体積 (m3)
43	0.03	0.045	0.0014
44	0.03	0.09	0.0027
45	0.03	0.54	0.0162
46	0.03	0.245	0.0074
47	0.03	0.42	0.0126
48	0.03	0.09	0.0027
49	0.03	0.14	0.0042
50	0.03	0.075	0.0023
51	0.03	0.3	0.0090
52	0.03	0.325	0.0098
53	0.03	0.0625	0.0019
54	0.03	0.075	0.0023
55	0.03	0.24	0.0072
56	0.03	0.0225	0.0007
57	0.03	0.0075	0.0002
58	0.03	0.12	0.0036
59	0.03	0.28	0.0084
60	0.03	0.81	0.0243
61	0.03	0.28	0.0084
62	0.03	0.84	0.0252
63	0.03	0.08	0.0024
64	0.03	0.25	0.0075
65	0.03	0.32	0.0096
66	0.03	0.02	0.0006
67	0.03	0.21	0.0063
68	0.03	0.1	0.003
69	0.03	0.09	0.0027
70	0.03	0.21	0.0063
71	0.03	0.7	0.0210
72	0.03	0.36	0.0108
73	0.03	0.04	0.0012
74	0.03	0.32	0.0096
75	0.03	0.49	0.0147
76	0.03	0.04	0.0012
77	0.03	0.02	0.0006
78	0.03	0.0025	0.0001
79	0.03	0.03	0.0009
80	0.03	0.03	0.0009
81	0.03	0.03	0.0009
82	0.03	0.15	0.0045
83	0.03	0.18	0.0054
84	0.03	0.15	0.0045
合計		21.0825	0.6332

ひびわれ数量表(下部工)

番号	長さ (mm)	ひび割れ幅 (mm)	ひび割れ深さ (mm)	備考
1	5600	0.2	40	A1橋台
2	1200	0.2	40	A1橋台
3	3200	0.1	20	A1橋台
4	1200	0.1	20	A2橋台
5	800	1.0	200	A2橋台
合計	12000	1.6	320	

断面修復数量表(下部工)

番号	損傷深さ (m)	面積 (m2)	体積 (m3)	備考
1	0.03	0.12	0.0036	A1橋台
2	0.03	0.09	0.0027	A1橋台
3	0.03	0.06	0.0018	A1橋台
4	0.03	0.04	0.0012	A1橋台
5	0.03	0.12	0.0036	A1橋台
6	0.03	0.1	0.0030	A1橋台
7	0.03	0.42	0.0126	A1橋台
8	0.03	0.105	0.0032	A2橋台
9	0.03	0.14	0.0042	A2橋台
10	0.03	0.055	0.0017	A2橋台
11	0.03	0.55	0.0165	A2橋台
12	0.03	0.105	0.0032	A2橋台

番号	損傷深さ (m)	面積 (m2)	体積 (m3)	備考
13	0.03	0.675	0.0203	A2橋台
14	0.03	0.04	0.0012	A2橋台
15	0.03	0.06	0.0018	A2橋台
16	0.03	0.225	0.0068	A2橋台
17	0.03	0.01	0.0003	A2橋台
18	0.03	0.175	0.0053	A2橋台
19	0.03	1.82	0.0546	A2橋台
20	0.03	0.03	0.0009	A2橋台
21	0.03	3.9	0.117	A2橋台
22	0.03	0.01	0.0003	A2橋台
23	0.03	1.68	0.0504	A2橋台
24	0.03	0.09	0.0027	A2橋台
合計		10.62	0.3189	

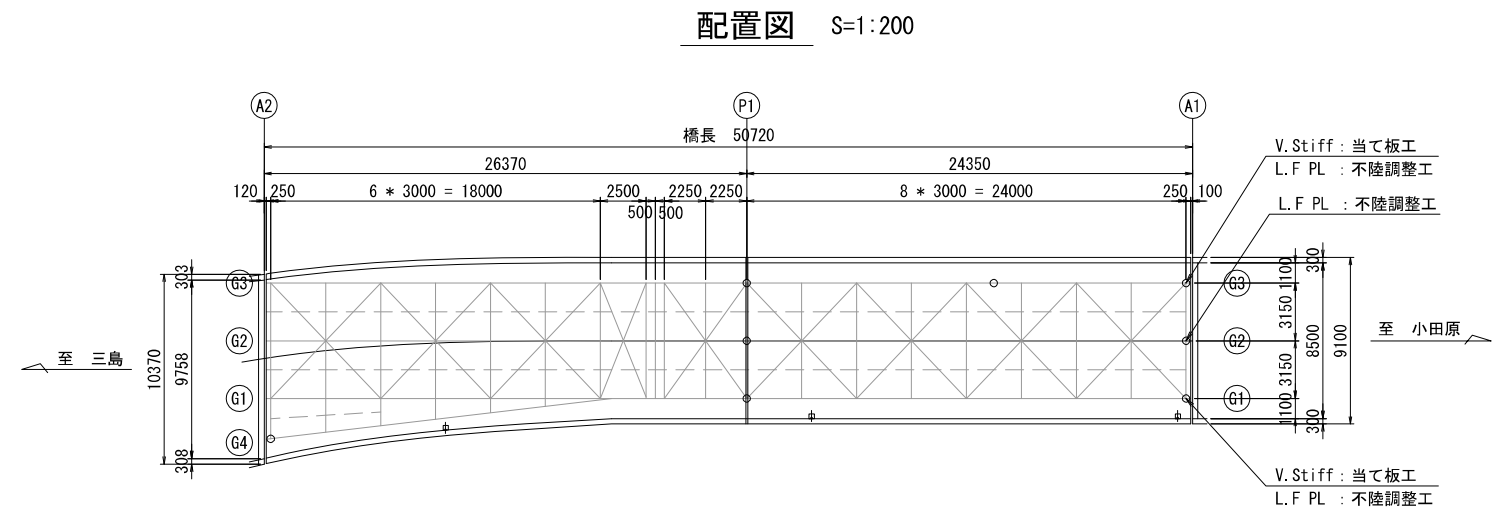
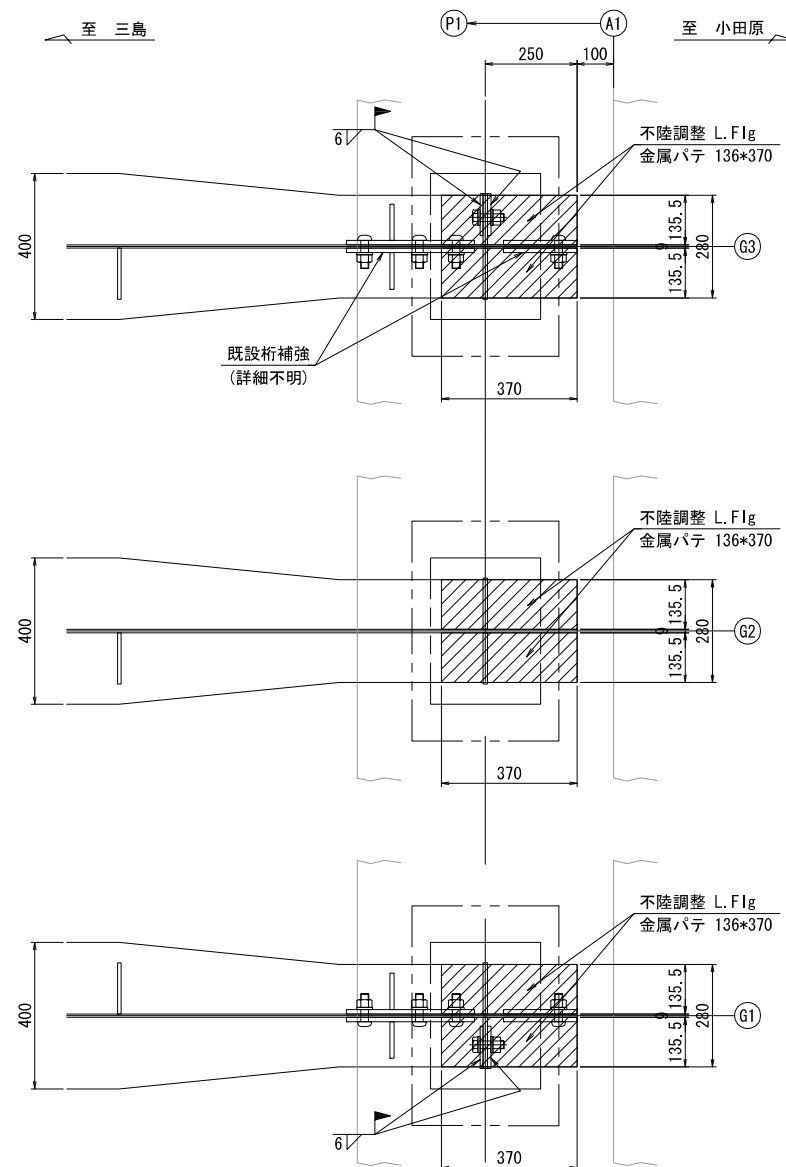
注釈

1) 損傷について、点検調書から復元している。現地計測を行い、詳細な位置、数量を確定させること。

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図 面 名	コンクリート補修工図(6)		
縮 尺	—	図面番号	9 / 33
年 月 日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

A - A

A1 橋台側補修工



注記

1. 特記なき材質はSM400Aとする。
2. 印は、TCB M22 (S10T)を示す、孔明けは、φ24.5孔とする。
3. 施工の際は、現地計測を行い、図面と照合すること。

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁修繕（その2）工事		
図 面 名	上部工鋼板部補修詳細図(1)		
縮 尺	図示	図面番号	10 / 33
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

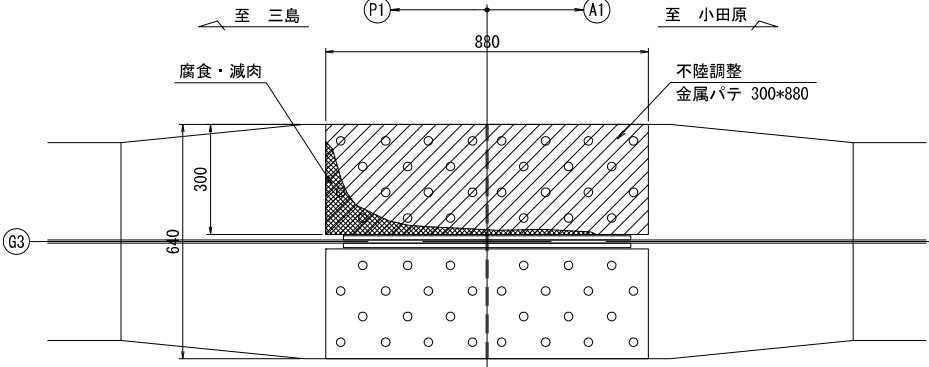
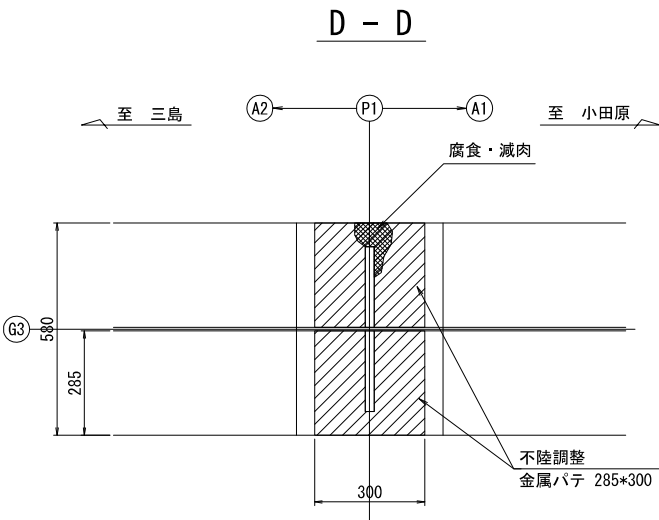
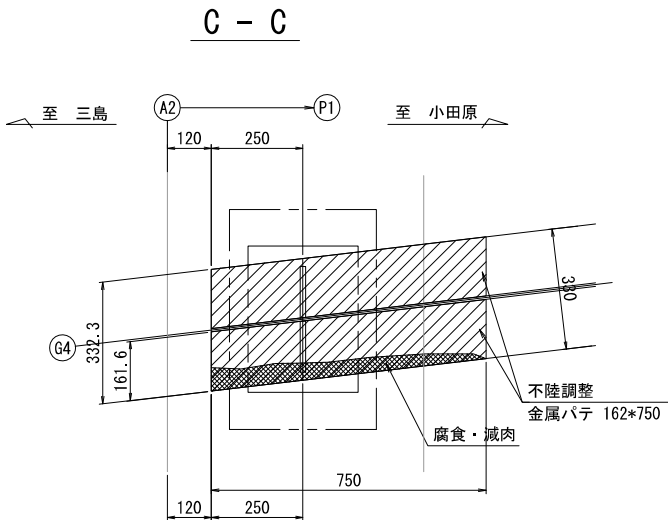
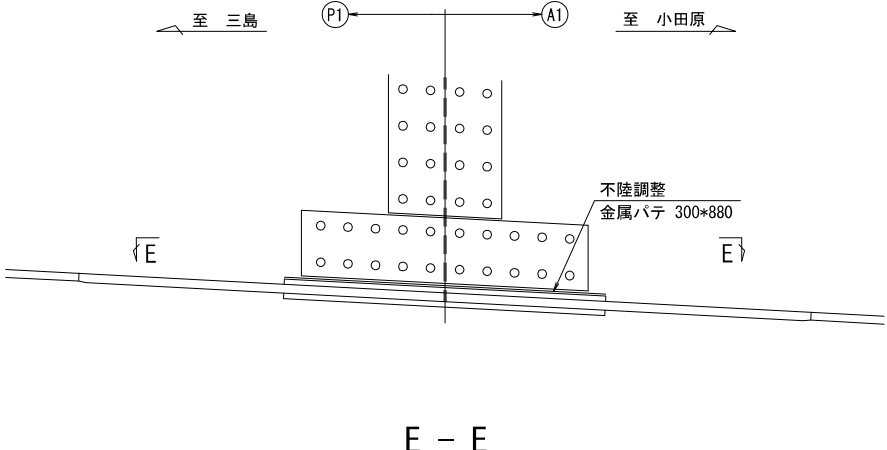
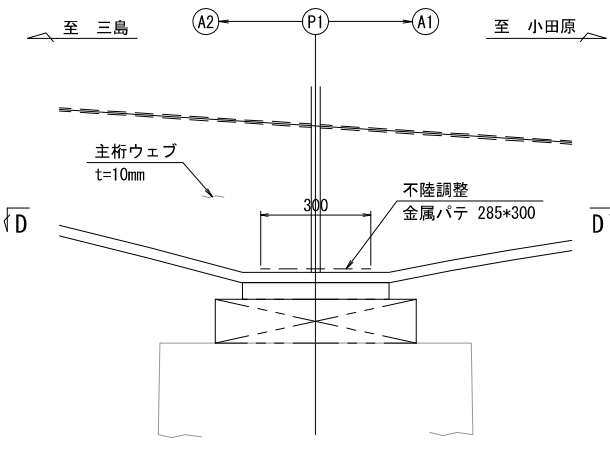
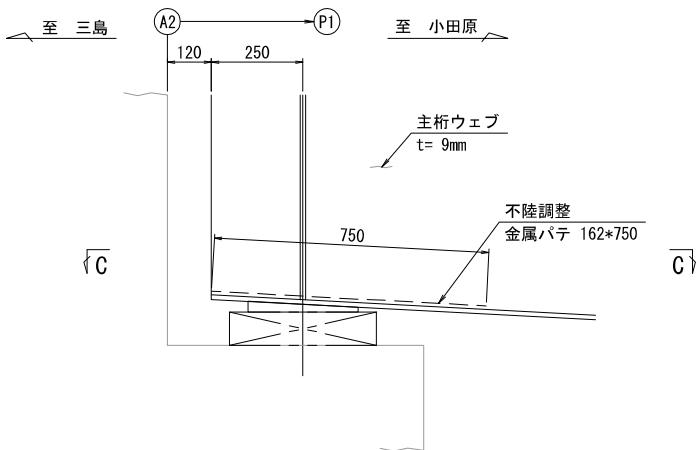
上部工鋼板部補修詳細図(2) S=1:10

不陸調整工

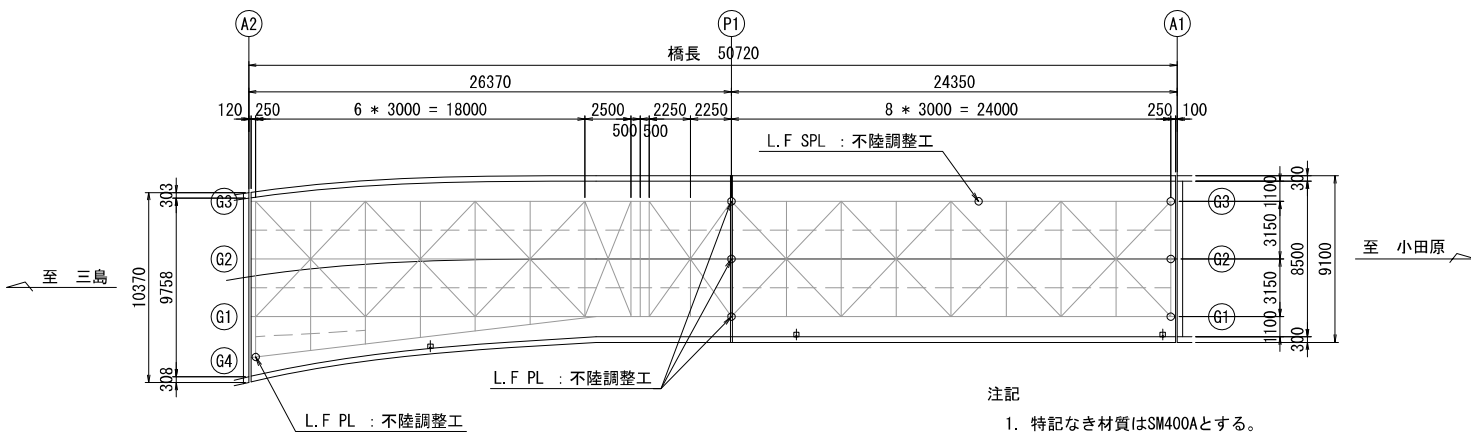
P1 橋脚部補修工

添接部補修工

A2 橋台部補修工



配置図 S=1:200



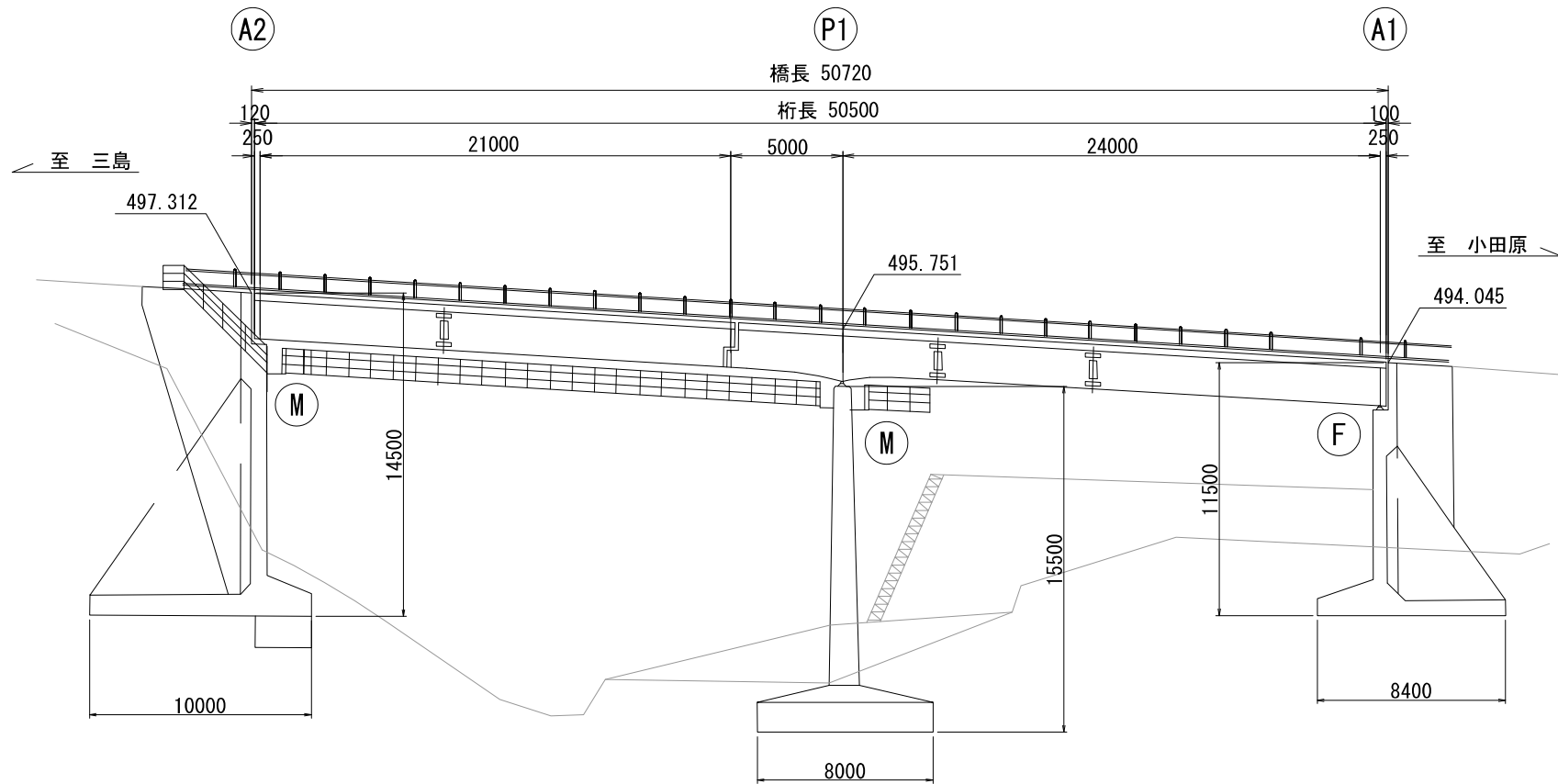
- 注記
- 特記なき材質はSM400Aとする。
 - ⊕印は、TCB M22 (S10T) を示す、孔明けは、φ24.5孔とする。
 - 施工の際は、現地計測を行い、図面と照合すること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

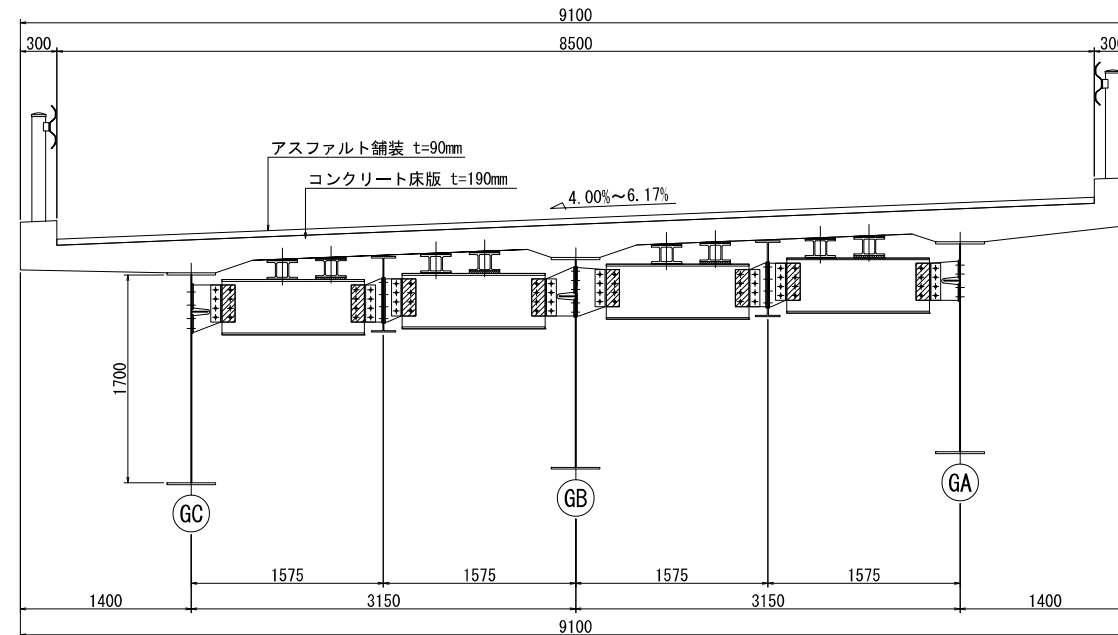
工事名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図面名	上部工鋼板部補修詳細図(2)		
縮尺	図示	図面番号	11 / 33
年月日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

FRP製アンダーデッキ全体配置図(1) S=1:60

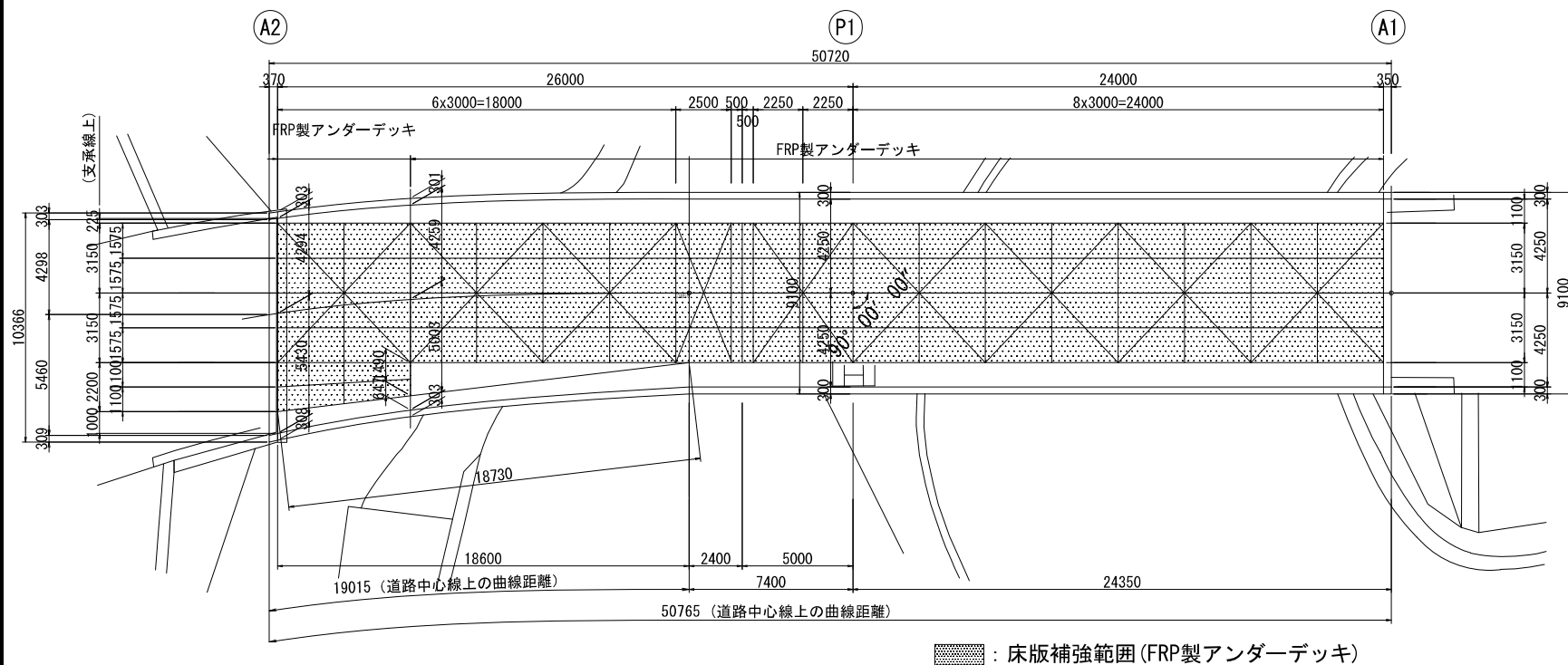
側面図



断面図 S=1:30



平面図



：床版補強範囲 (FRP製アンダーデッキ)

注記

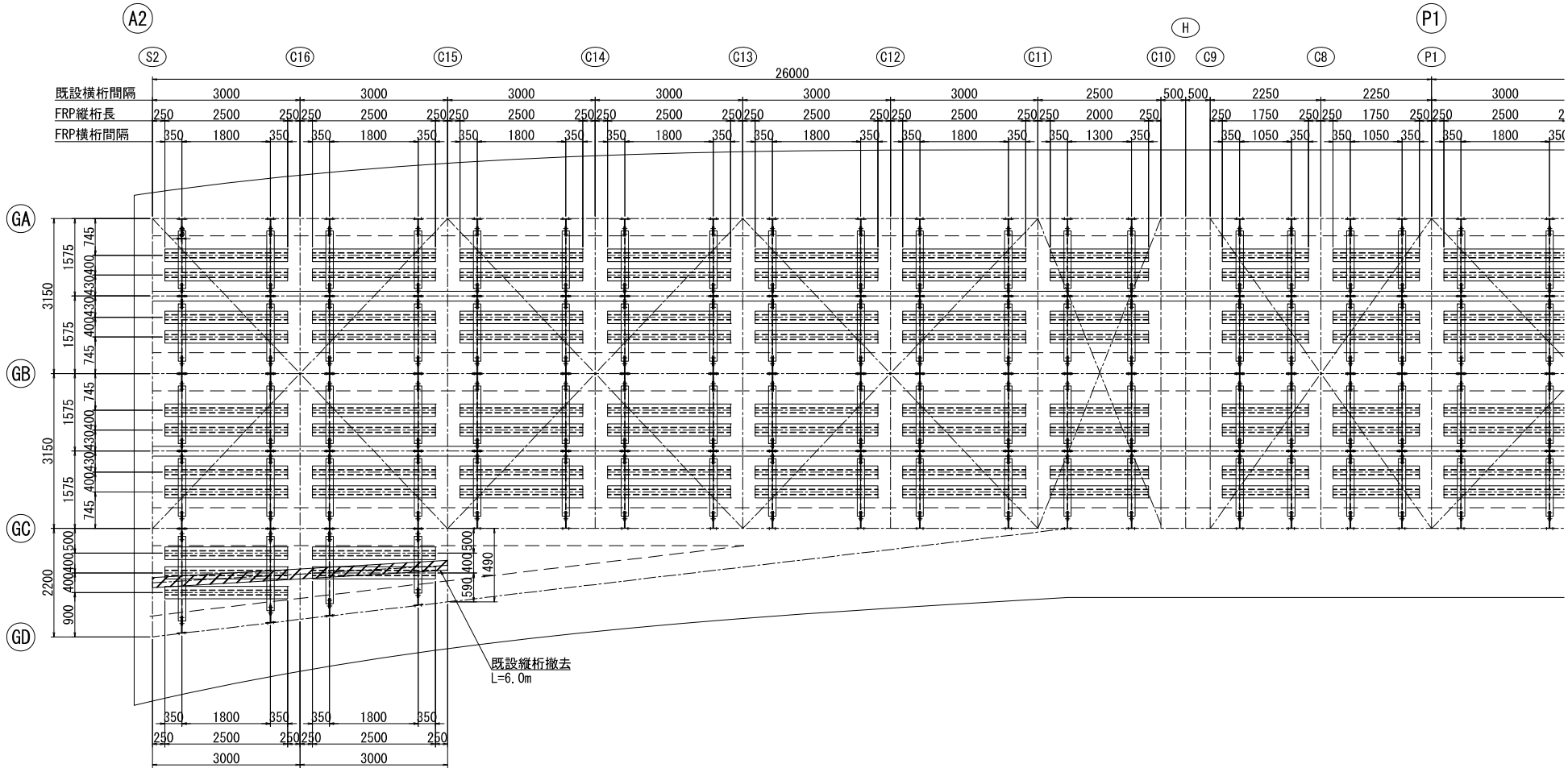
1. 施工に際しては必ず現地にて調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
2. ゲルバーの連続化と主桁補強、床版縦桁補強は工事図面が見つからなかったため、現地計測等により一般図に反映したものである。配置や断面については現地状況を確認すること。
3. 道路線形及び縦断については竣工図書から復元したものである。必ず測量を実施し計画に反映すること。

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修 (その2) 工事			
図 面 名	FRP製アンダーデッキ全体配置図(1)			
縮 尺	図示	図面番号	13 / 33	
年 月 日	令和 8 年 2 月			
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所			

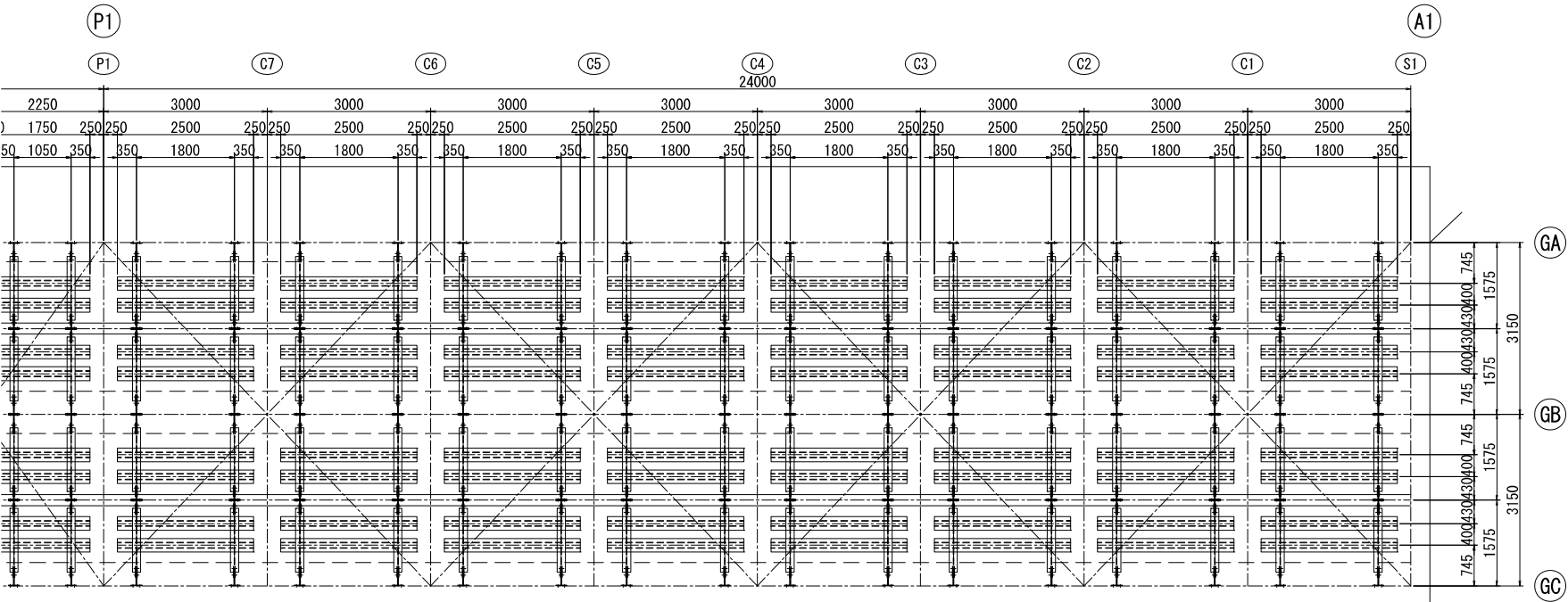
FRP製アンダーデッキ全体配置図(2) S=1:60

平面図



凡例

	: FRP縦桁
	: FRP横桁
	: 既設縦桁
	: 既設主桁・対傾構・横構
	: 想定床版ハンチライン



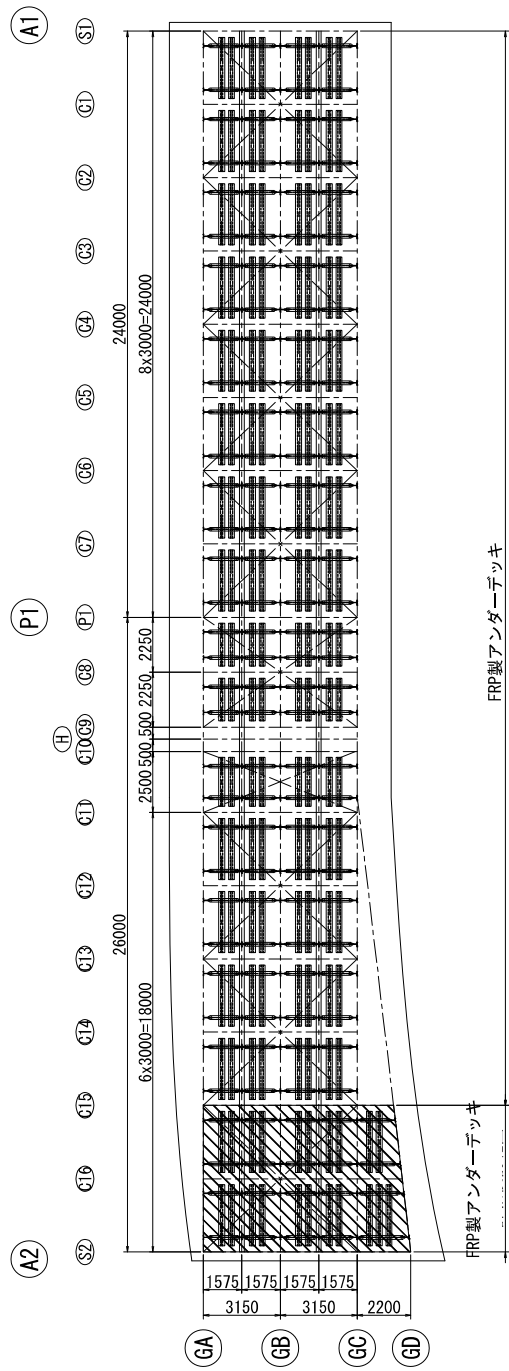
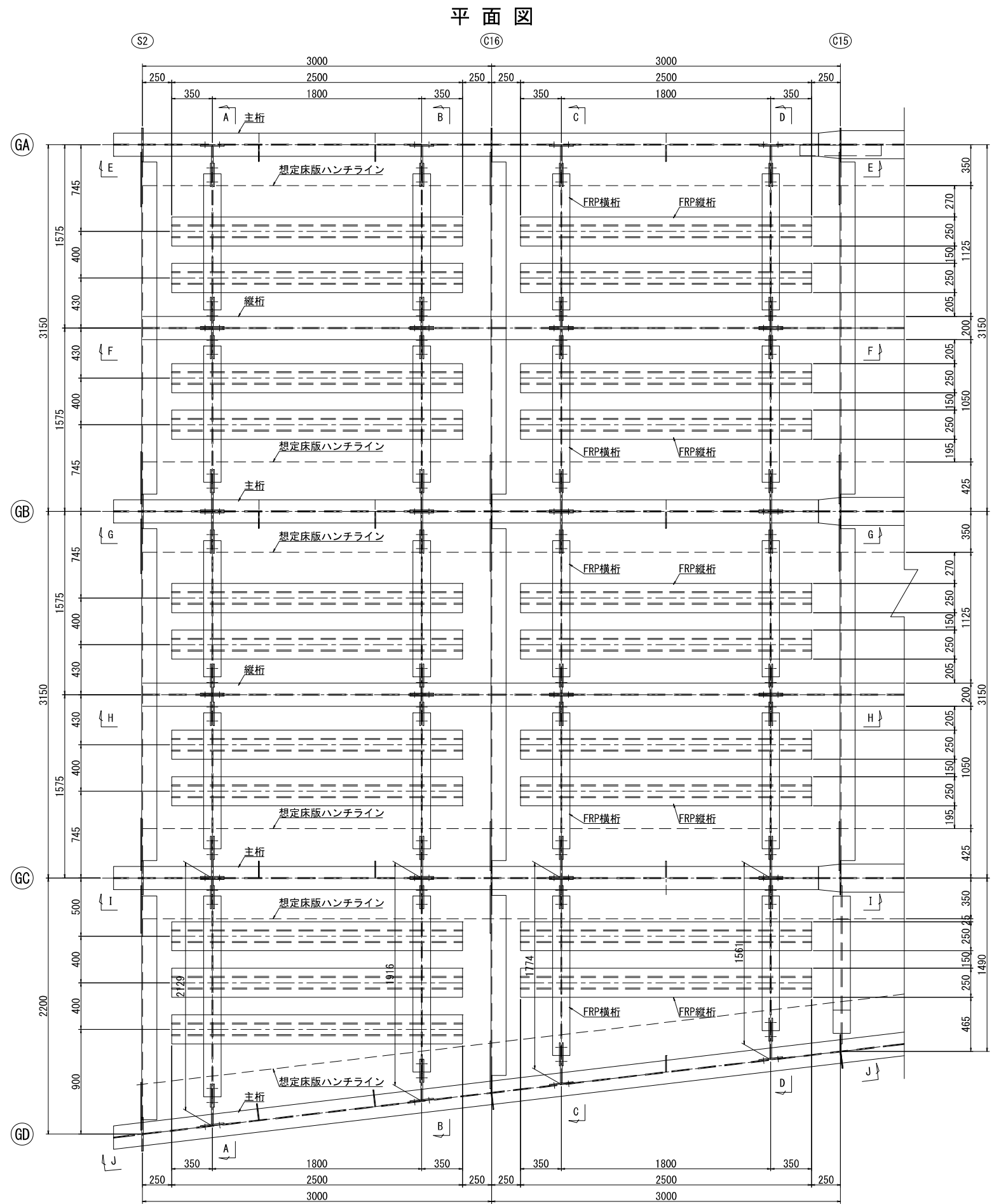
注記

1. 施工に際しては必ず現地にて調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
2. + 印は、高力ボルト TCB M22 (S10T) を示す。
3. 完成時に外面露出する鋼材塗装部材の角部は、2R面取りすること。

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図 面 名	FRP製アンダーデッキ全体配置図(2)		
縮 尺	1:60	図面番号	14 / 33
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

FRP製アンダーデッキ詳細図(1) S=1:20



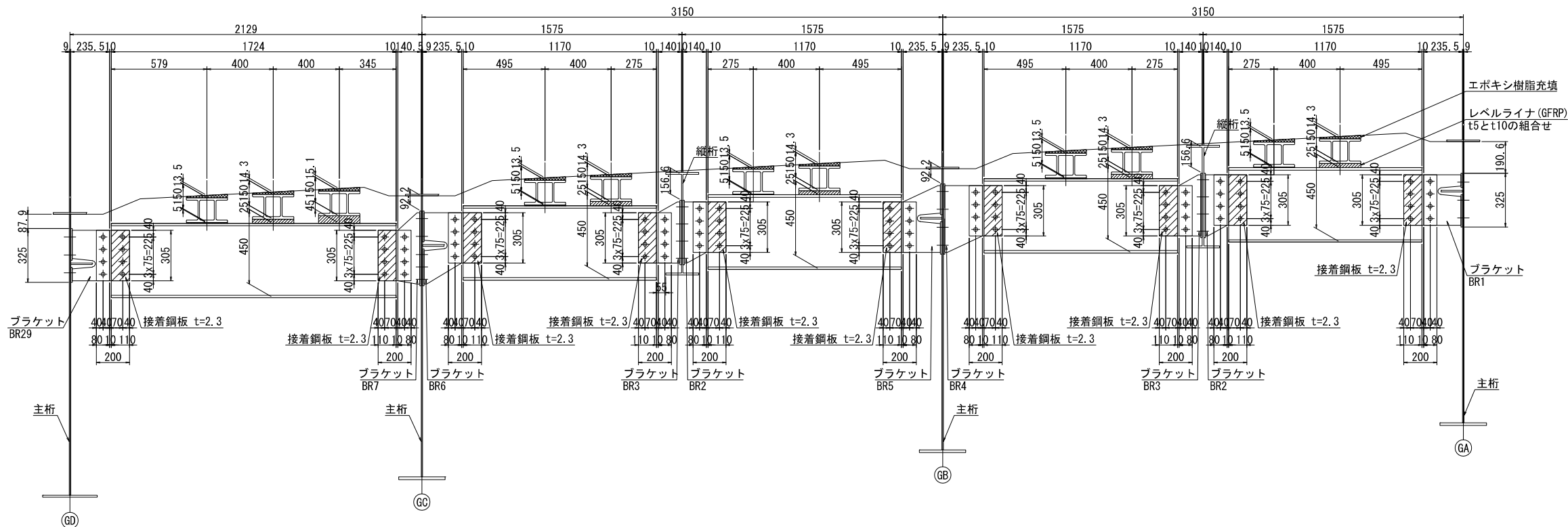
注記
1. 施工に際しては必ず現地にて調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
2. +印は、高力ボルト TGB M22 (S10T) を示す。
3. 完成時に外面露出する鋼材塗装部材の角部は、2R面取りすること。

本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります

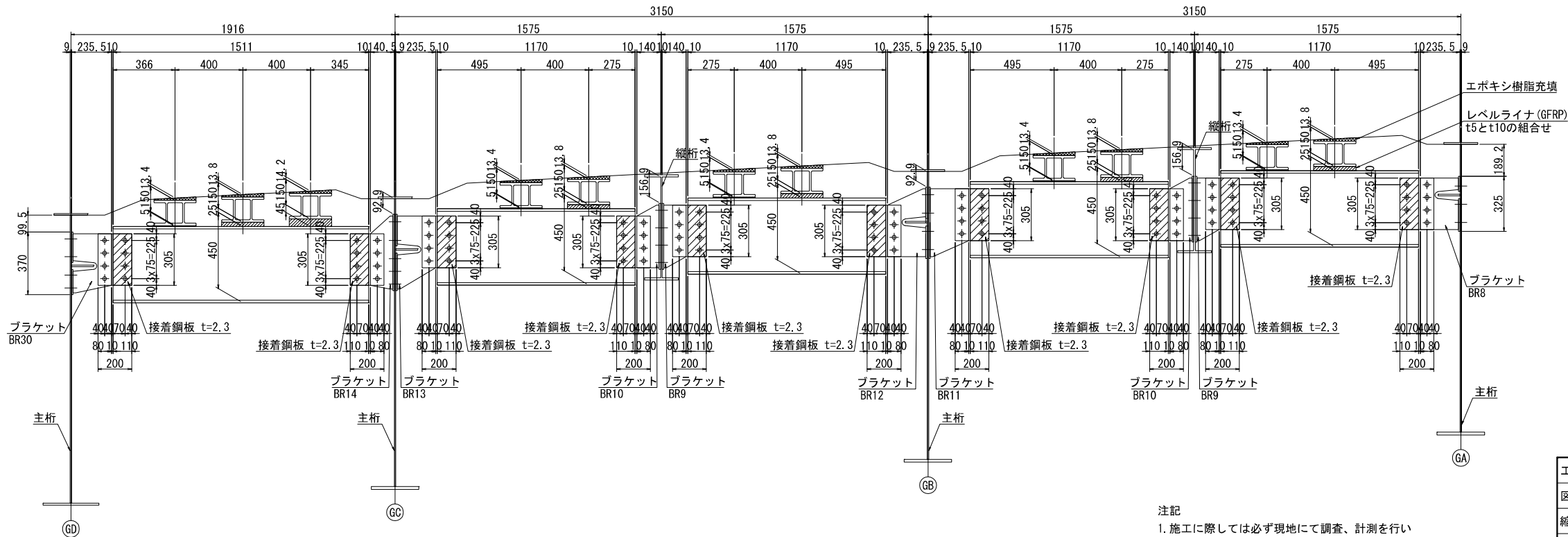
工事名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図面名	FRP製アンダーデッキ詳細図(1)		
縮尺	1:20	図面番号	15 / 33
年月日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

FRP製アンダーデッキ詳細図(2) S=1:15

断面図
A - A



B - B



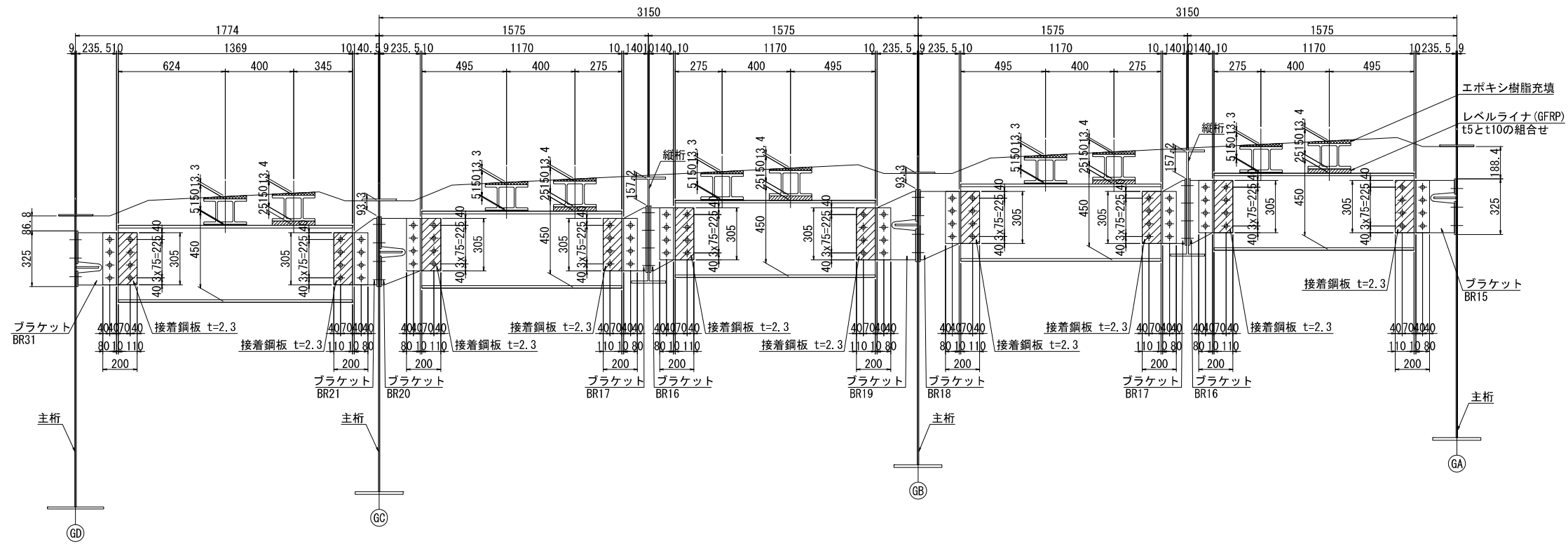
- 注記
1. 施工に際しては必ず現地に調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
 2. +印は、高力ボルト TCB M22 (S10T) を示す。
 3. 完成時に外面露出する鋼材塗装部材の角部は、2R面取りすること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

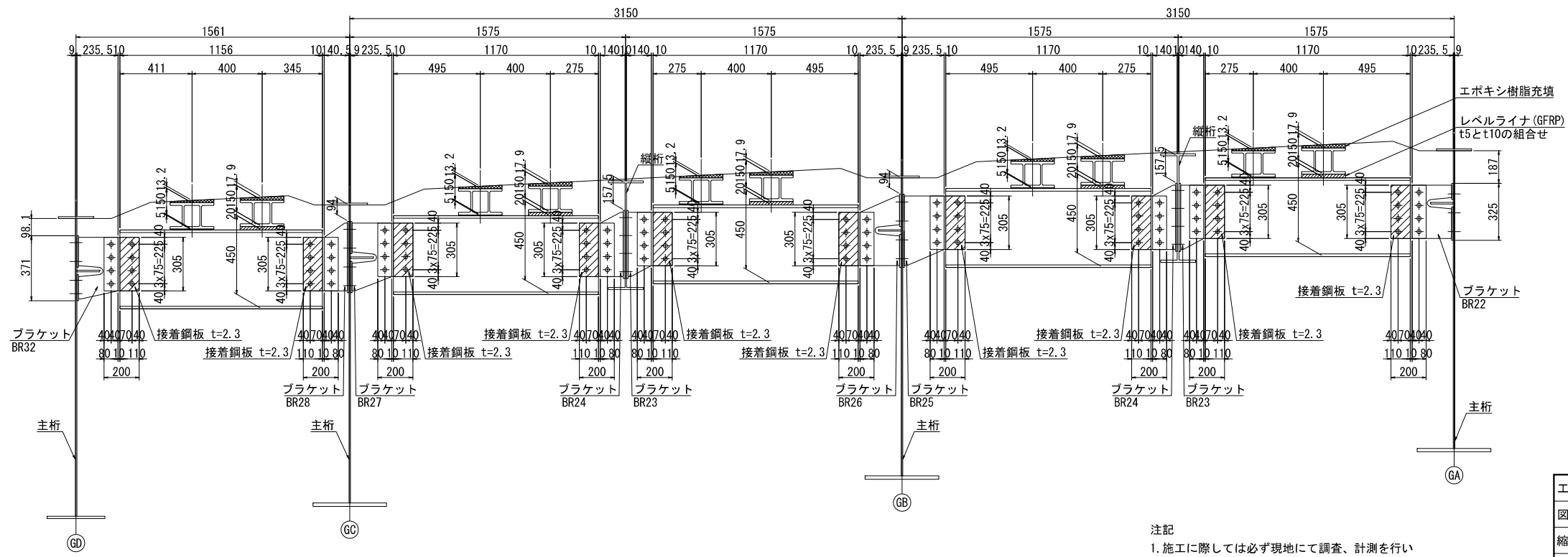
工事名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図面名	FRP製アンダーデッキ詳細図(2)		
縮尺	1:15	図面番号	16 / 33
年月日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

FRP製アンダーデッキ詳細図(3) S=1:15

断面図
C - C



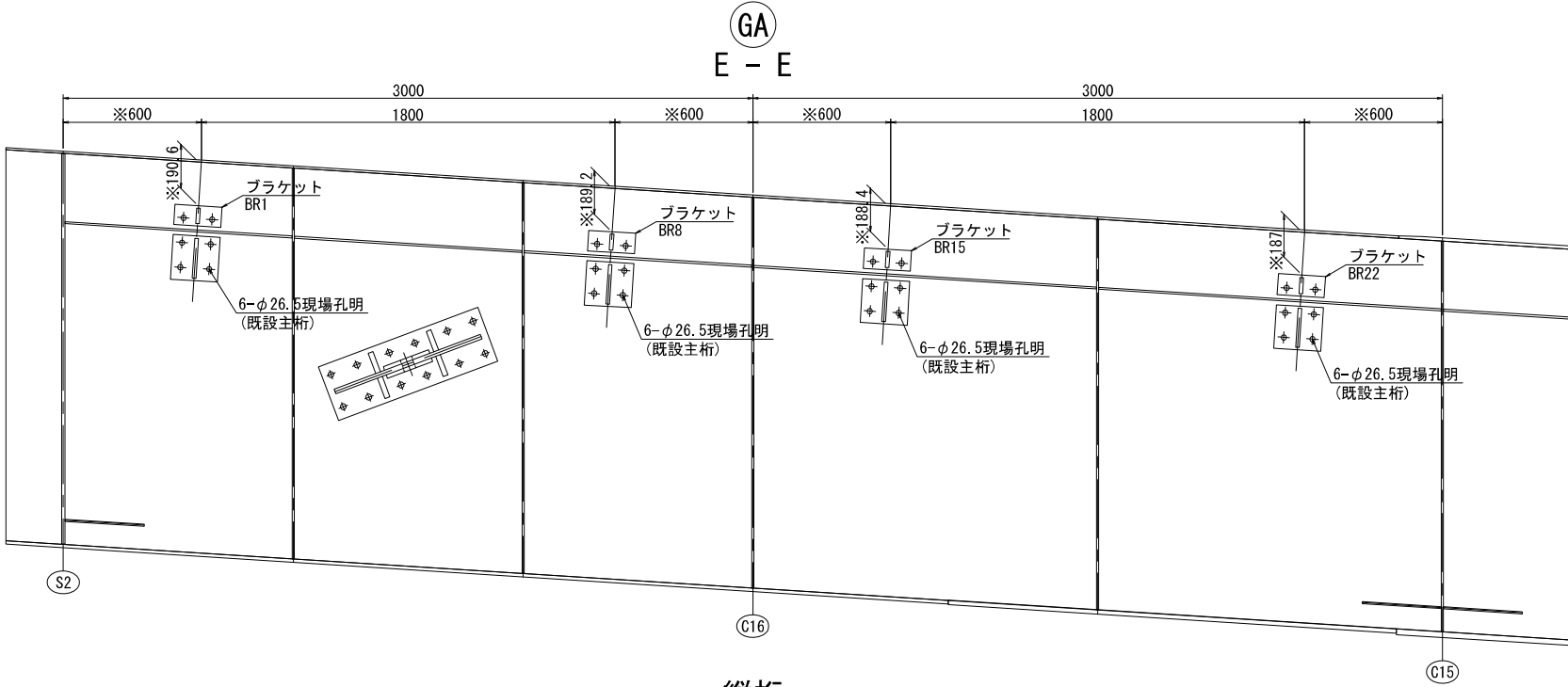
D - D



注記
1. 施工に際しては必ず現地にて調査、計測を行い
必要に応じて計画を見直すこと。
2. *印は、高力ボルト TCB M22 (S10T) を示す。
3. 完成時に外面露出する鋼材塗装部材の角部は、本図面は縮小図のため
2R面取りすること。 縮尺は表示と異なります

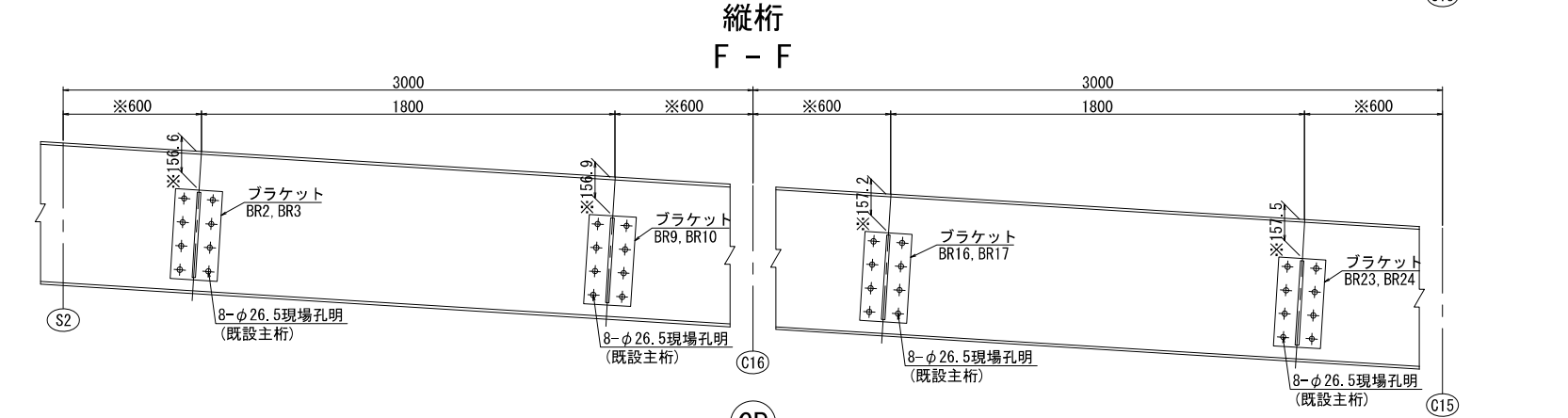
工事名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図面名	FRP製アンダーデッキ詳細図(3)		
縮尺	1:15	図面番号	17 / 33
年月日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

FRP製アンダーデッキ詳細図(4) S=1:15



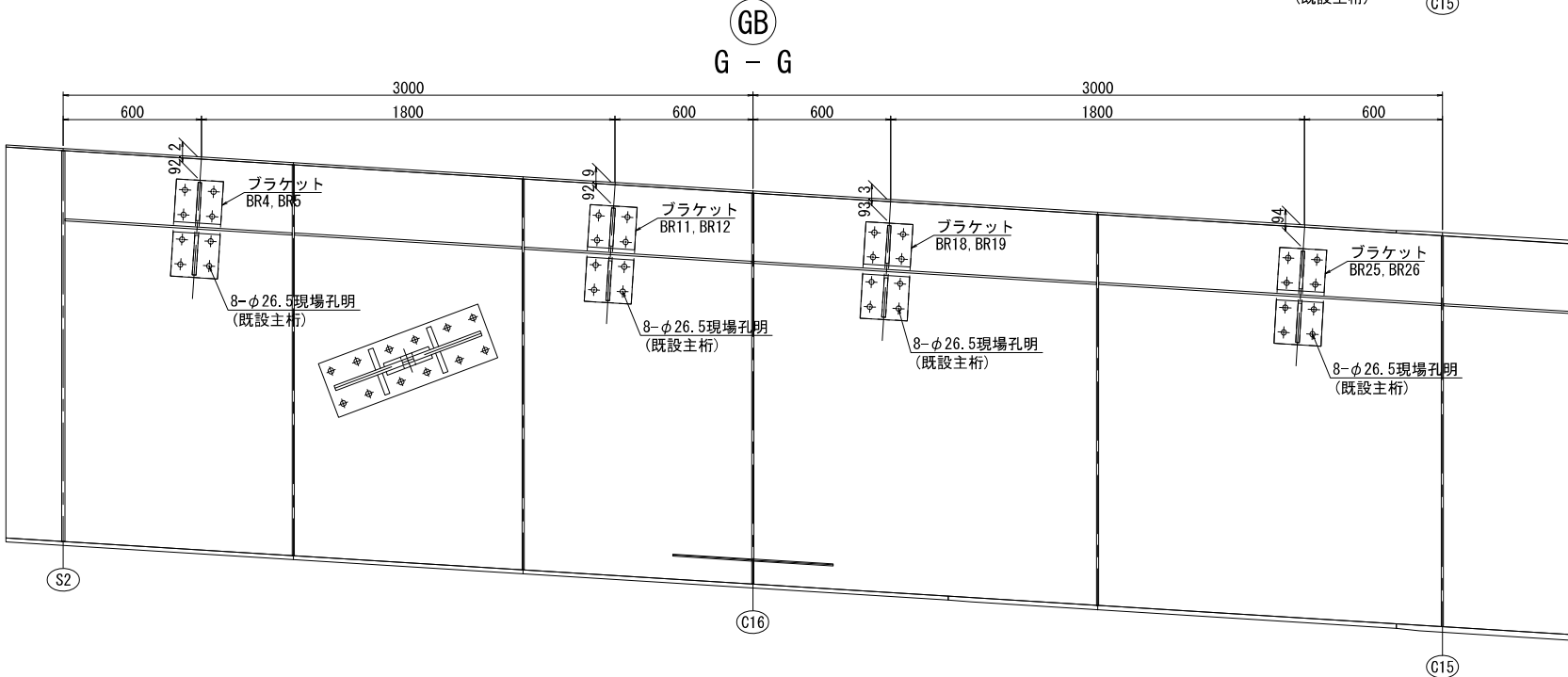
GA主桁 取付ボルト 材料表

6 - TCB	M22x55 (S10T)
6 - TCB	M22x55 (S10T)
6 - TCB	M22x55 (S10T)
6 - TCB	M22x55 (S10T)



縦桁 取付ボルト 材料表

8 - TCB	M22x65 (S10T)
8 - TCB	M22x65 (S10T)
8 - TCB	M22x65 (S10T)
8 - TCB	M22x65 (S10T)



GB主桁 取付ボルト 材料表

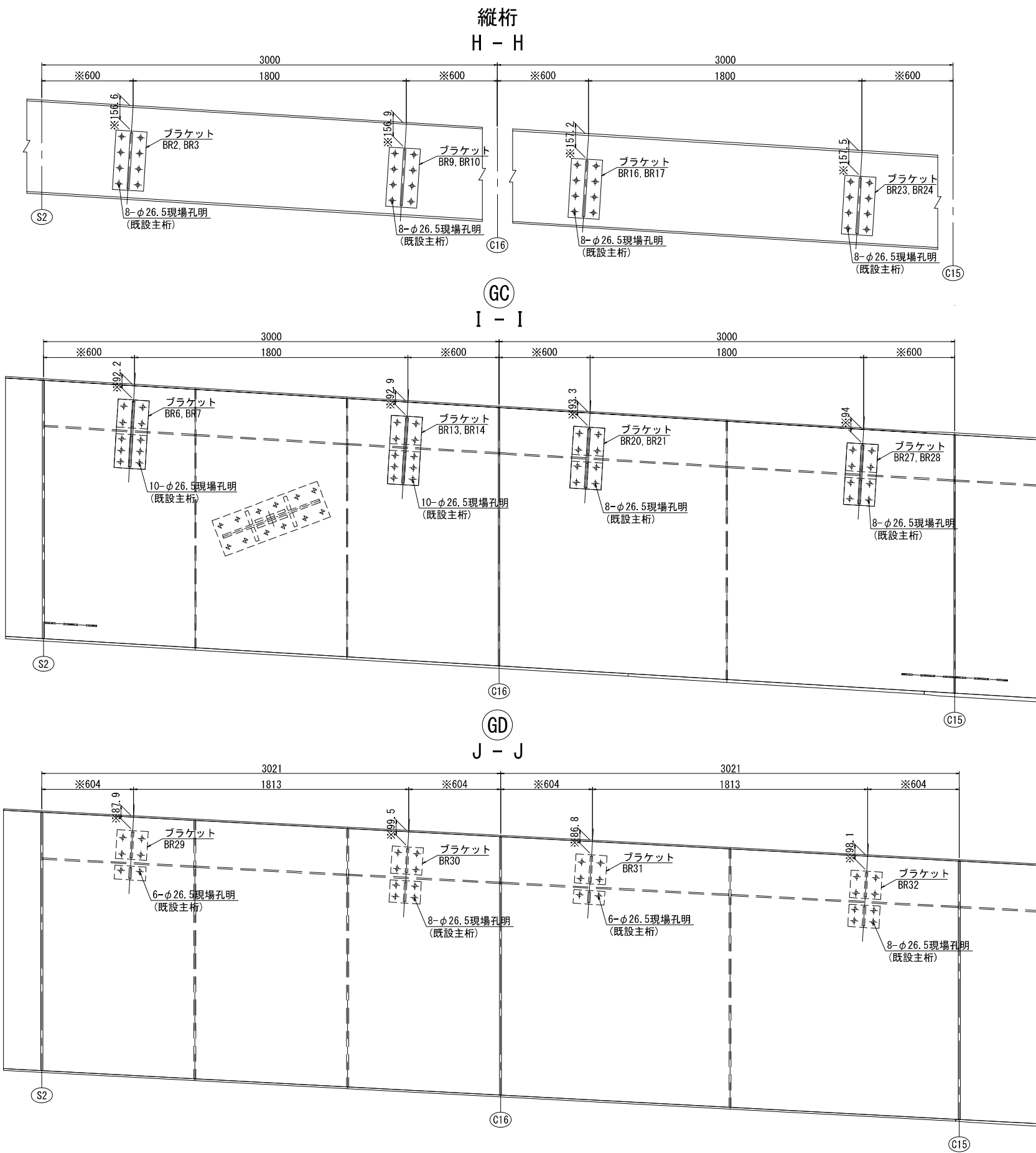
8 - TCB	M22x65 (S10T)
8 - TCB	M22x65 (S10T)
8 - TCB	M22x65 (S10T)
8 - TCB	M22x65 (S10T)

- 注記
1. 施工に際しては必ず現地にて調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
 2. ♣印は、高力ボルト TCB M22 (S10T) を示す。
 3. 完成時に外面露出する鋼材塗装部材の角部は、2R面取りすること。
 4. ブラケットとFRP横桁はGB主桁を基準に設置することとし※印寸法は施工時に調整するものとする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図 面 名	FRP製アンダーデッキ詳細図(4)		
縮 尺	1:15	図面番号	18 / 33
年 月 日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

FRP製アンダーデッキ詳細図(5) S=1:15



縦桁 取付ボルト 材料表

8 - TCB	M22x65 (S10T)
8 - TCB	M22x65 (S10T)
8 - TCB	M22x65 (S10T)
8 - TCB	M22x65 (S10T)

GC主桁 取付ボルト 材料表

10 - TCB	M22x65 (S10T)
10 - TCB	M22x65 (S10T)
8 - TCB	M22x65 (S10T)
8 - TCB	M22x65 (S10T)

GD主桁 取付ボルト 材料表

6 - TCB	M22x55 (S10T)
8 - TCB	M22x55 (S10T)
6 - TCB	M22x55 (S10T)
8 - TCB	M22x55 (S10T)

注記

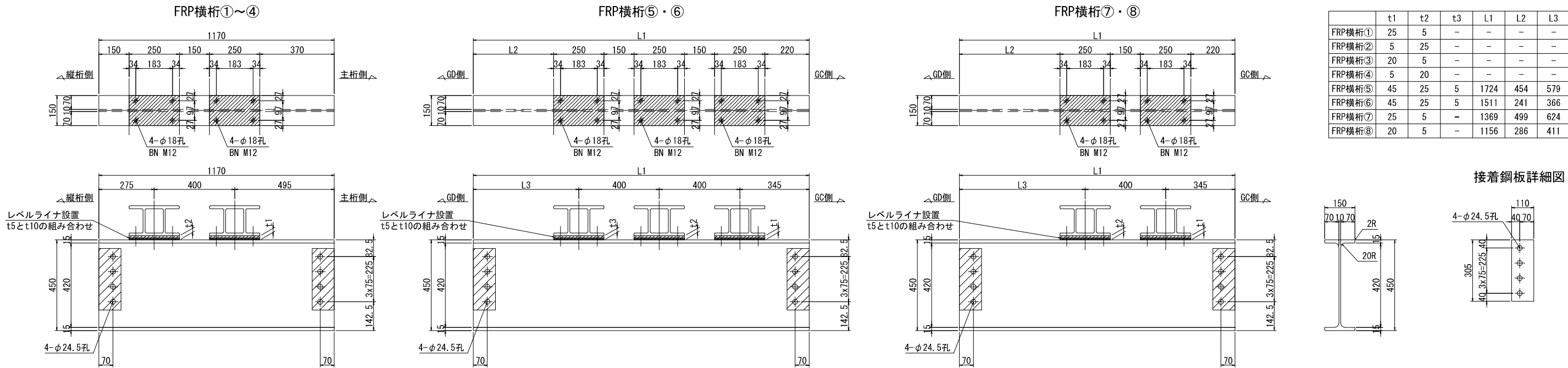
1. 施工に際しては必ず現地にて調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
2. ♣印は、高力ボルト TCB M22 (S10T) を示す。
3. 完成時に外面露出する鋼材塗装部材の角部は、2R面取りすること。
4. ブラケットとFRP横桁はGB主桁を基準に設置することとし※印寸法は施工時に調整するものとする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

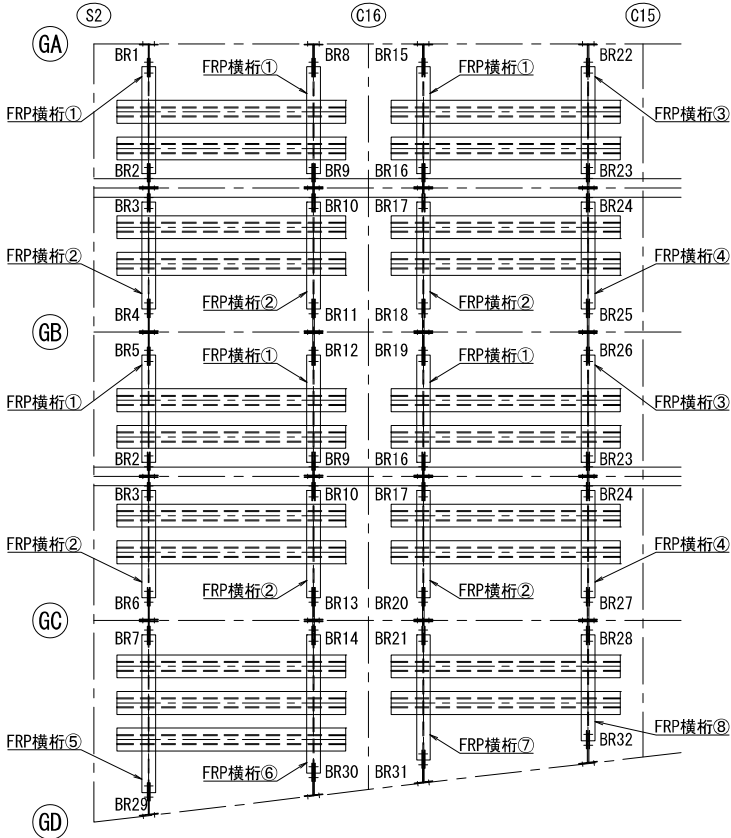
工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図 面 名	FRP製アンダーデッキ詳細図(5)		
縮 尺	1:15	図面番号	19 / 33
年 月 日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

FRP製アンダーデッキ詳細図(6) S=1:10

FRP横桁 詳細図



マーク図



注記

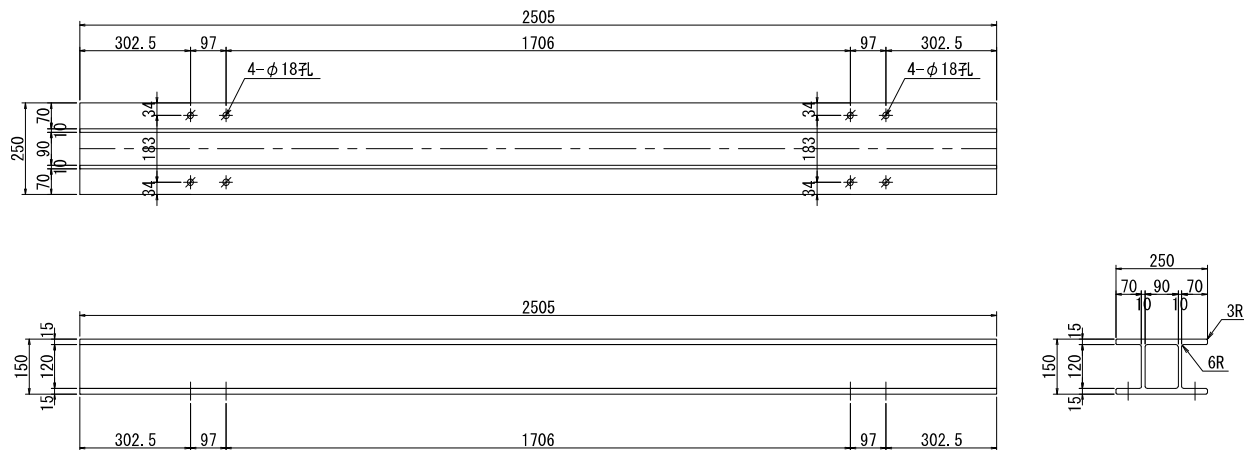
- 施工に際しては必ず現地にて調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
- 特記なき材質は、全て SM400A とする。
- ※印は、高力ボルト TCB M22 (S10T) を示す。
- ＊印は、普通ボルト M12 (SUS304) を示す。
- 完成時に外面露出する鋼材塗装部材の角部は、2R面取りすること。
- 接着鋼板の塗装仕様は、ブラケット塗分け区分図の摩擦接合面とする。
- FRP部材には、ふっ素樹脂塗装（上塗り）を施す。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事		
図 面 名	FRP製アンダーデッキ詳細図(6)		
縮 尺	1:10	図面番号	20 / 33
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

FRP製アンダーデッキ詳細図(7) S=1:10

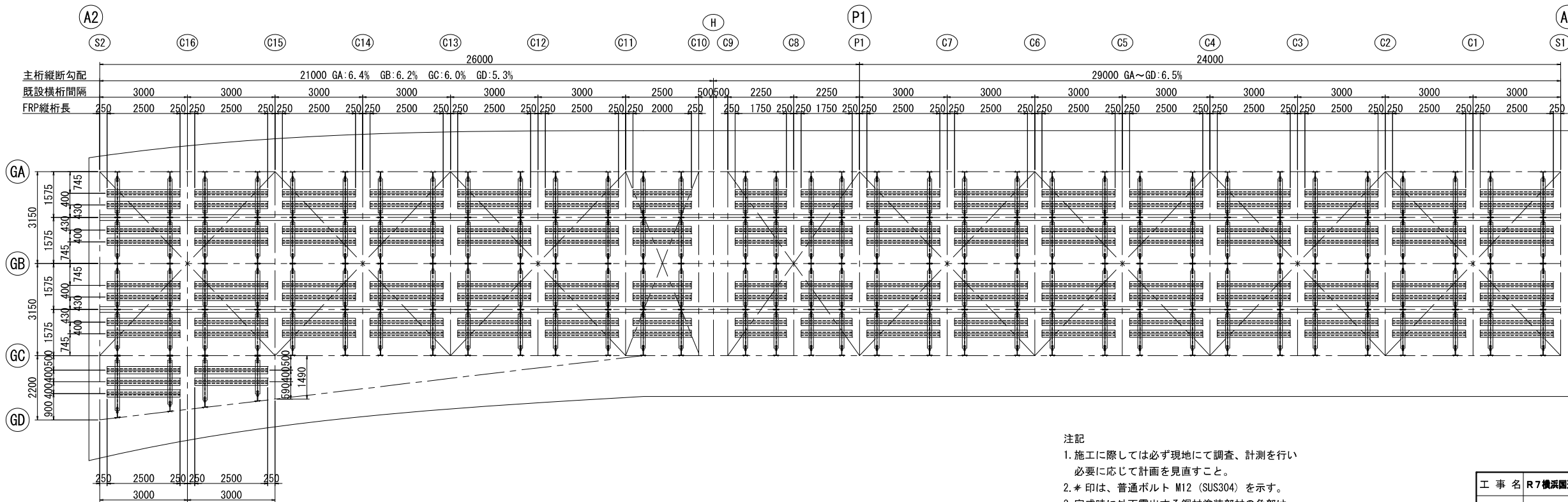
FRP縦桁 詳細図



FRP縦桁 材料表(製作数: 21組)
1-引抜H型 250x150x10x2505 (GFRP)

FRP縦桁【概略計上箇所】 材料表(製作数: 1組)
96-引抜H型 250x150x10x2505 (GFRP)
8-引抜H型 250x150x10x2004 (GFRP)
16-引抜H型 250x150x10x1754 (GFRP)

配置図



- 注記
1. 施工に際しては必ず現地にて調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
 2. *印は、普通ボルト M12 (SUS304) を示す。
 3. 完成時に外面露出する鋼材塗装部材の角部は、2R面取りすること。
 4. FRP部材には、ふっ素樹脂塗装(上塗り)を施す。色番号は、「N-70 (マンセル値: N7)」とする。
 5. FRP縦桁の上フランジには、縁切り用のフィルムを設ける。
 6. FRP縦桁端部の開口部には、エンドキャップを設置する。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

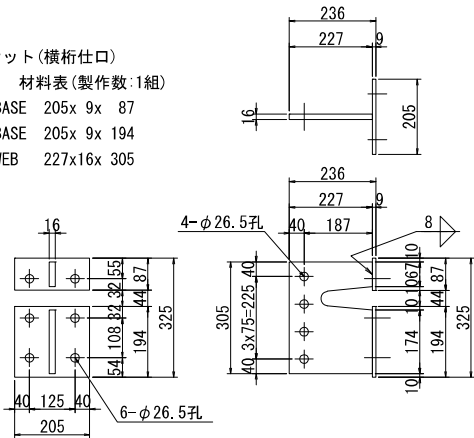
工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図 面 名	FRP製アンダーデッキ詳細図(7)		
縮 尺	1:10	図面番号	21 / 33
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

FRP製アンダーデッキ詳細図(8) S=1:10

ブラケット(横桁仕口)詳細図(1)

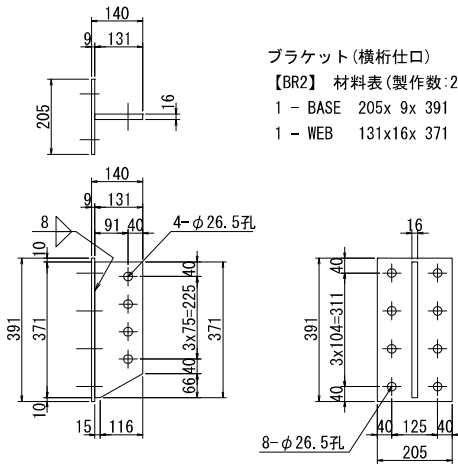
BR1

ブラケット(横桁仕口)
【BR1】 材料表(製作数:1組)
1 - BASE 205x 9x 87
1 - BASE 205x 9x 194
1 - WEB 227x16x 305



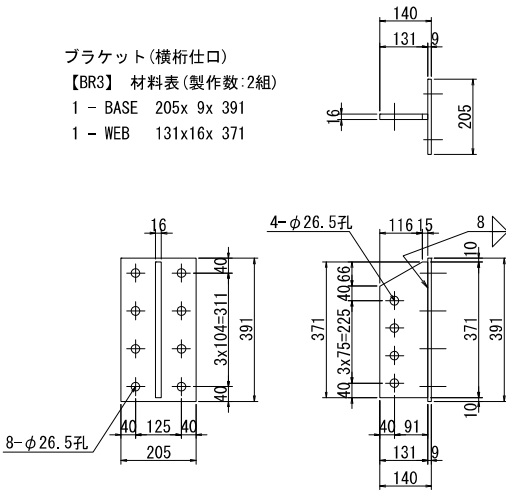
BR2

ブラケット(横桁仕口)
【BR2】 材料表(製作数:2組)
1 - BASE 205x 9x 391
1 - WEB 131x16x 371



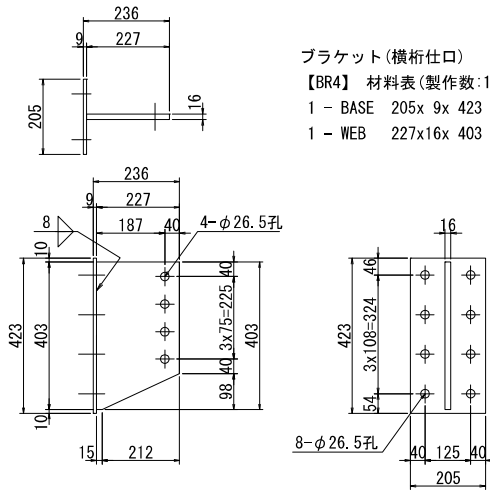
BR3

ブラケット(横桁仕口)
【BR3】 材料表(製作数:2組)
1 - BASE 205x 9x 391
1 - WEB 131x16x 371

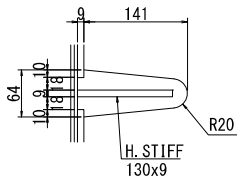


BR4

ブラケット(横桁仕口)
【BR4】 材料表(製作数:1組)
1 - BASE 205x 9x 423
1 - WEB 227x16x 403

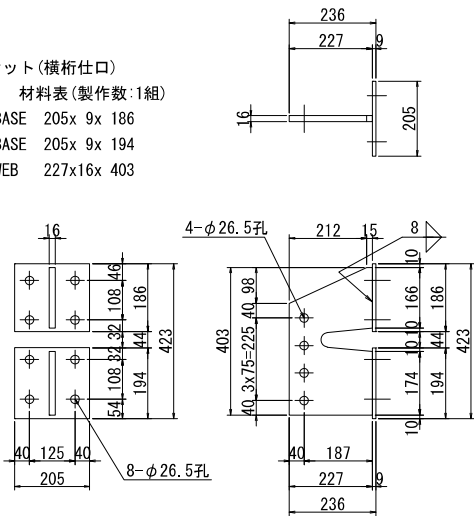


スリット詳細図 S=1:5



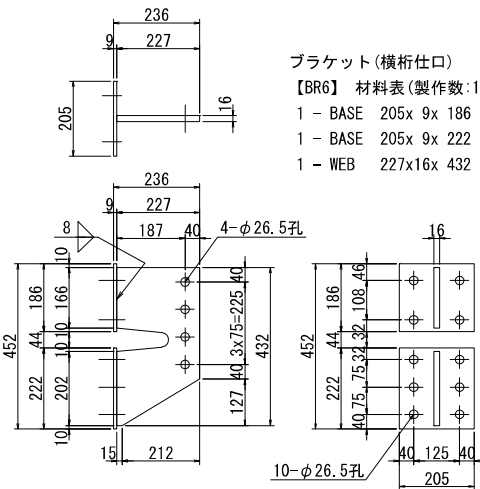
BR5

ブラケット(横桁仕口)
【BR5】 材料表(製作数:1組)
1 - BASE 205x 9x 186
1 - BASE 205x 9x 194
1 - WEB 227x16x 403



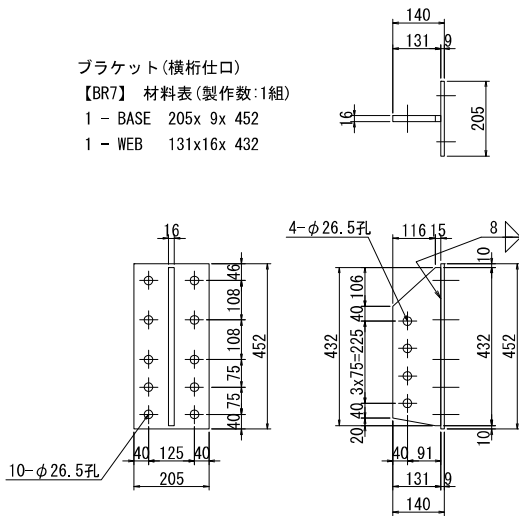
BR6

ブラケット(横桁仕口)
【BR6】 材料表(製作数:1組)
1 - BASE 205x 9x 186
1 - BASE 205x 9x 222
1 - WEB 227x16x 432



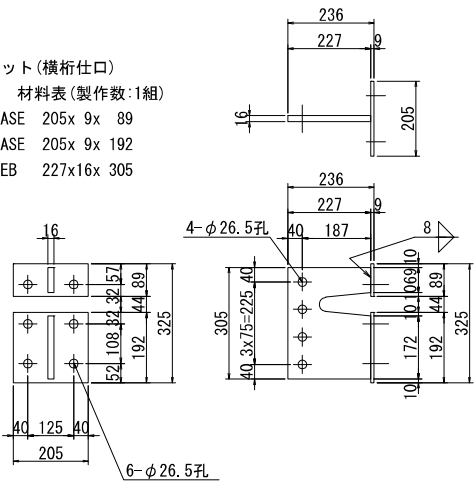
BR7

ブラケット(横桁仕口)
【BR7】 材料表(製作数:1組)
1 - BASE 205x 9x 452
1 - WEB 131x16x 432



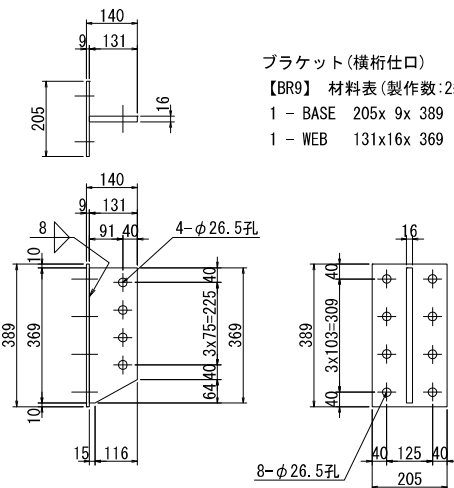
BR8

ブラケット(横桁仕口)
【BR8】 材料表(製作数:1組)
1 - BASE 205x 9x 89
1 - BASE 205x 9x 192
1 - WEB 227x16x 305



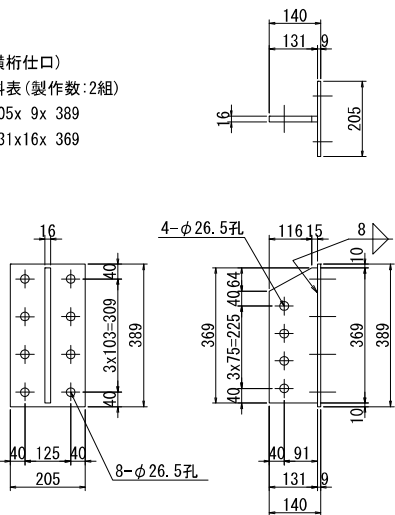
BR9

ブラケット(横桁仕口)
【BR9】 材料表(製作数:2組)
1 - BASE 205x 9x 389
1 - WEB 131x16x 369



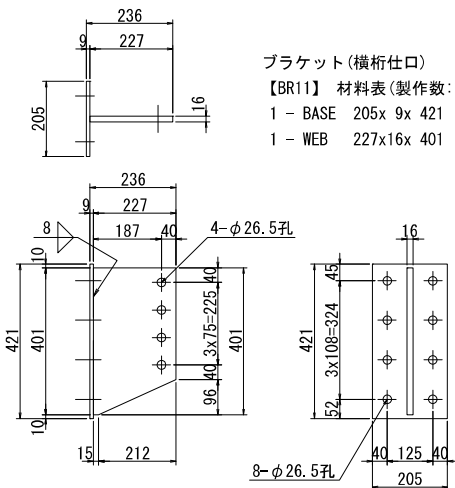
BR10

ブラケット(横桁仕口)
【BR10】 材料表(製作数:2組)
1 - BASE 205x 9x 389
1 - WEB 131x16x 369



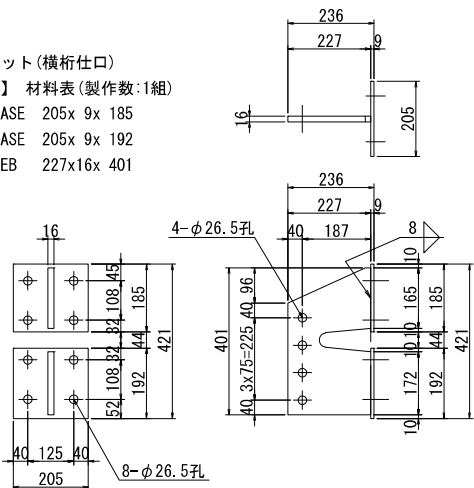
BR11

ブラケット(横桁仕口)
【BR11】 材料表(製作数:1組)
1 - BASE 205x 9x 421
1 - WEB 227x16x 401



BR12

ブラケット(横桁仕口)
【BR12】 材料表(製作数:1組)
1 - BASE 205x 9x 185
1 - BASE 205x 9x 192
1 - WEB 227x16x 401



- 注記
1. 施工に際しては必ず現地に調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
 2. 特記なき材質は、全て SM400A とする。
 3. ※印は、高力ボルト TCB M22 (S10T) を示す。
 4. 完成時に外面露出する鋼材塗装部材の角部は、2R面取りすること。

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図 面 名	FRP製アンダーデッキ詳細図(8)		
縮 尺	図示	図面番号	22 / 33
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

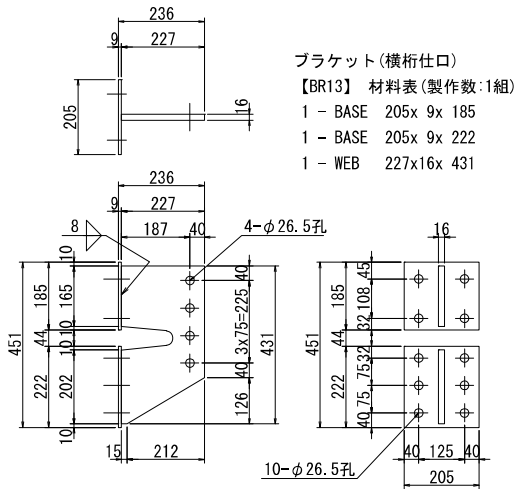
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

FRP製アンダーデッキ詳細図(9) S=1:10

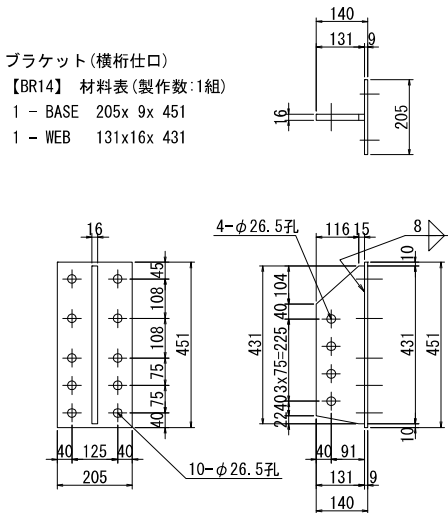
ブラケット(横桁仕口)詳細図(2)

スリット詳細図 S=1:5

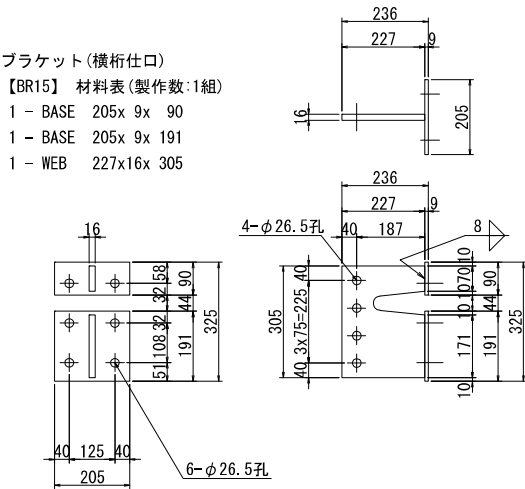
BR13



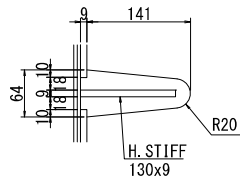
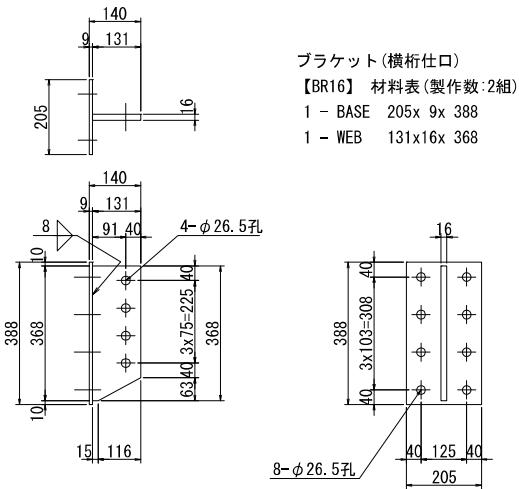
BR14



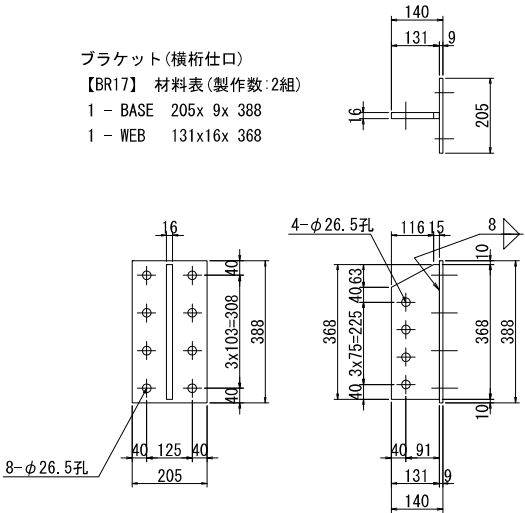
BR15



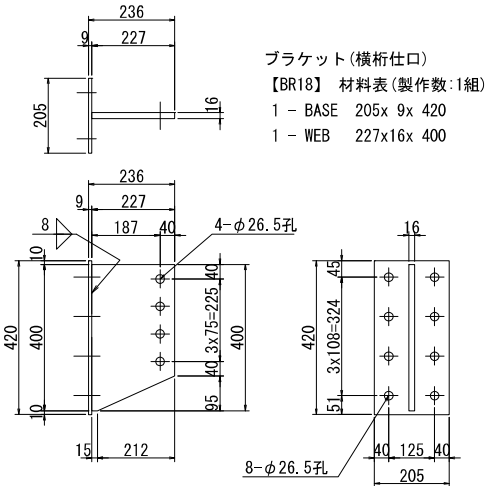
BR16



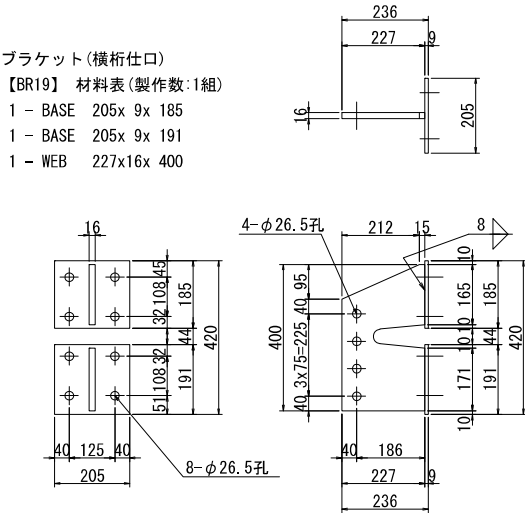
BR17



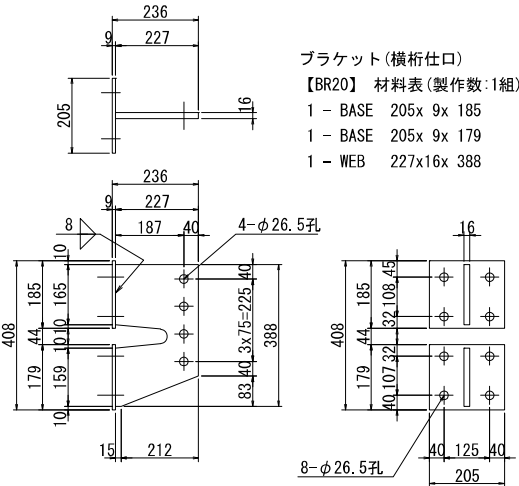
BR18



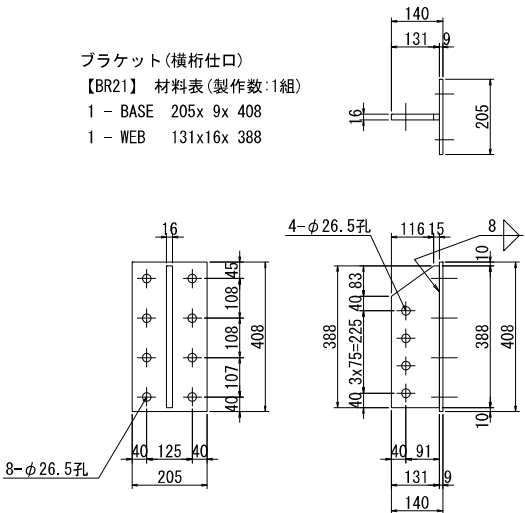
BR19



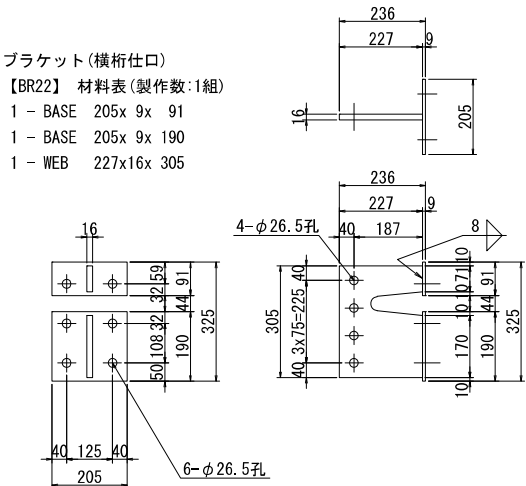
BR20



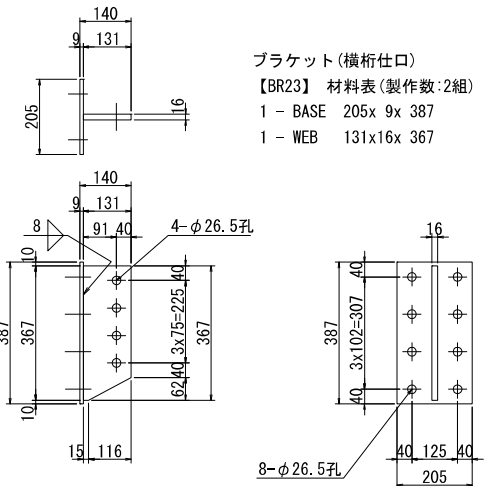
BR21



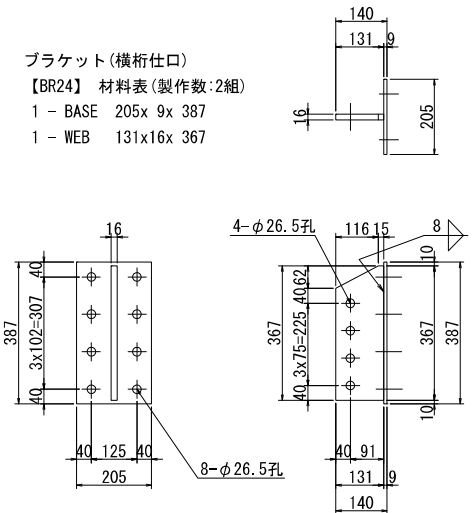
BR22



BR23



BR24



- 注記
1. 施工に際しては必ず現地に調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
 2. 特記なき材質は、全て SM400A とする。
 3. ※印は、高力ボルト TCB M22 (S10T) を示す。
 4. 完成時に外面露出する鋼材塗装部材の角部は、2R面取りすること。

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事			
図 面 名	FRP製アンダーデッキ詳細図(9)			
縮 尺	図示	図面番号	23 / 33	
年 月 日	令和 8 年 2 月			
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所			

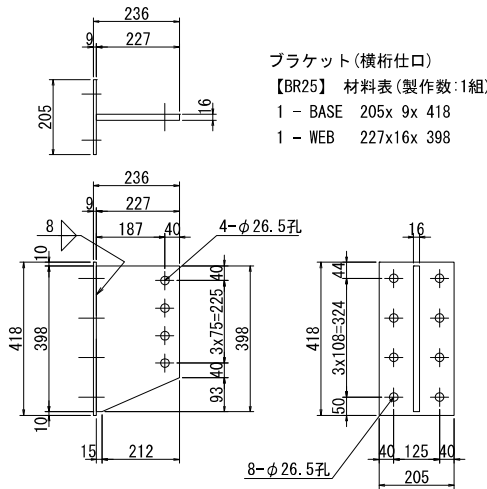
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

FRP製アンダーデッキ詳細図(10) S=1:10

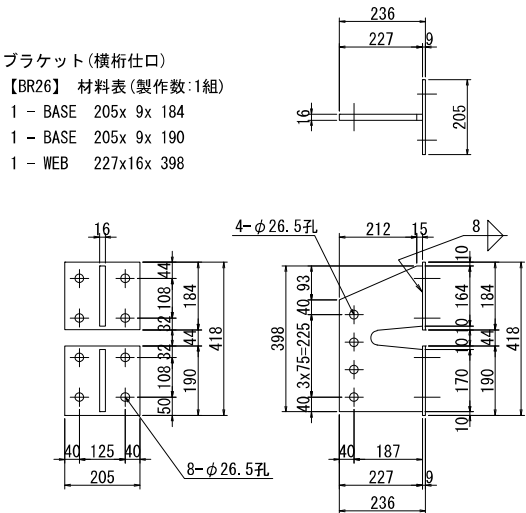
ブラケット(横桁仕口)詳細図(3)

スリット詳細図 S=1:5

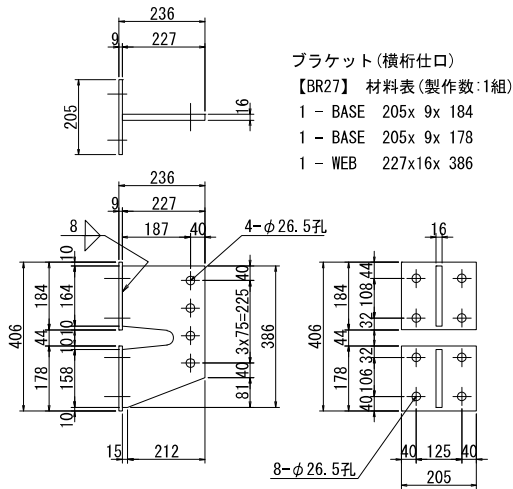
BR25



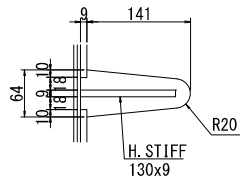
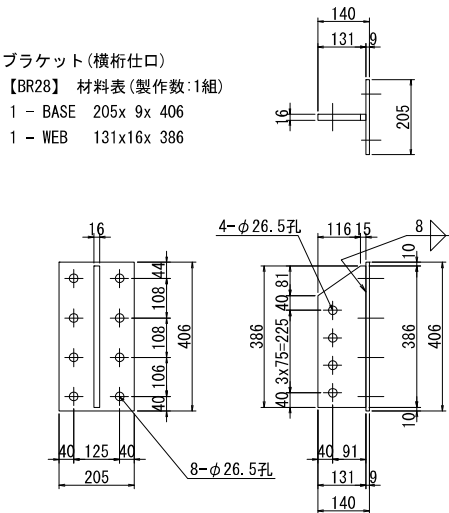
BR26



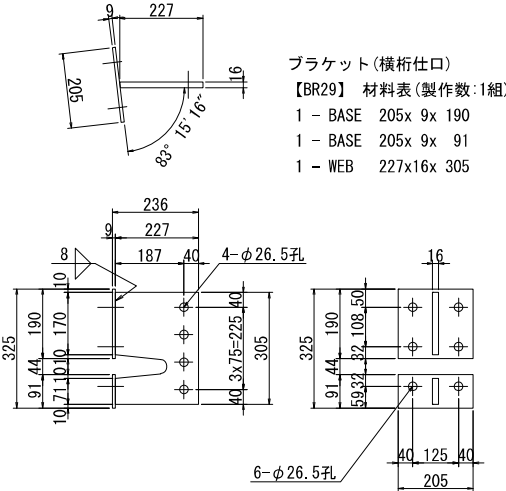
BR27



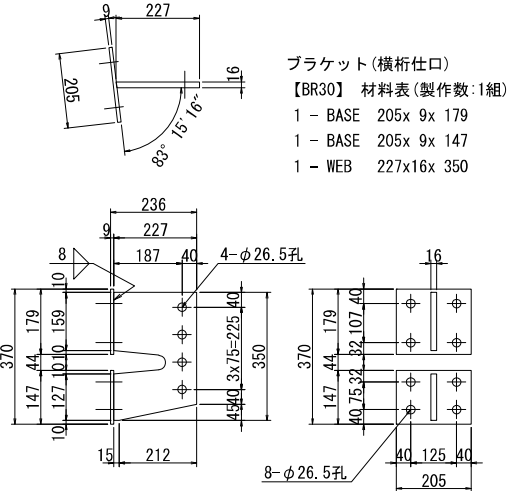
BR28



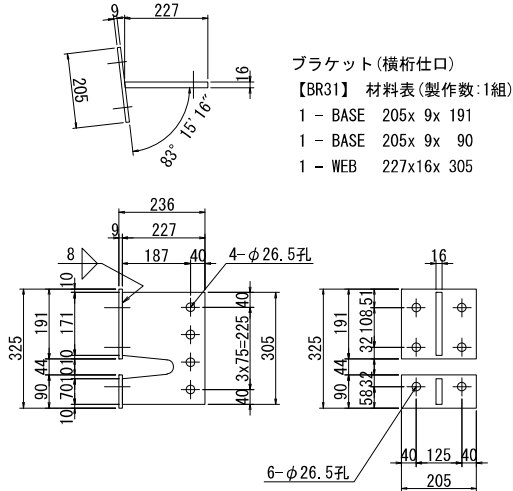
BR29



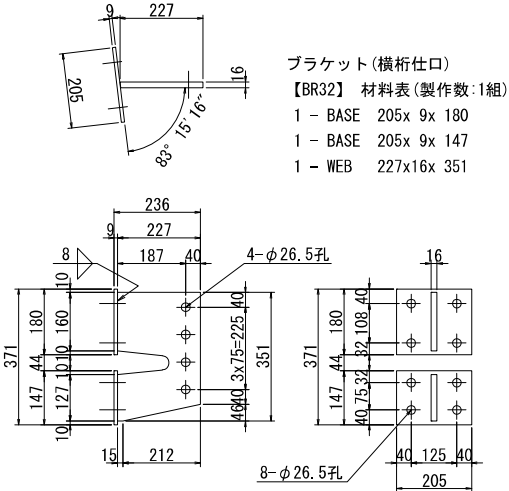
BR30



BR31



BR32



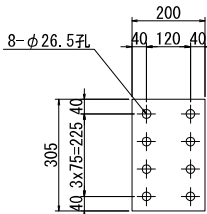
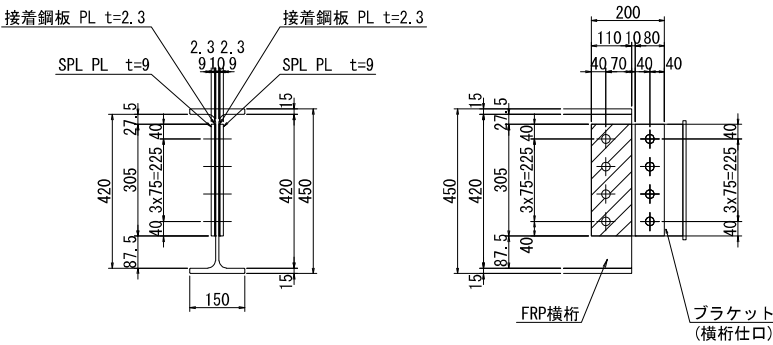
添接板詳細図

ブラケット(横桁仕口)【概略計上箇所】GA取付
材料表(製作数: 30組)
1 - BASE 205x 9x 91
1 - BASE 205x 9x 190
1 - WEB 227x16x 305
6 - TCB M22x 55(S10T)

ブラケット(横桁仕口)【概略計上箇所】GC取付
材料表(製作数: 30組)
1 - BASE 205x 9x 184
1 - BASE 205x 9x 178
1 - WEB 227x16x 386
8 - TCB M22x 55(S10T)

ブラケット(横桁仕口)【概略計上箇所】GB取付
材料表(製作数: 30組)
1 - BASE 205x 9x 418
1 - WEB 227x16x 398
1 - BASE 205x 9x 184
1 - BASE 205x 9x 190
1 - WEB 227x16x 398
8 - TCB M22x 65(S10T)

ブラケット(横桁仕口)【概略計上箇所】縦桁取付
材料表(製作数: 60組)
1 - BASE 205x 9x 387
1 - WEB 131x16x 367
1 - BASE 205x 9x 387
1 - WEB 131x16x 367
8 - TCB M22x 65(S10T)



添接板 材料表(製作数:40組)
2 - SPL 200x 9x 305(SS400)
8 - TCB M22x70(S10T)

添接板 【概略計上箇所】
材料表(製作数: 240組)
2 - SPL 200x 9x 305(SS400)
8 - TCB M22x70(S10T)

- 注記
1. 施工に際しては必ず現地に調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
 2. 特記なき材質は、全て SM400A とする。
 3. ※印は、高力ボルト TCB M22 (S10T) を示す。
 4. 完成時に外面露出する鋼材塗装部材の角部は、2R面取りすること。

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事			
図 面 名	FRP製アンダーデッキ詳細図(10)			
縮 尺	図示	図面番号	24 / 33	
年 月 日	令和 8 年 2 月			
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所			

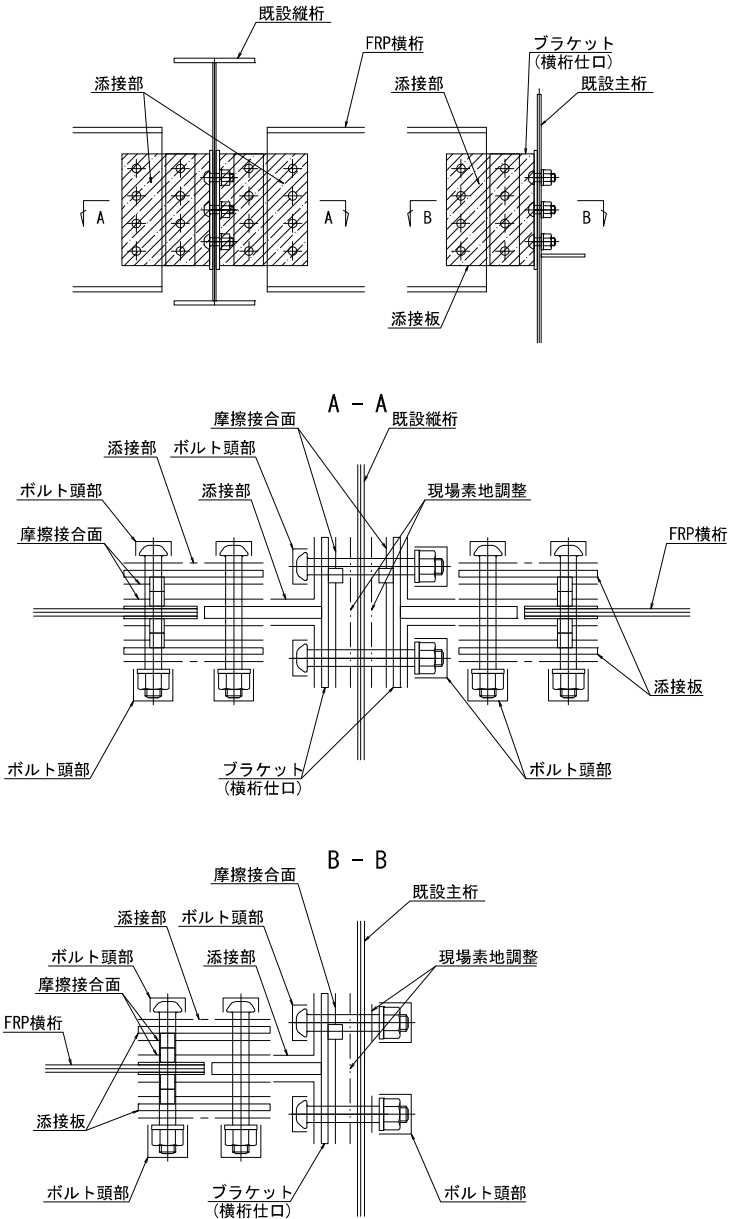
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

ブラケット塗装塗り分け図 S=1:5

高力ボルト連結部の塗装仕様 F-11(一般部塗装系 C-5)

	塗装工程	塗料名	塗装方法	使用量 (g/m ²)	目標膜厚 (μm)	塗装間隔
製鋼工場	1次 素地調整	ブラスト処理 ISO Sa 2 1/2				4時間以内
	プライマー	無機ジंकリッチ プライマー	スプレー	(160)	(15)	
製作工場	2次 素地調整	ブラスト処理 ISO Sa 2 1/2				6ヶ月以内
	防食下地	無機ジंकリッチ ペイント	スプレー	600	75	4時間以内
現場	素地調整	動力工具処理 ISO St 3				1年以内
	ミスト コート	変性エポキシ 樹脂塗料下塗	スプレー (はけ・ローラー)	160 (130)	—	4時間以内
	下塗り	超厚膜形エポキシ 樹脂塗料	スプレー (はけ・ローラー)	1100 (500x2)	300	1日～10日
	中塗り	ふっ素樹脂塗料用 中塗	スプレー (はけ・ローラー)	170 (140)	30	1日～10日
	上塗り	ふっ素樹脂塗料上塗	スプレー (はけ・ローラー)	140 (120)	25	1日～10日

- 注)1:塗料使用量:スプレーとし、(＊＊＊)ははけ・ローラー塗りの場合を示す。
注)2:プライマーの膜厚は総合膜厚に加えない。
注)3:製鋼工場におけるプライマーは膜厚にて管理する。
注)4:母材と添接板の接触面は、製作工場の無機ジंकリッチペイントまで塗付する。
注)5:超厚膜形エポキシ樹脂塗料を適用することで防食性の向上と工程短縮を図ることが出来るが、一般面と比べて仕上がり外観は劣る。
注)6:防せい処理ボルトの場合は、添接板も含め高力ボルト頭部にミストコートから塗装する。
注)7:防せい処理ボルトを使用しない場合は、高力ボルト頭部に素地調整後、有機ジंकリッチペイント 240g/m² x2回 (はけ塗り、塗装間隔は1日～10日)を塗装した後、添接板も含め、ミストコートから塗装する。



添接部	————	
ボルト頭部	————	
摩擦接合面	————	
現場素地調整	——…——	

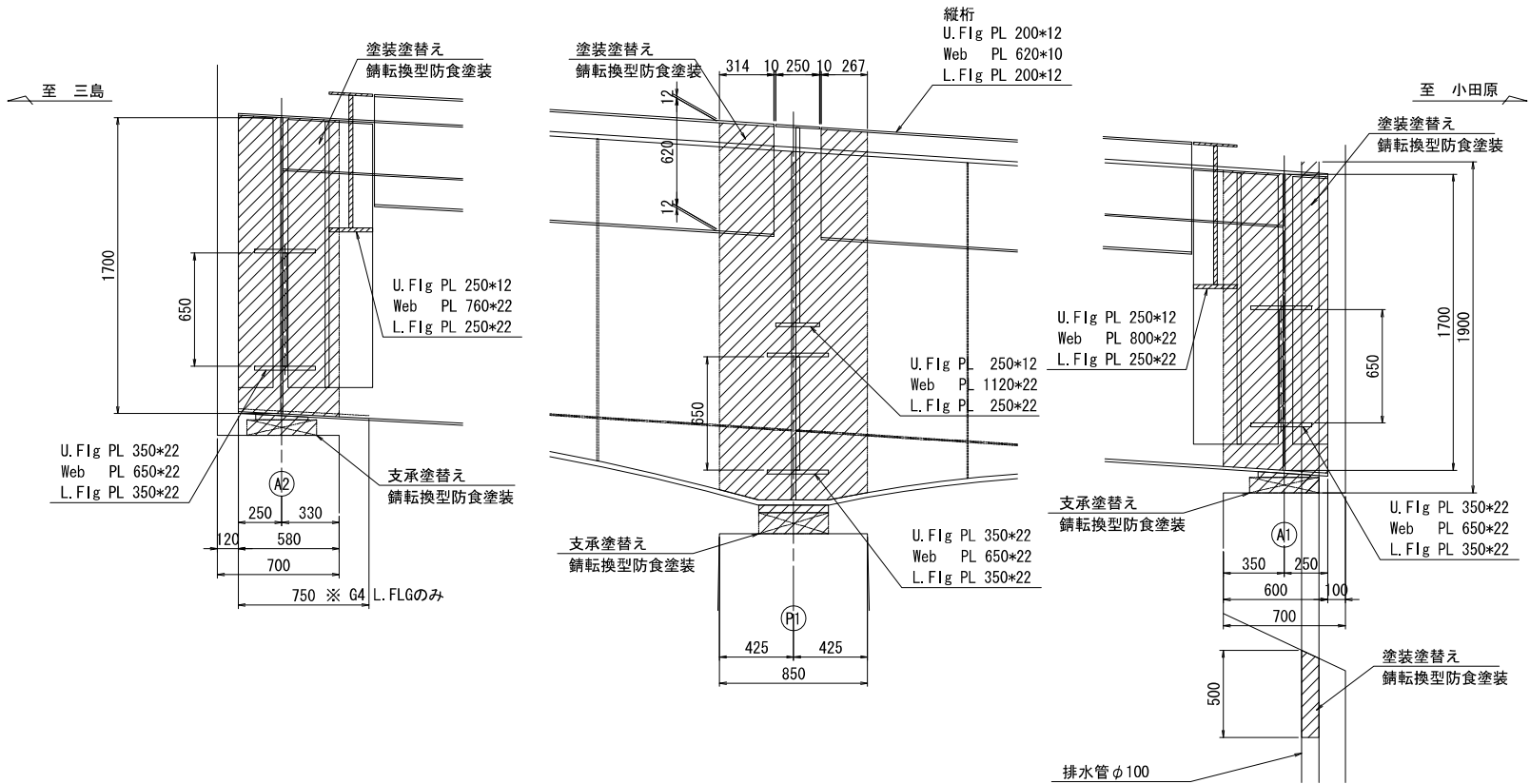
- 注記
1. ◆ 印は、高力ボルト TCB M22 (S10T) を示す。
2. 完成時に外面露出する鋼材塗装部材の角部は、2R面取りすること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

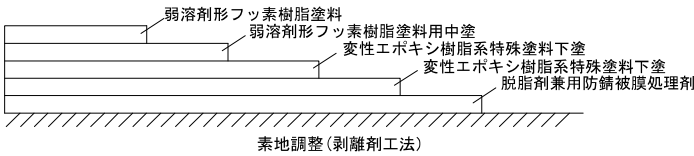
工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修 (その2) 工事		
図 面 名	ブラケット塗装塗り分け図		
縮 尺	1:5	図面番号	25 / 33
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

部分塗装塗替工図(1)

側面図 S=1:20



鋼材塗替え塗装工
錆転換型防食塗装



錆転換型防食塗装 環境配慮型 はく離/標準工法				
塗装工程	塗料名	使用量 (g/m ²)	標準膜厚 (μm)	塗装間隔
素地調整	水系エマルジョンタイプ剥離剤 塗膜剥離工法（*1）	1060	—	
表面処理	脱脂剤兼用防錆被膜処理剤	40	0	5分以上 2.4時間以内
下塗 1 層目	変性エポキシ樹脂系特殊塗料下塗（*2）	100	60	4時間以上 1.0日以内
下塗 2 層目	変性エポキシ樹脂系特殊塗料下塗	100	60	1.6時間以上 1.0日以内
中塗	弱溶剤形フッ素樹脂塗料用中塗	140	30	1.6時間以上 1.0日以内
上塗	弱溶剤形フッ素樹脂塗料	120	25	

（*1）剥離剤工法は施工時期の気温に合った適正タイプを選択出来る為、
以下の中から選定し使用出来る事とする。
（溶剤タイプ・溶剤タイプType I・エマルジョンタイプType II）
（*2）下塗 1 層目では、入隅・出隅・溶接部・ボルト部等の増塗りを行う事。

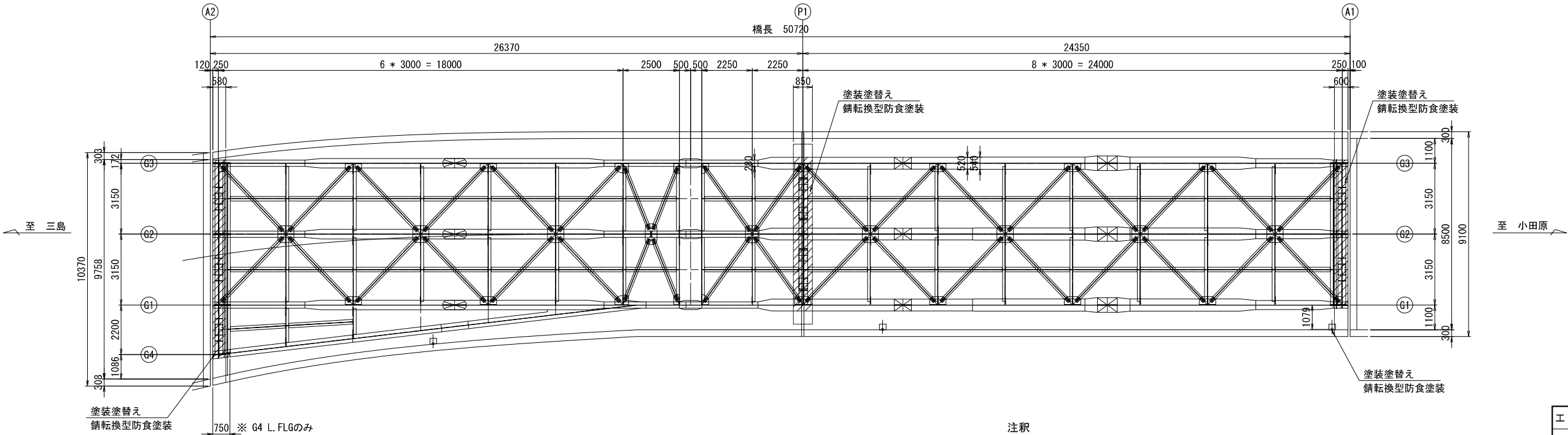
部分塗装工 数量表

名称	規格	単位	数量	備考
部分塗替塗装	錆転換型防食塗装	m ²	700	

塗膜除去工 数量表

名称	規格	単位	数量	備考
剥離剤塗布		m ²	700	

平面図（下面） S=1:100



注釈

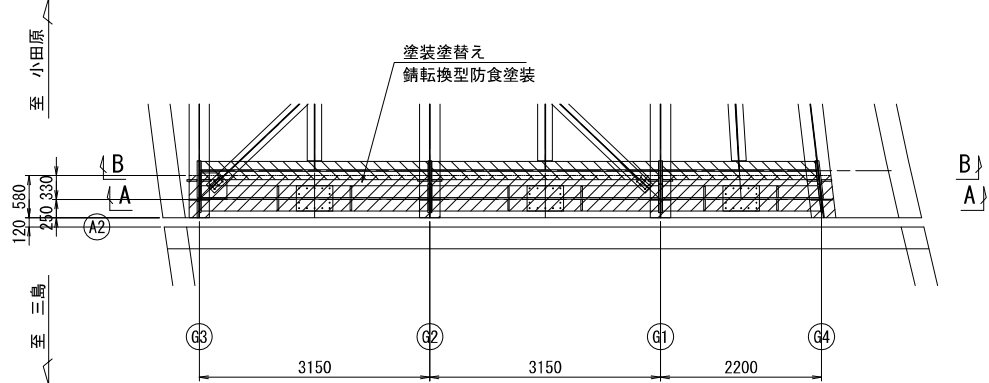
- 1)本図面は、点検調査及び竣工図等からの復元である。塗替え範囲としている橋座面上の部材寸法等については、現地計測の上、数量を確定させること。
- 2)本橋は、架設年度から塗装に鉛が含まれているものとして、計画を行っている。工事に際しては、塗膜調査を行ったうえで、有害物質の有無を確認し、適宜、計画を見直すこと。
- 3)全面塗装塗替えを実施する場合は、桁端部の部分塗装塗替えは実施しないものとする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

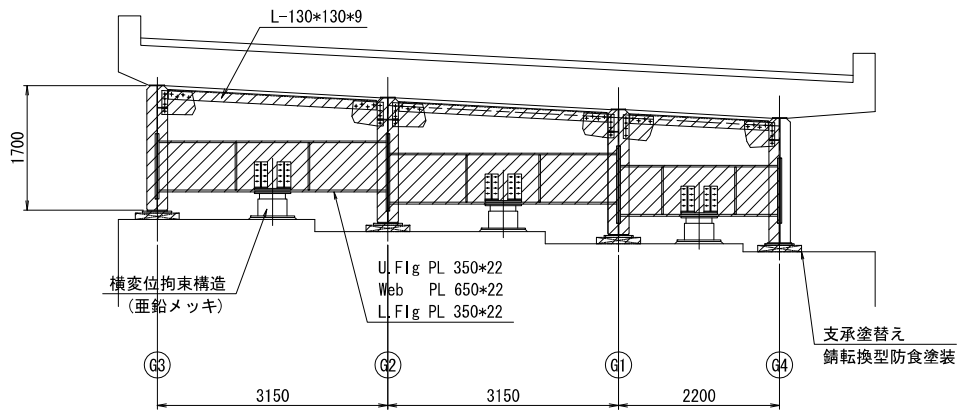
工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事		
図 面 名	部分塗装塗替工図(1)		
縮 尺	図示	図面番号	26 / 33
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

部分塗装塗替工図(2) S=1:50

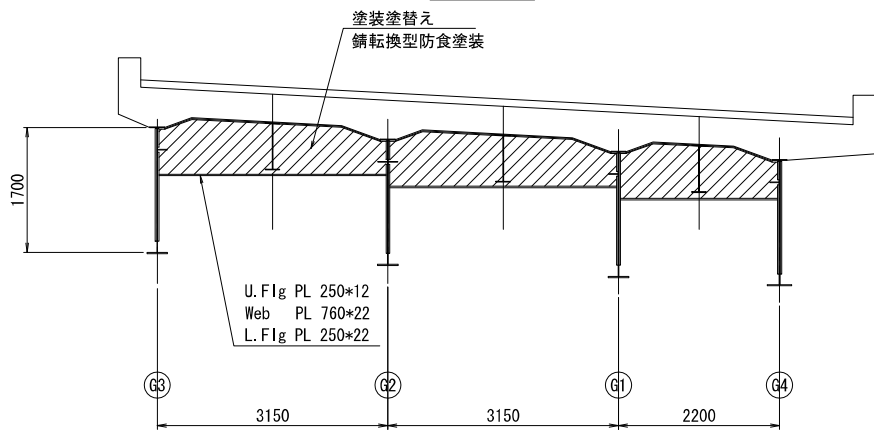
A2 橋台 平面図



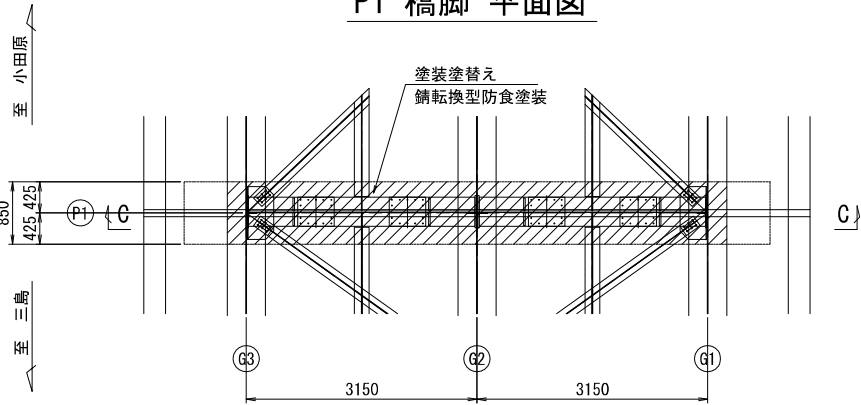
A - A



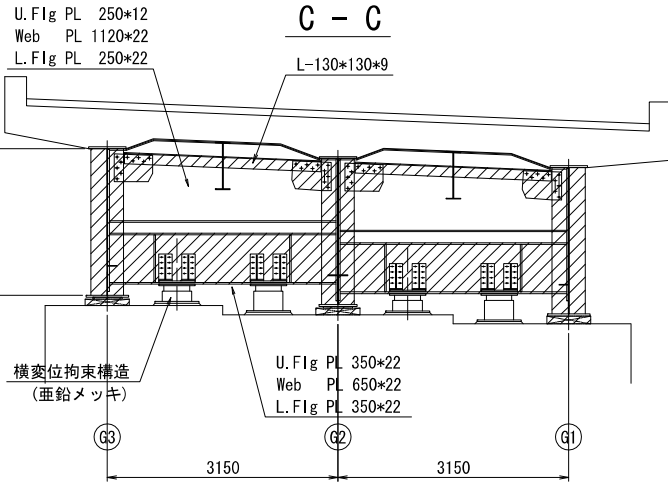
B - B



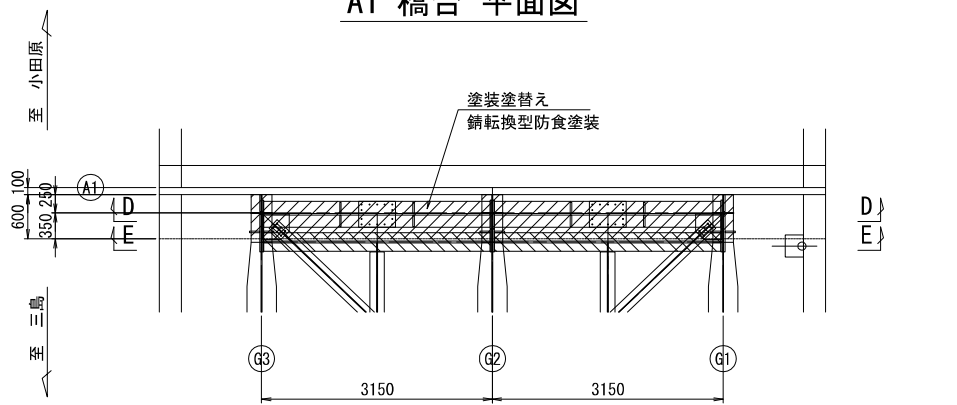
P1 橋脚 平面図



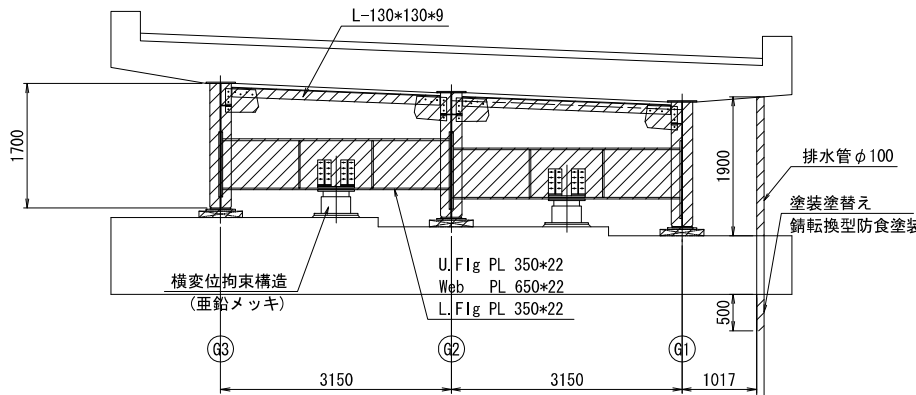
C - C



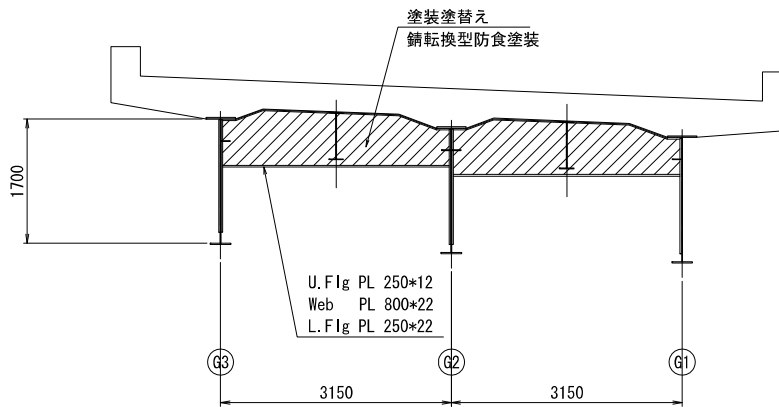
A1 橋台 平面図



D - D



E - E



注釈

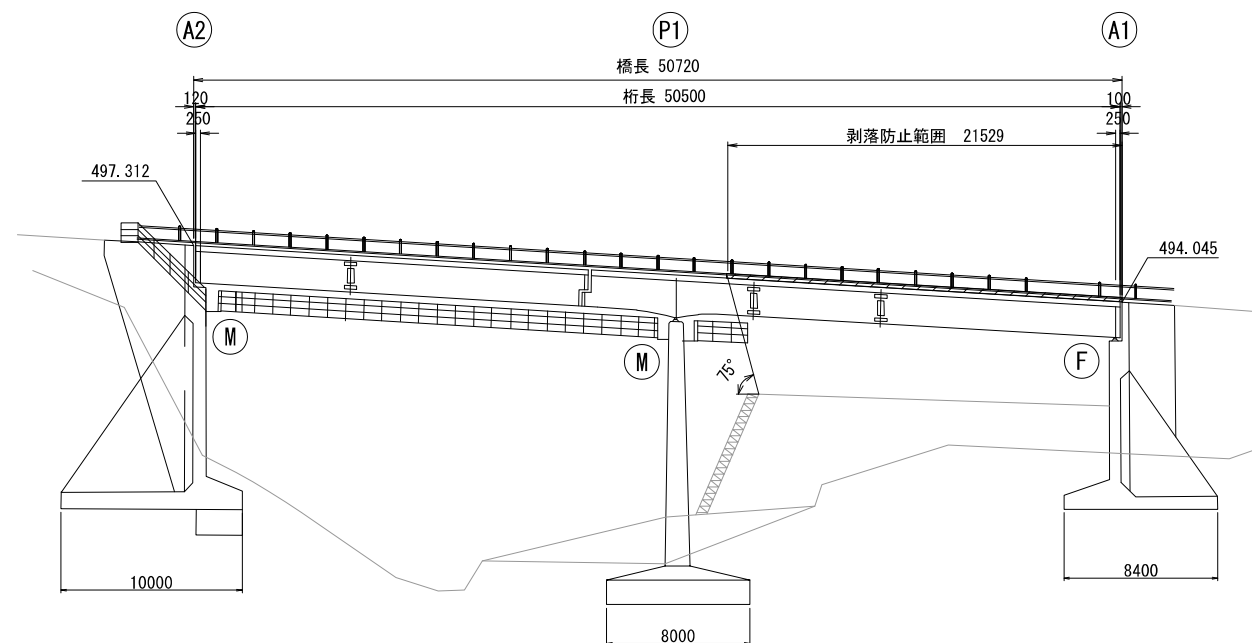
- 1)本図面は、点検調書及び竣工図等からの復元である。塗替え範囲としている橋座面上の部材寸法等については、現地計測の上、数量を確定させること。
- 2)本橋は、架設年度から塗装に鉛が含まれているものとして、計画を行っている。工事に際しては、塗膜調査を行ったうえで、有害物質の有無を確認し、適宜、計画を見直すこと。
- 3)全面塗装塗替えを実施する場合は、桁端部の部分塗装塗替えは実施しないものとする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

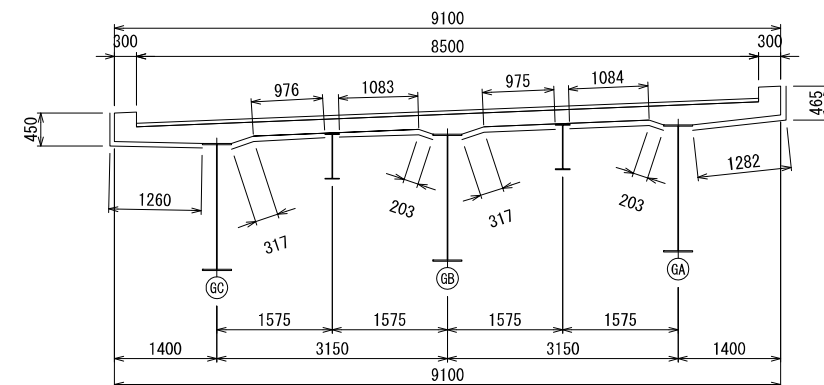
工事名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図面名	部分塗装塗替工図(2)		
縮尺	1:50	図面番号	27 / 33
年月日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

剥落防止工図

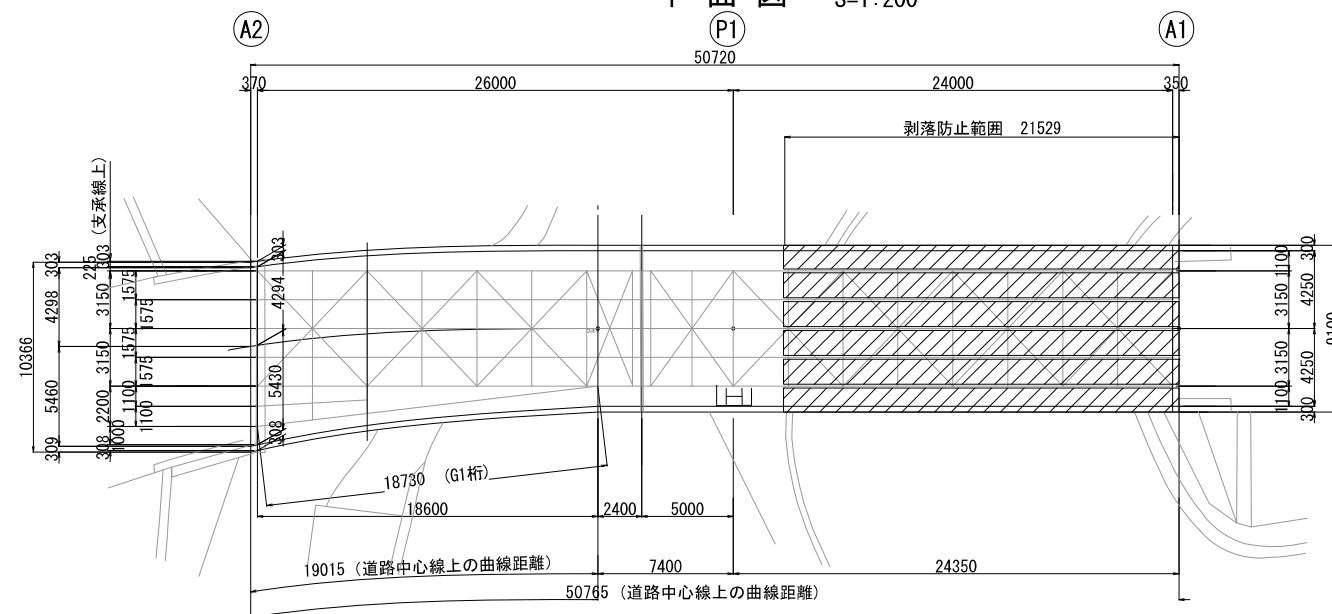
側 面 図 S=1:200



上部工断面図 S=1:50

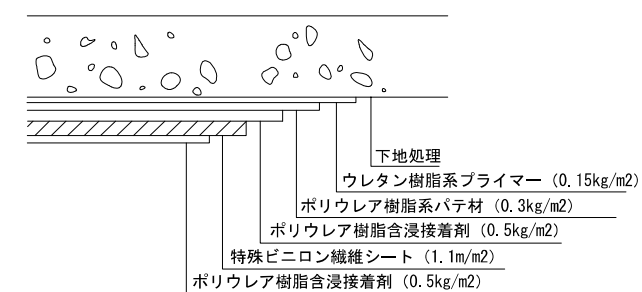


平面图 S=1:200



 : 剥落防止工

剥落防止工（シート系）標準図（参考図）



剥落防止工数量表

補修箇所	補修面積(m2)
床版	186.0

注釈

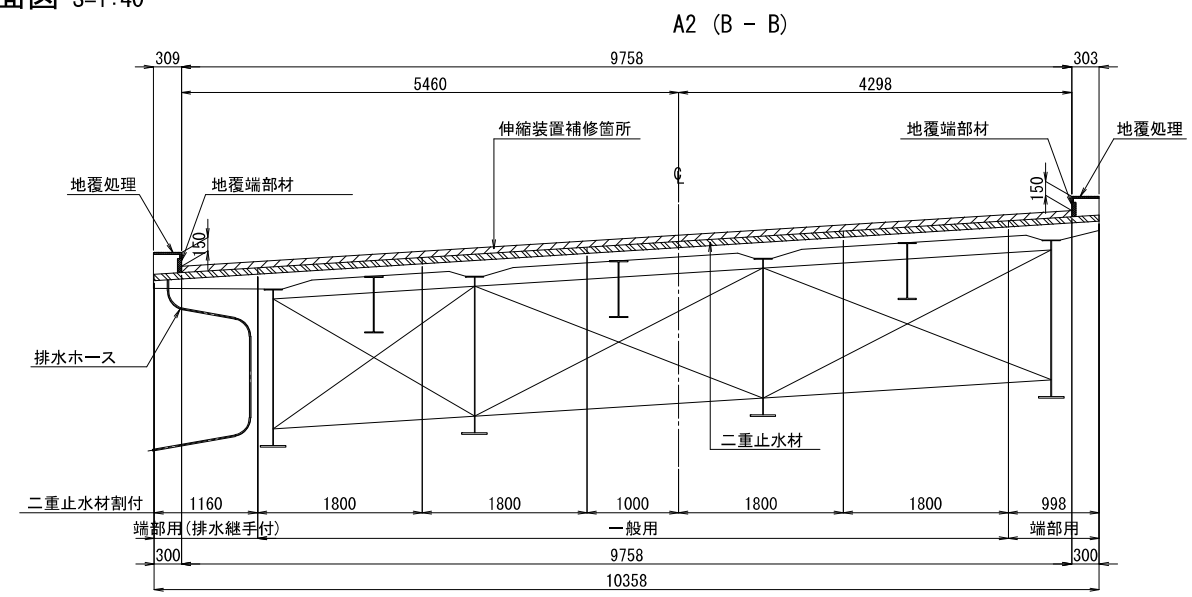
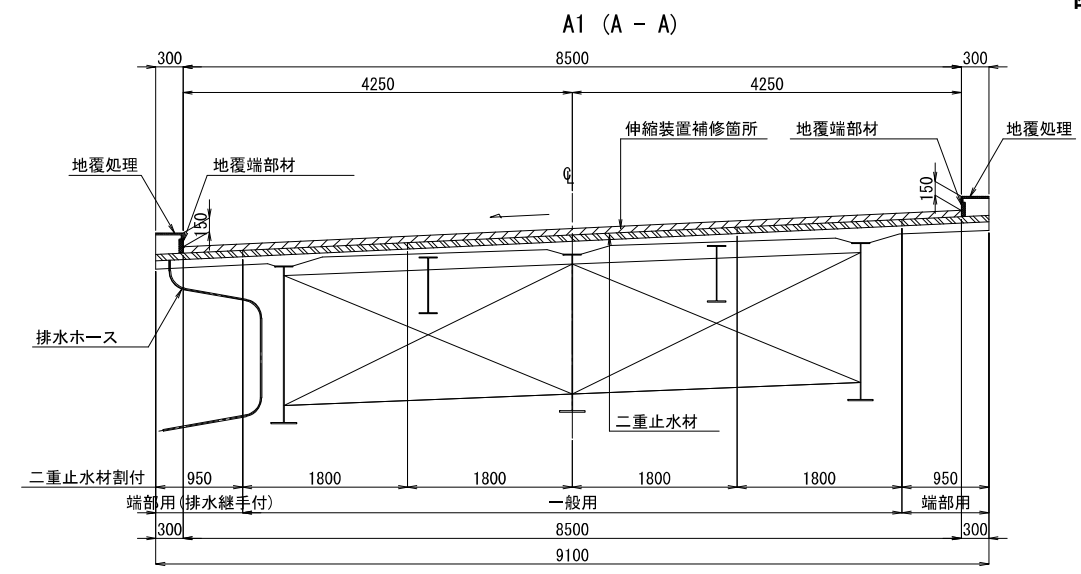
1)数量については、現地計測の上、詳細寸法を決定のこと

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁修繕（その2）工事		
図 面 名	剥落防止工図		
縮 尺	図示	図面番号	28 / 33
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

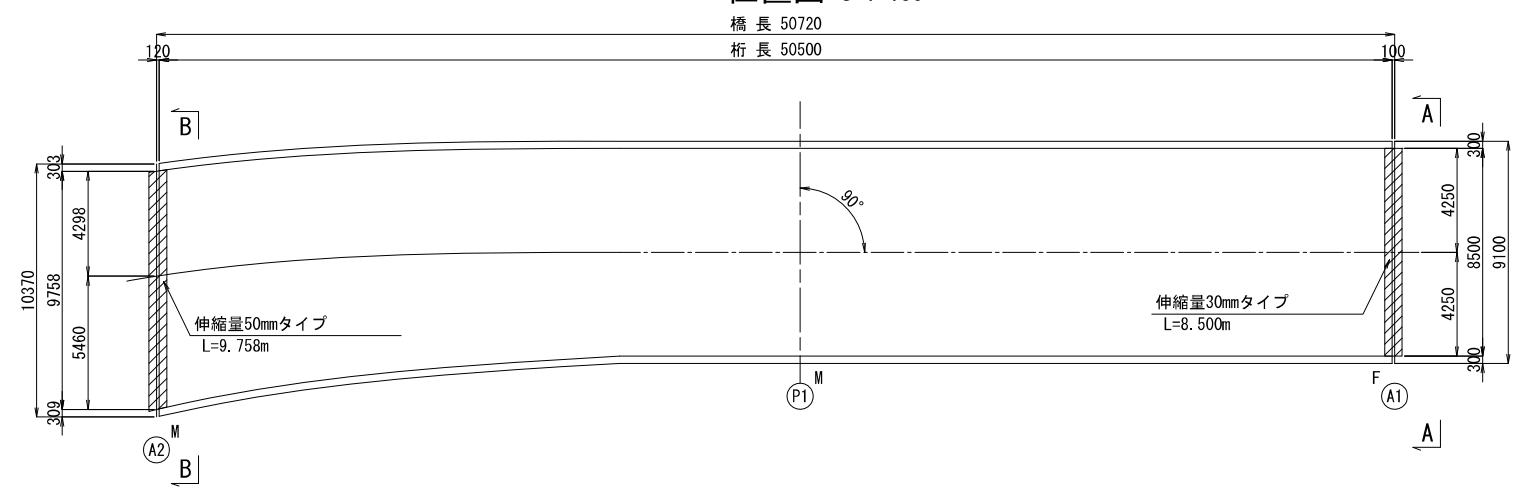
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

伸縮装置補修工図(1)

断面図 S=1:40



位置図 S=1:150



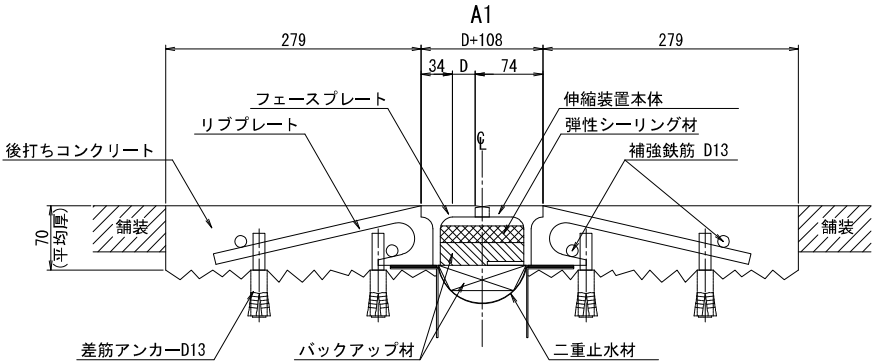
- 注記)
- 1) 既設伸縮装置：銅製フィンガージョイント
 - 2) 現地計測の上、施工すること。
 - 3) 排水ホースは、支承回り、コンクリート天端部、第三者に水がかからない位置まで、支持金具などで固定し延長すること。
 - 4) 水平寸法は斜長を示す。
 - 5) 排水ホースの取り付けかない端部用二重止水材の排水孔は、テープ等で塞ぐこと。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

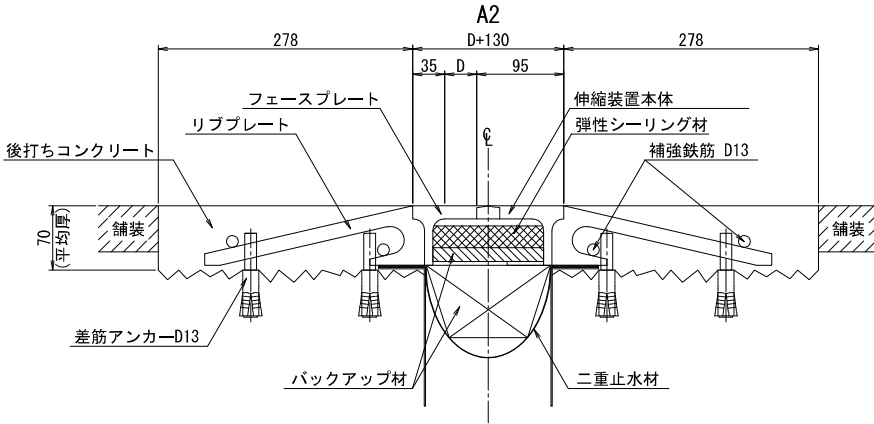
工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事		
図 面 名	伸縮装置補修工図（1）		
縮 尺	図示	図面番号	29 / 33
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

伸縮装置補修工図(2)

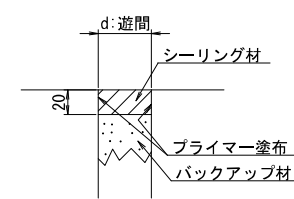
伸縮装置断面図 S=1:4
伸縮量30mmタイプ



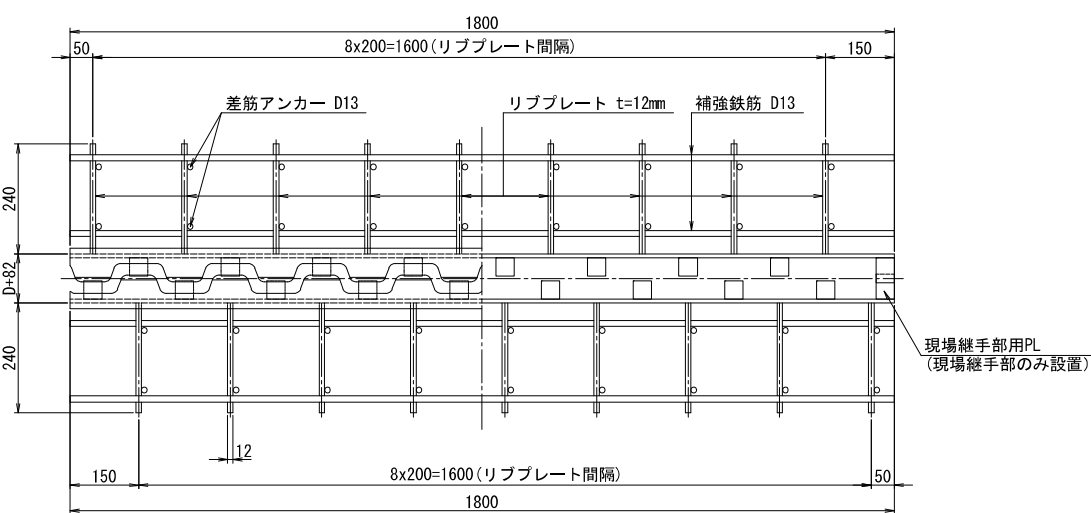
伸縮装置断面図 S=1:4
伸縮量50mmタイプ



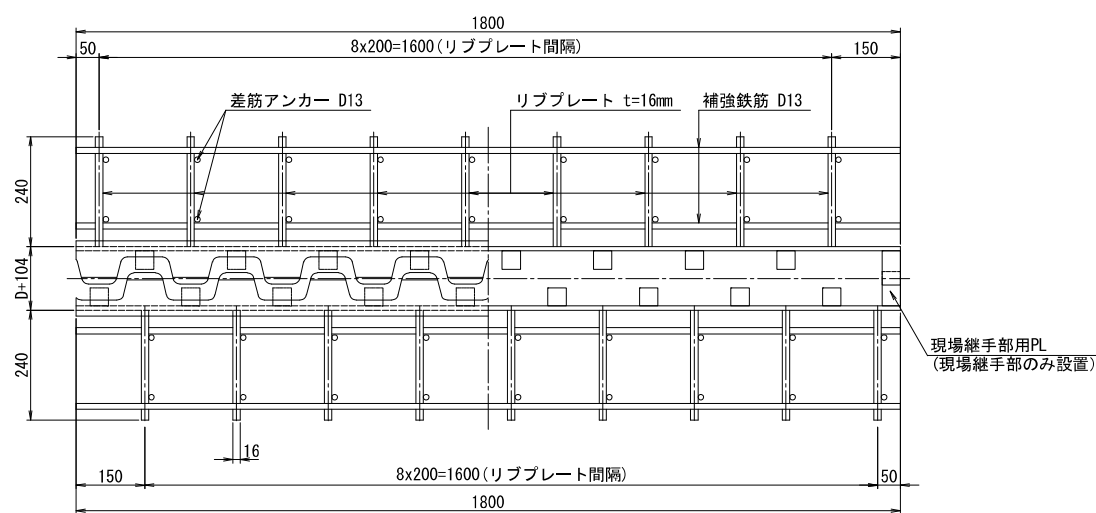
地覆処理要領図



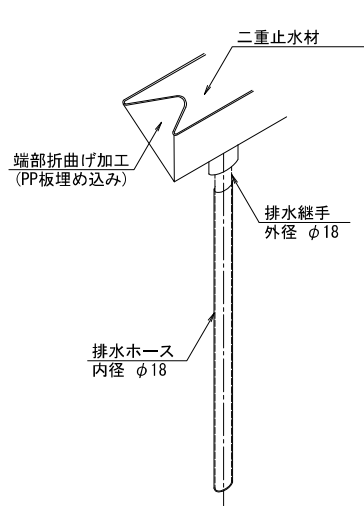
伸縮装置平面図 S=1:8



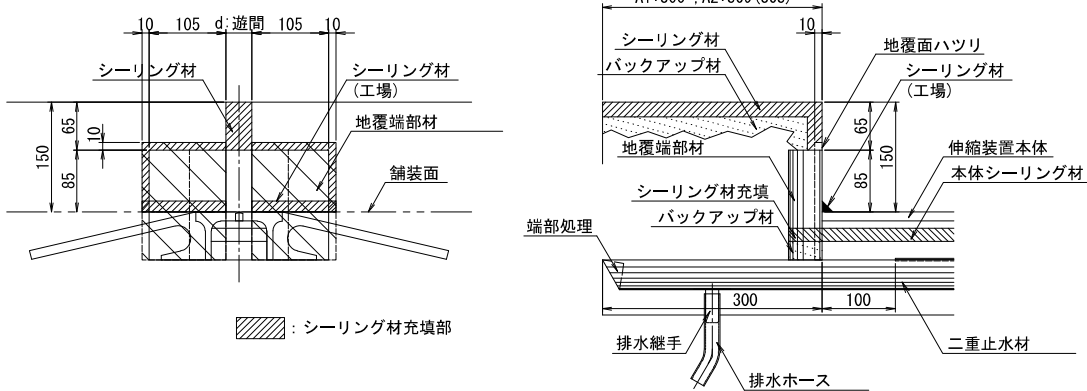
伸縮装置平面図 S=1:8



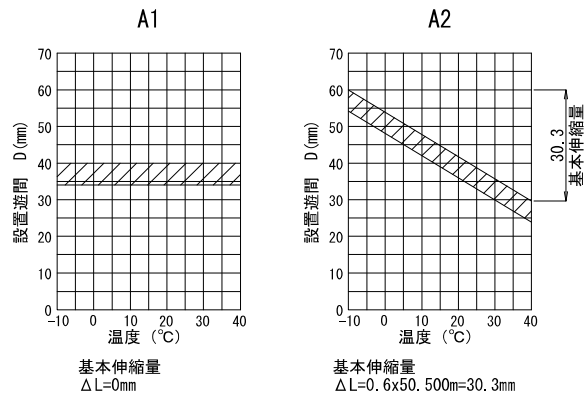
端部排水処理詳細図



地覆端部詳細図 S=1:5
A1, A2



設置表



- 注記)
- 1) 既設伸縮装置：鋼製フィンガージョイント
 - 2) 現地計測の上、施工すること。
 - 3) Dは設置表より決定。
 - 4) 地覆ハツリ部は設置完了後シーリング材にて仕上げを行う。
 - 5) 排水ホースは勾配の低い側に設置すること。

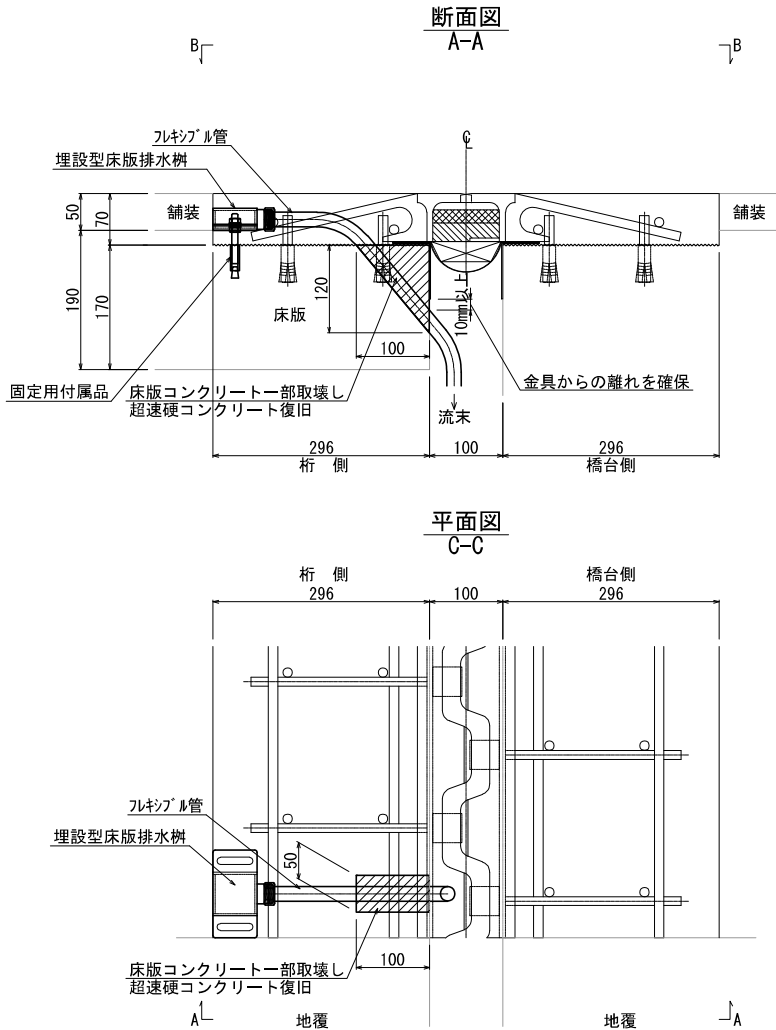
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事		
図面名	伸縮装置補修工図(2)		
縮尺	図示	図面番号	30 / 33
年月日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

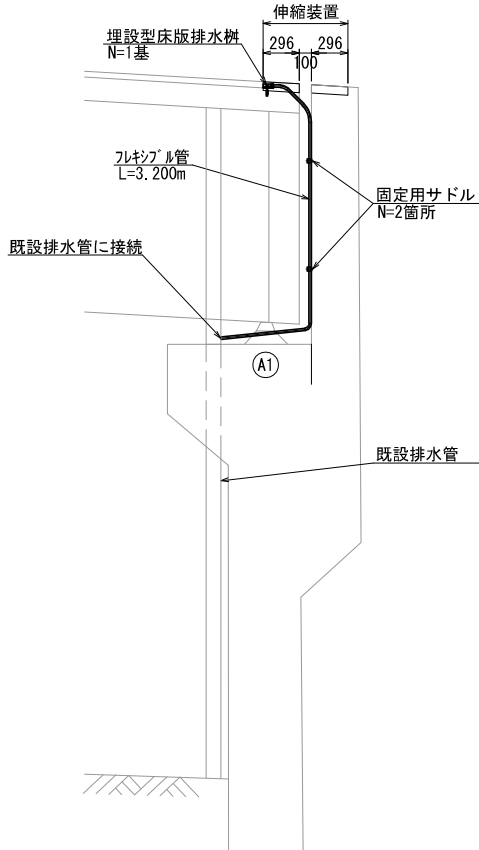
埋設型床版排水柵工図

埋設型床版排水柵

取付詳細図 S=1:5

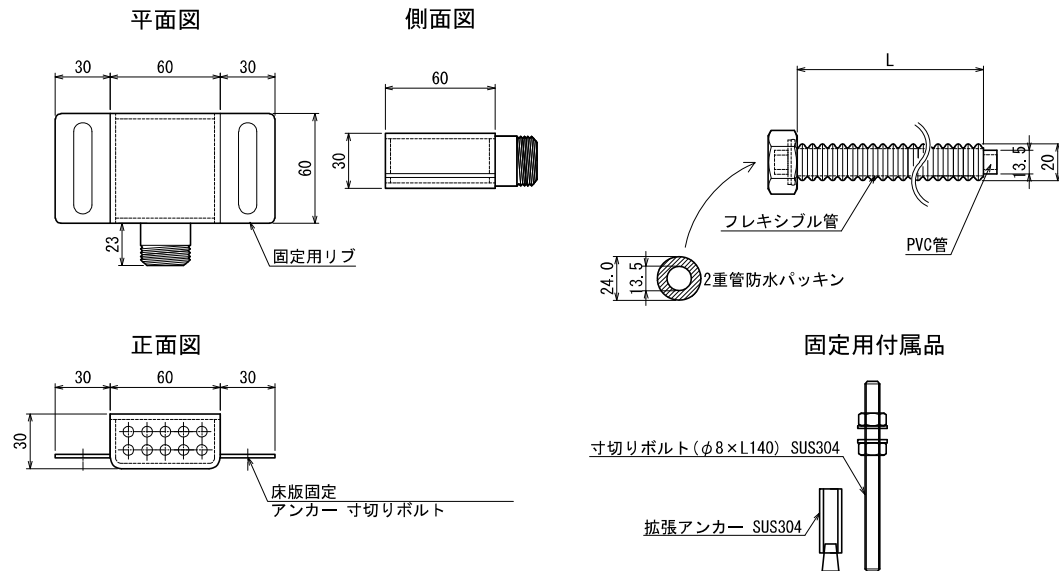


導水概要図 S=1:30



埋設型床版排水柵 詳細図 S=1:2

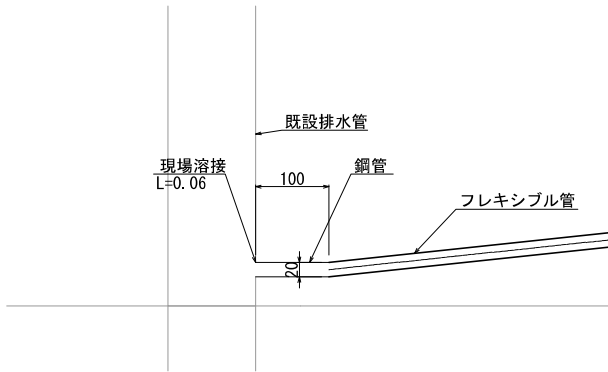
側面集水タイプ



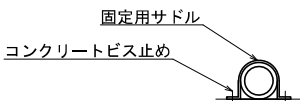
部材構成表 (1基あたり)

名 称	規格・寸法	数量	備 考
本体鋼材	SUS304 t=3mm	1式	
固定用リブ	SUS304	1式	
フレキシブル管	SUS304 L=1000 φ20 (15)mm	1本	
PVC管	耐圧軟質塩化ビニール φ13.5 (8)mm	1本	※寒冷地仕様 (C) のみ
固定用付属品	M8 拡張アンカー (SUS304) 寸切りボルト (φ8×L140 SUS304) N・W	1式	

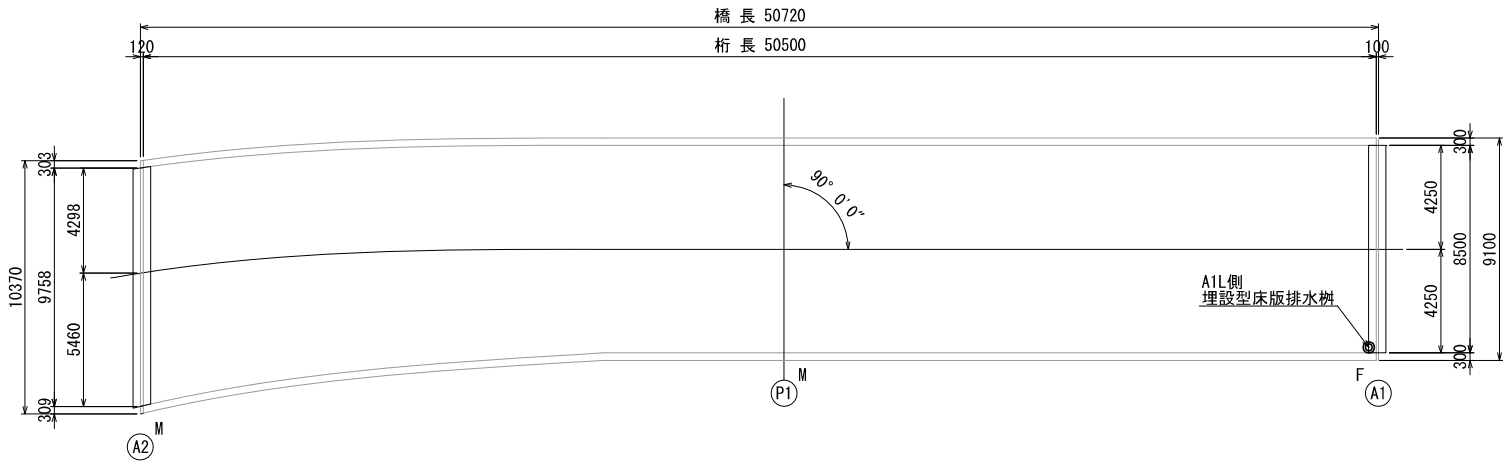
排水管接続図 (参考図) S=1:5



ドレーン管取付図 S=1:2



配 置 図 S=1:150



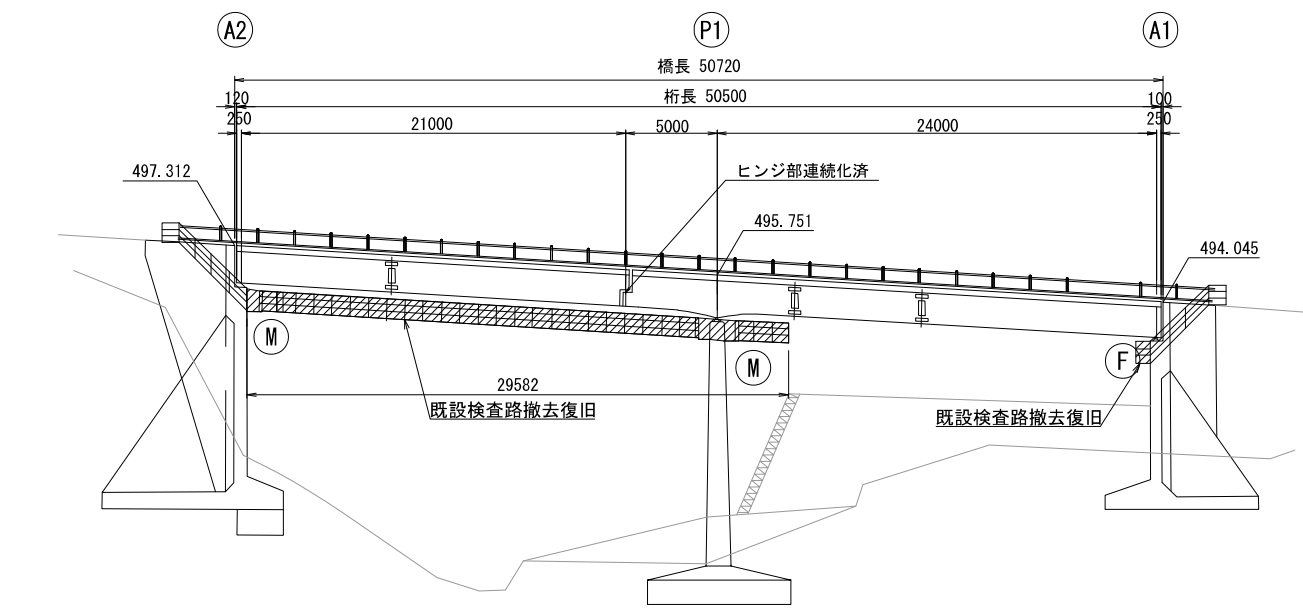
- 注記)
- 1) 施工関連寸法は、現地実測により決定すること。
 - 2) 工事発注後は、現橋を確認の上、数量を精査のこと。
 - 3) 伸縮装置と同時に施工すること。
 - 4) 固定金具の余剰分は切断し、コンクリートアンカー又は伸縮装置の鉄筋を利用して固定すること。
 - 5) 集水面と床版上面の高さを合わせる。
 - 6) 床版削孔、とりこわしの際には鉄筋探索を行い、既設鉄筋に干渉しない様に十分注意すること。
 - 7) 排水柵の固定方法、設置位置は詳細図に限らず、伸縮装置および二次止水材との干渉を避け可能な限り水の最下流部となるように現地にて適切に決定すること。
 - 8) 伸縮装置および補強鉄筋と干渉する場合は協議を行い対応を決定すること。
 - 9) 延長用フレキシブル管の延長・固定用サドルの位置は現地計測後に決定すること。
 - 10) 固定用サドルは橋台にコンクリート用ビスで固定する。
 - 11) 既設排水管へのフレキシブル管の接続について、溶接方法や鋼管寸法等は現地状況を確認のうえ、決定すること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

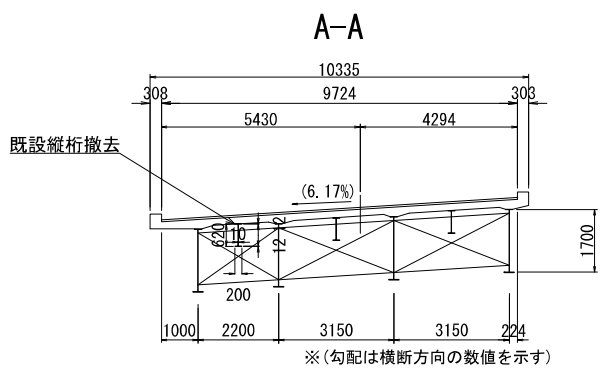
工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修（その2）工事			
図 面 名	埋設型床版排水柵工図			
縮 尺	図示	図面番号	31 / 33	
年 月 日	令和 8 年 2 月			
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所			

既設部材撤去復旧工図 S=1:200

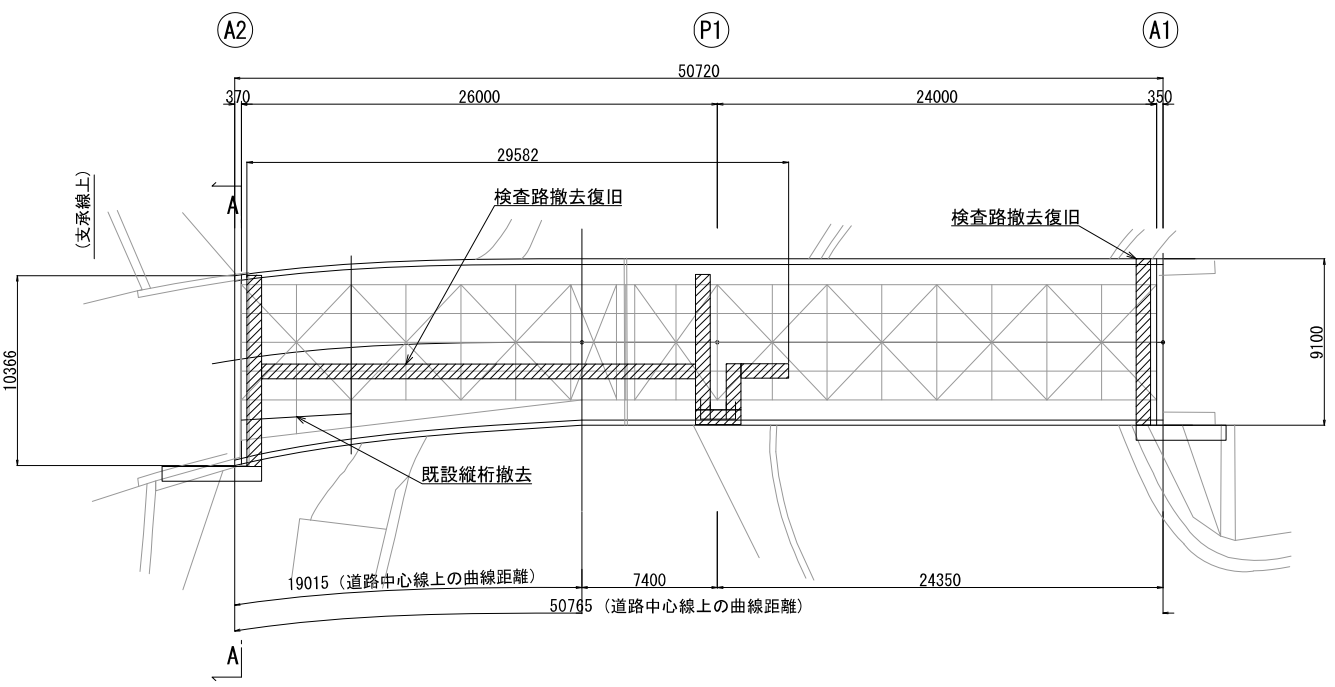
側面図



上部工断面図 S=1:100



平面図



項目一覧表

工種	部材	単位	数量	備考
撤去復旧工	検査路	t	4.8	橋梁管理カルテから重量を確認
撤去工	縦桁	t	0.5	

※注記
1) 本図面は竣工図書や現地調査に基づき復元した現況の橋梁一般図である。施工に際しては必ず現地にて調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事			
図 面 名	既設部材撤去復旧工図			
縮 尺	図示	図面番号	32 / 33	
年 月 日	令和8年2月			
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社			
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所			

数量総括表

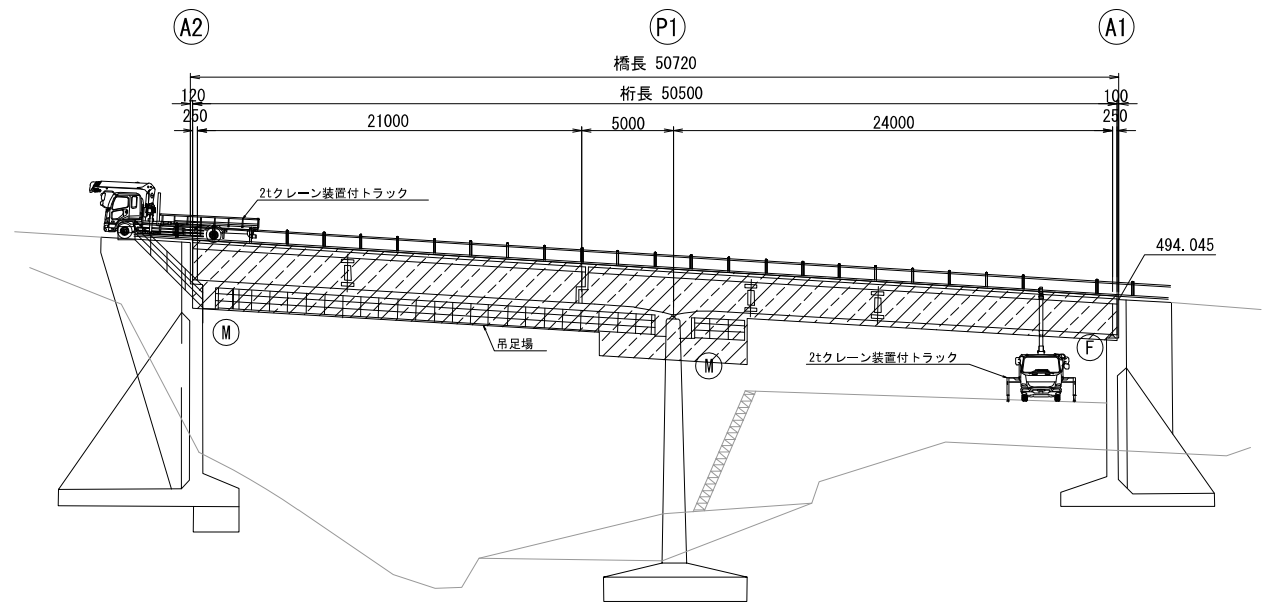
工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考
橋梁保全工事	舗装工	橋面防水工	橋面防水	塗膜防水	m2	430	
			床版排水		箇所	3	
		舗装打換え工	床版削孔	φ50	孔	3	
			既設排水樹孔明け	φ21	孔	2	
			基層	1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 40mm 改質As 密粒Ⅱ型(20)DS3000 タツコート PK-4	m2	0.05	
			表層	1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下) 40mm 改質As 密粒Ⅱ型(20)DS3000 タツコート PK-4	m2	0.05	
		切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ	7cmを超え12cm以下 一層 段差すりつけ無 改質As 密粒Ⅱ型(20)DS3000	m2	430	
			殻運搬(路面切削)	アスファルト殻(切削)	m3	39	
		薄層カラー舗装工	殻処分	アスファルト殻(切削)	m3	39	
			薄層カラー舗装	赤 RPN-101	m2	84	
	区画線工	区画線工	溶融式区画線(1)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗 装無 白	m	200	
			溶融式区画線(2)	溶融式手動 実線 15cm 厚1.5mm 排水性舗 装無 黄	m	51	
			溶融式区画線(3)	溶融式手動 セブラ 45cm 厚1.5mm 排水性舗 装無	m	19	
	橋梁床版工	床版補強工	床版補強	FRP製アンダーデッキ	m2	208	
			既設部材撤去	既設縦桁	t	0.5	
			現場発生品運搬	既設縦桁	式	1	
			足場	吊足場	式	1	
			防護(1)	板張防護	式	1	
			防護(2)	シート張防護	式	1	
	橋梁付属物工	恒縮継手工	銅・ゴム製伸縮装置補修	補修	m	18	
			埋設型床版排水樹		基	1	
		検査路工	現場溶接		m	0.06	
			検査路		t	4.8	
		運搬処理工	現場発生品運搬	伸縮装置	式	1	

工事区分	工種	種別	細別	規格	単位	数量	備考
	橋梁補修工	ひび割れ補修工	低圧注入工法	1構造物当り補修延べ延長 118.8m	構造物	1	
		断面修復工	左官工法	1構造物当り修復延べ体積 3.61m3 鉄筋ケ ン 鉄筋防錆処理有	構造物	1	
		剥落防止工	剥落防止		m2	186	
		当て板補修工	当て板補修		式	1	
		運搬処理工	コンクリート殻積込・運搬(断面修復工)	コンクリート殻(無筋)	m3	4	
	現場塗装工	橋梁塗装工	殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3	4	
			部分塗替塗装 素地調整	脱脂剤兼用防錆皮膜処理材	m2	700	
			部分塗替塗装 下塗	変性エポキシ樹脂系特殊塗料(2層) はけ・ローラー	m2	700	
			部分塗替塗装 中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 はけ・ローラー	m2	700	
			部分塗替塗装 上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 はけ・ローラー	m2	700	
		塗膜除去工	塗膜除去		m2	700	
			塗膜運搬		t	2.5	
			塗膜処分		t	2.5	
	仮設工	足場工	枠組足場		式	1	
		環境対策設備工	環境対策資機材費		式	1	
			クリーンルーム	設置・撤去	式	1	
		交通管理工	交通誘導警備員(1)	A	式	1	
			交通誘導警備員(2)	B	式	1	

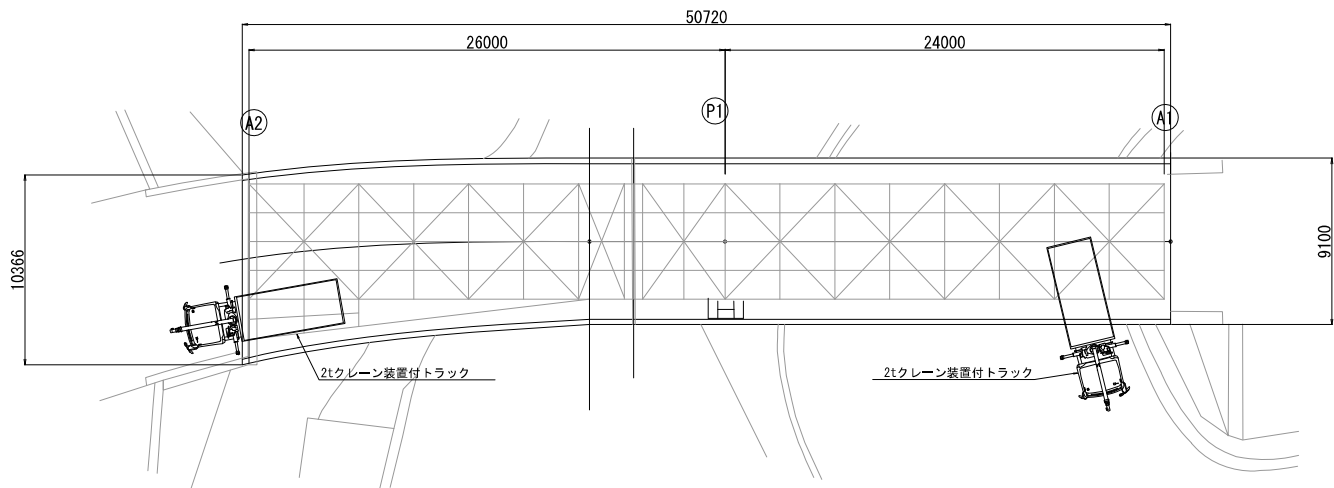
工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図 面 名	数量総括表		
縮 尺	—	図面番号	33 / 33
年 月 日	令和8年2月		
設計会社名	—		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

施工要領図(参考図)

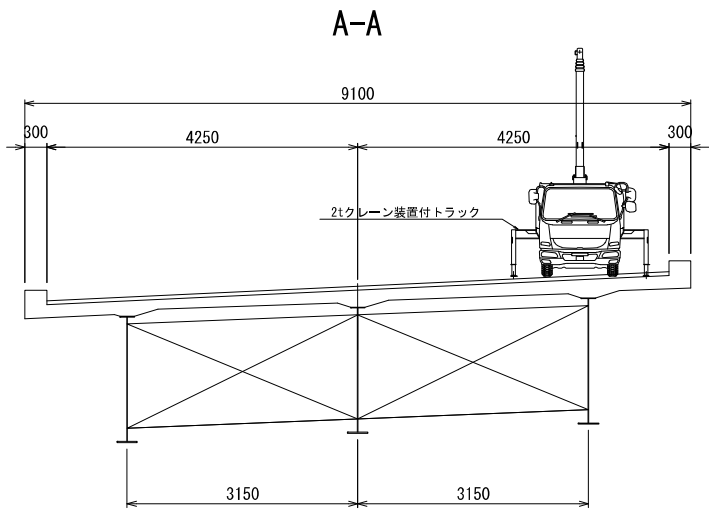
側面図 S=1:200



平面図 S=1:200



上部工断面図 S=1:50



この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事事務物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

※注記
1) 本図面は竣工図書や現地調査に基づき復元した現況の橋梁一般図である。施工に際しては必ず現地にて調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

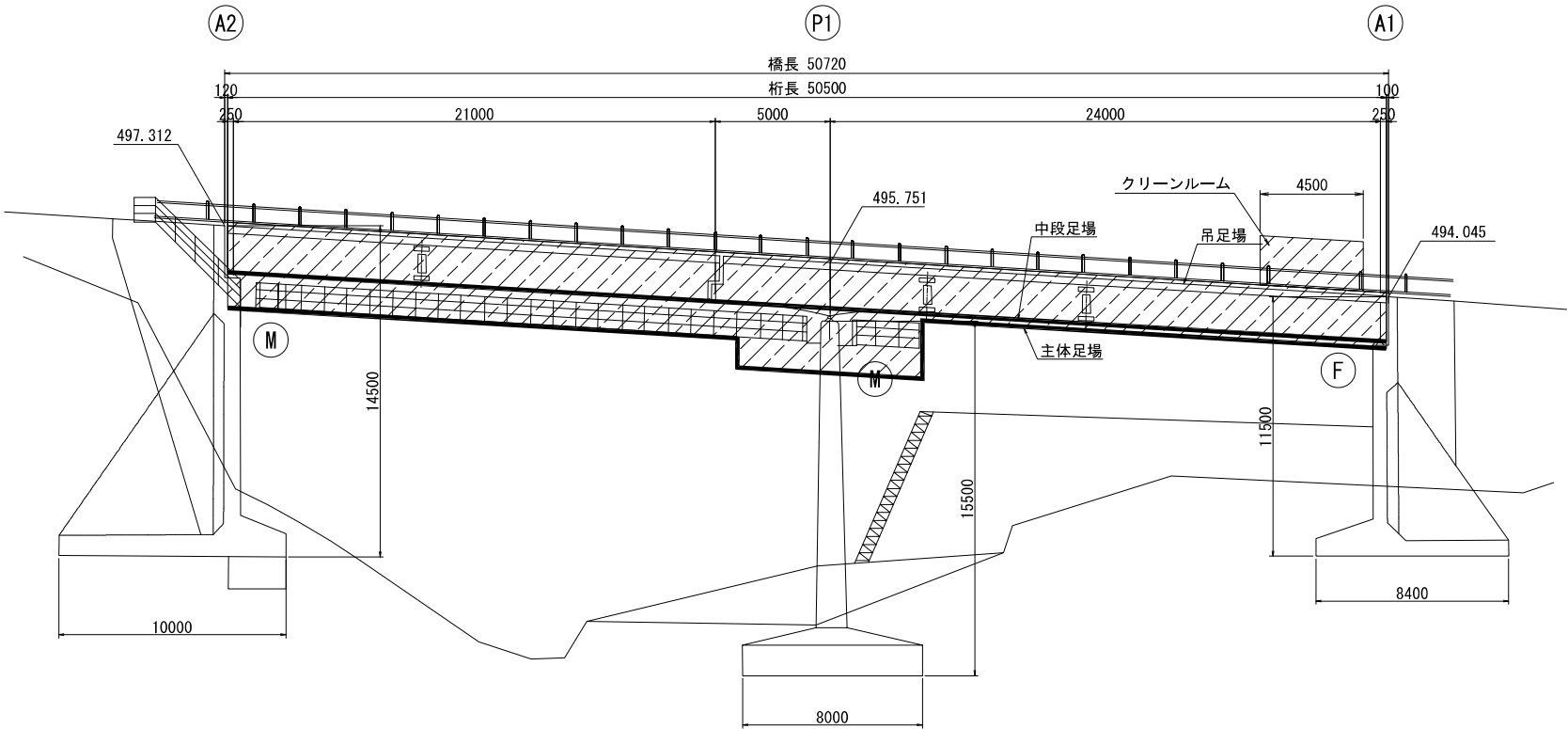
工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図 面 名	施工要領図(参考図)		
縮 尺	図示	図面番号	参 照 1
年 月 日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

足場工図(1)(参考図)

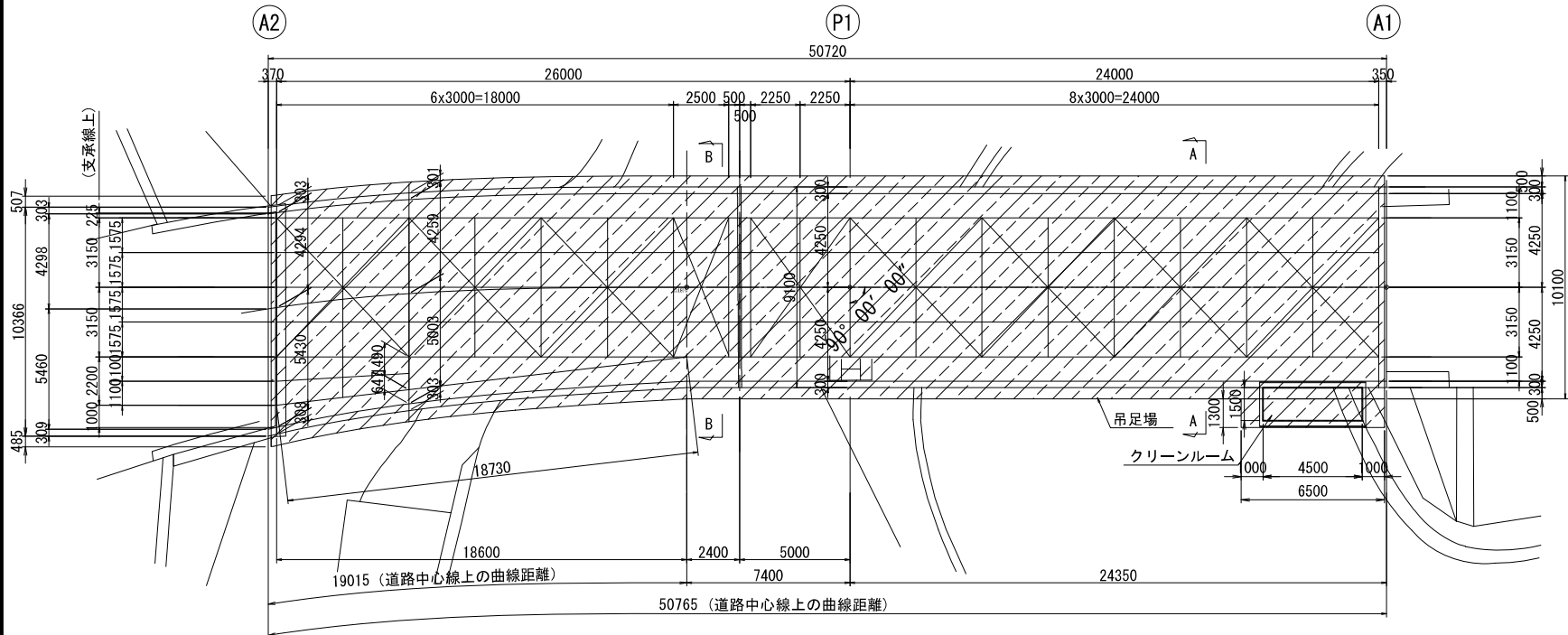
S=1:150

上部工施工時

側面図

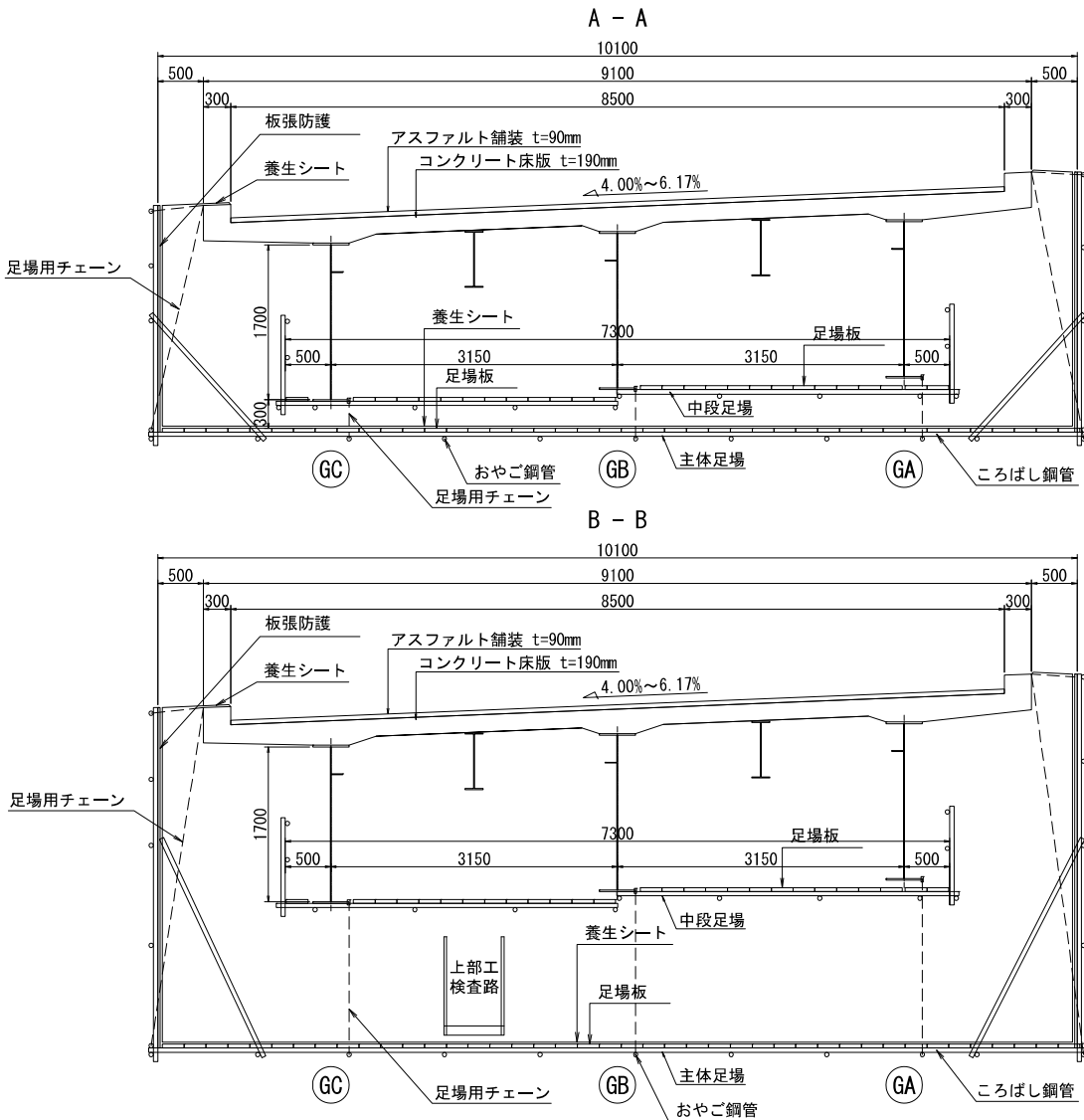


平面図

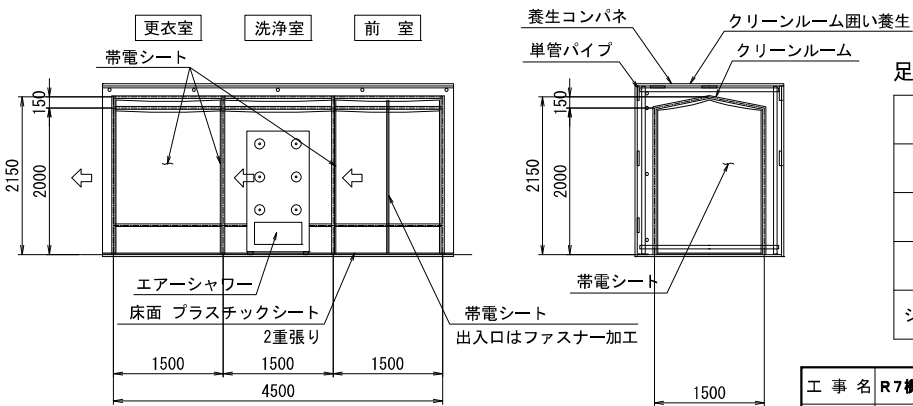


この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事事務物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

断面図 S=1:40



クリーンルーム詳細 S=1:50



足場工数量表

名称	数量(m2)
吊り足場	521.1
吊り足場	344.2
板張防護	865.3
シート張防護	865.3

注記

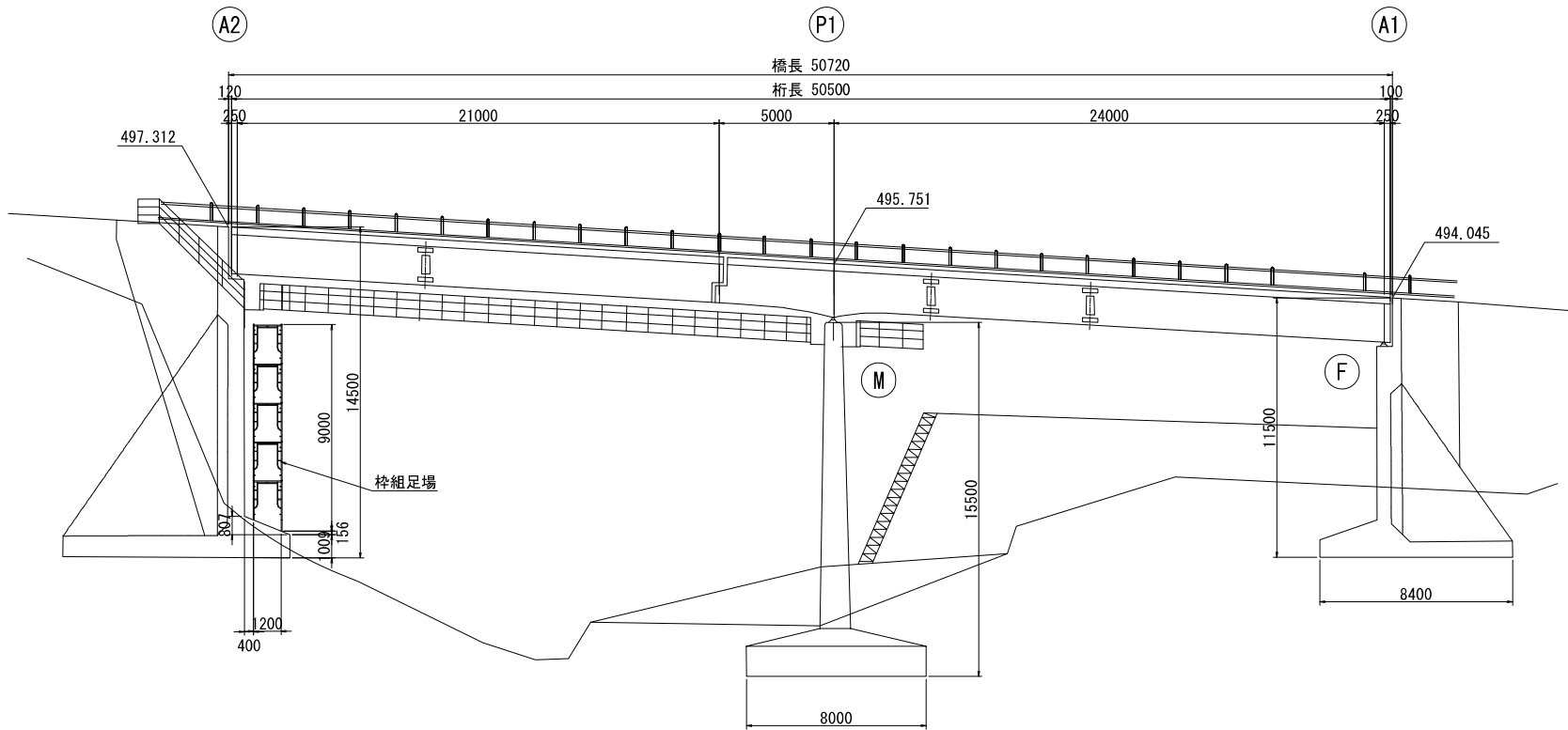
- 施工に際しては必ず現地にて調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
- 本図は参考図であり、現場施工の際は安衛法88条4項に示された資格者により計画参画し、施工すること。本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります
- 関係先機関に協議の上決定を行うこと。

工事名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図面名	足場工図(1)(参考図)		
縮尺	図示	図面番号	参の2
年月日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

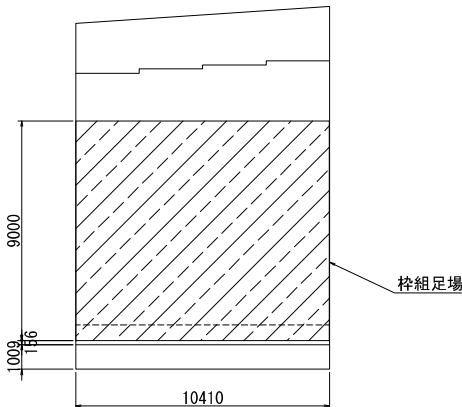
足場工図(2)(参考図) S=1:150

A2橋台施工時

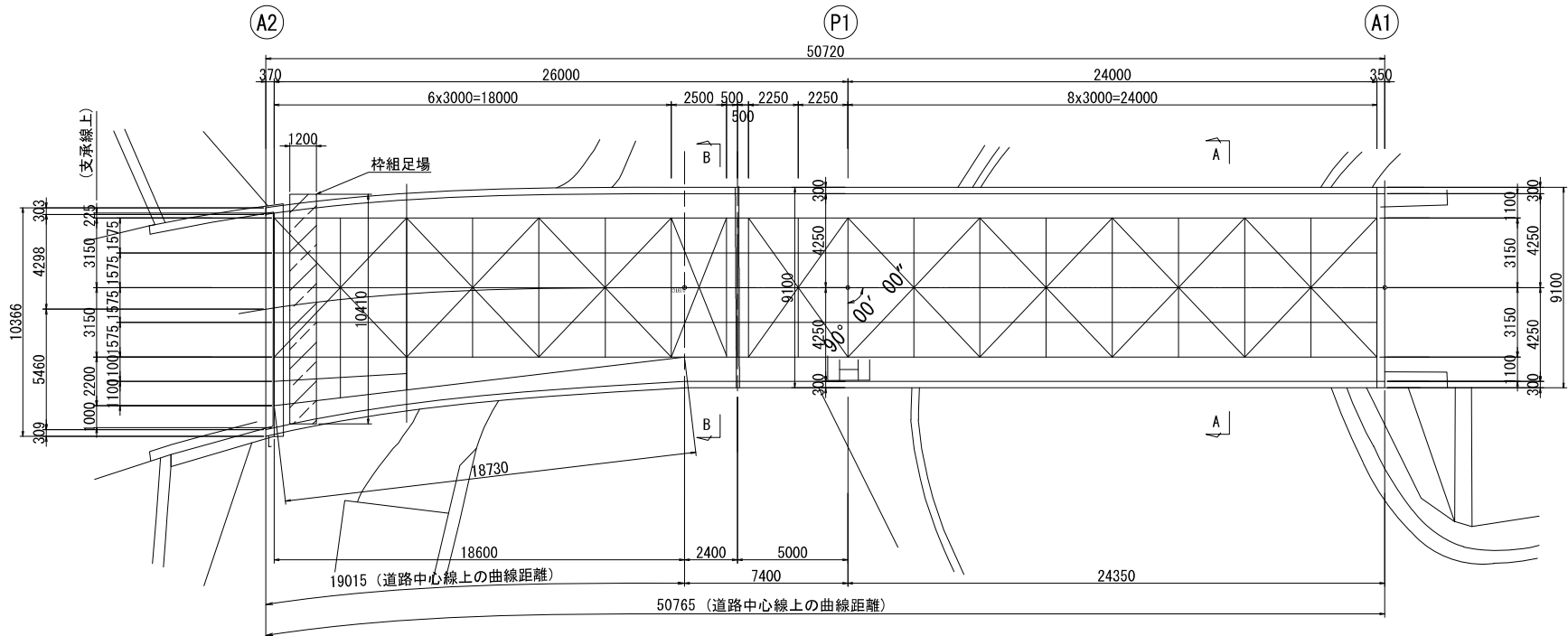
側面図



正面図



平面図 S=1:150



足場工数量表

名称	数量(掛m2)
桝組足場	93.7

この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

注記

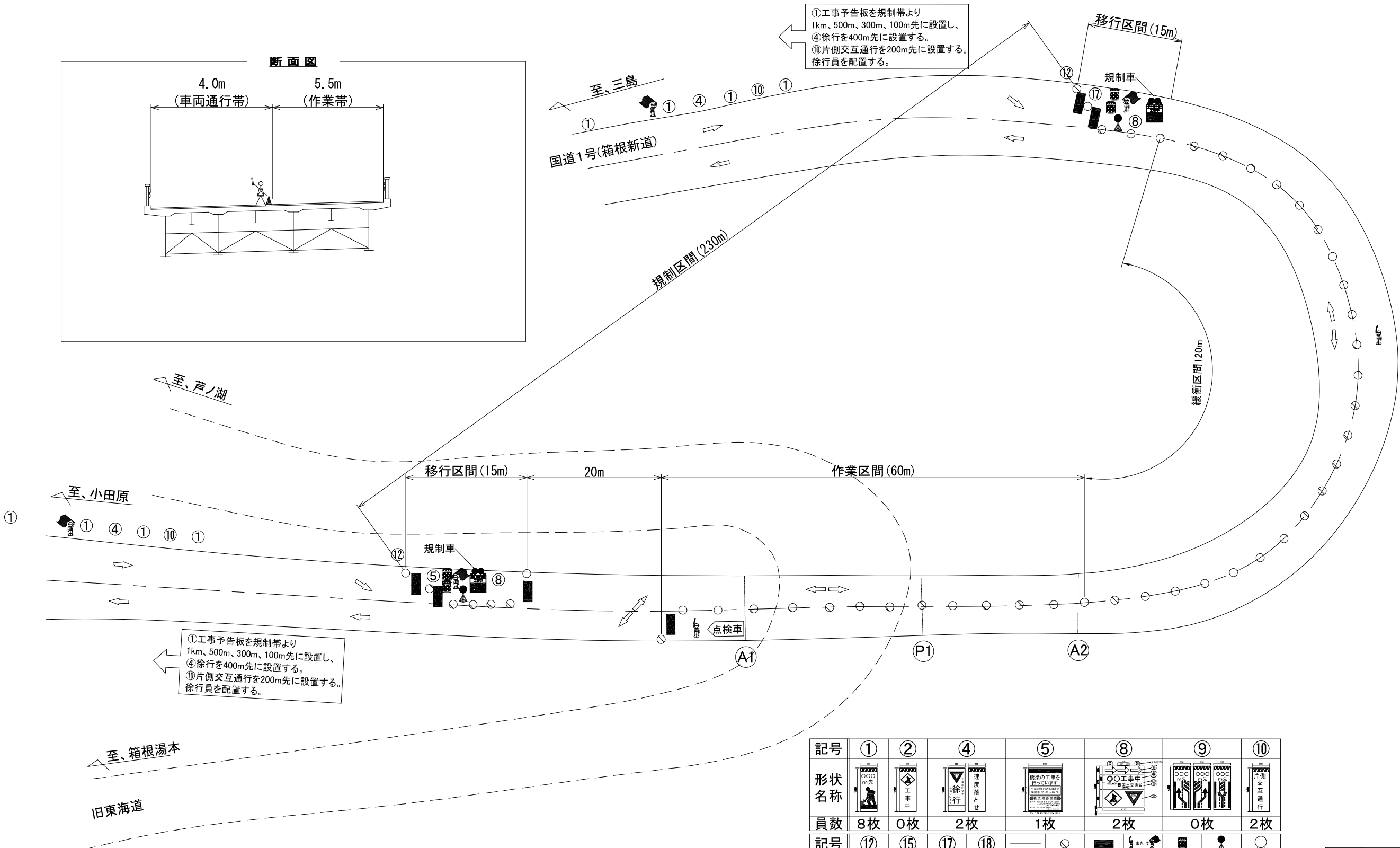
- 施工に際しては必ず現地にて調査、計測を行い必要に応じて計画を見直すこと。
- 本図は参考図であり、現場施工の際は安衛法88条4項に示された資格者により計画参画し、施工すること。本図面は縮小図のため縮尺は表示と異なります
- 関係先機関に協議の上決定を行うこと。

工事名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図面名	足場工図(2)(参考図)		
縮尺	1:150	図面番号	参の3
年月日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

交通規制図(1)(参考図)

片側交互通行

交通規制時間
9:00~17:00



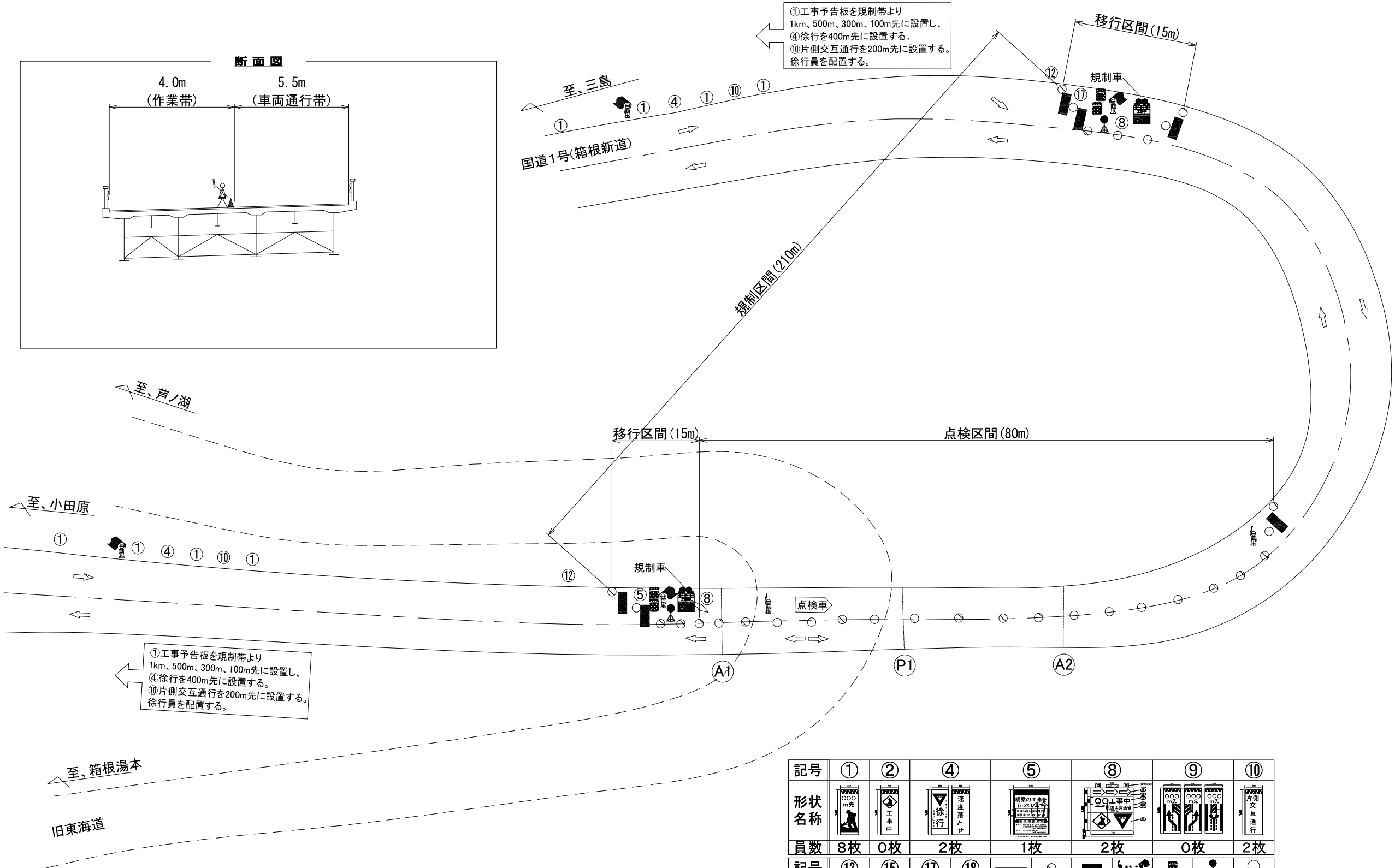
本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図面名	交通規制図(1)(参考図)		
縮尺	図示	図面番号	参の4
年月日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

交通規制図(2)(参考図)

片側交互通行

交通規制時間
9:00~17:00



この「参考図」は、入札参加者の適切な迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

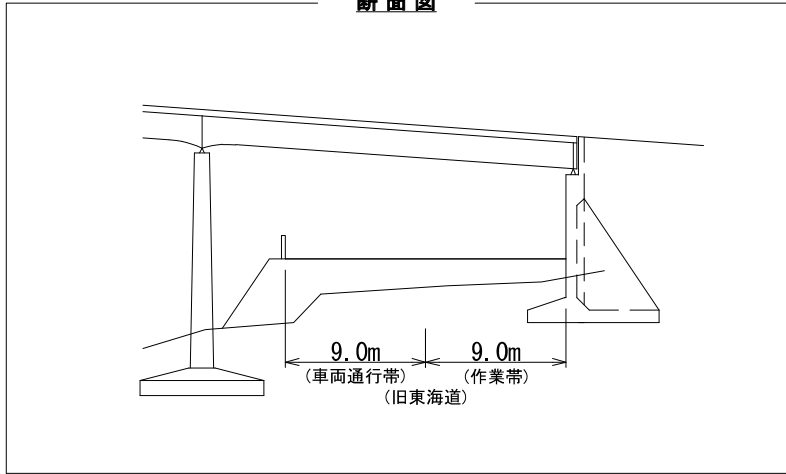
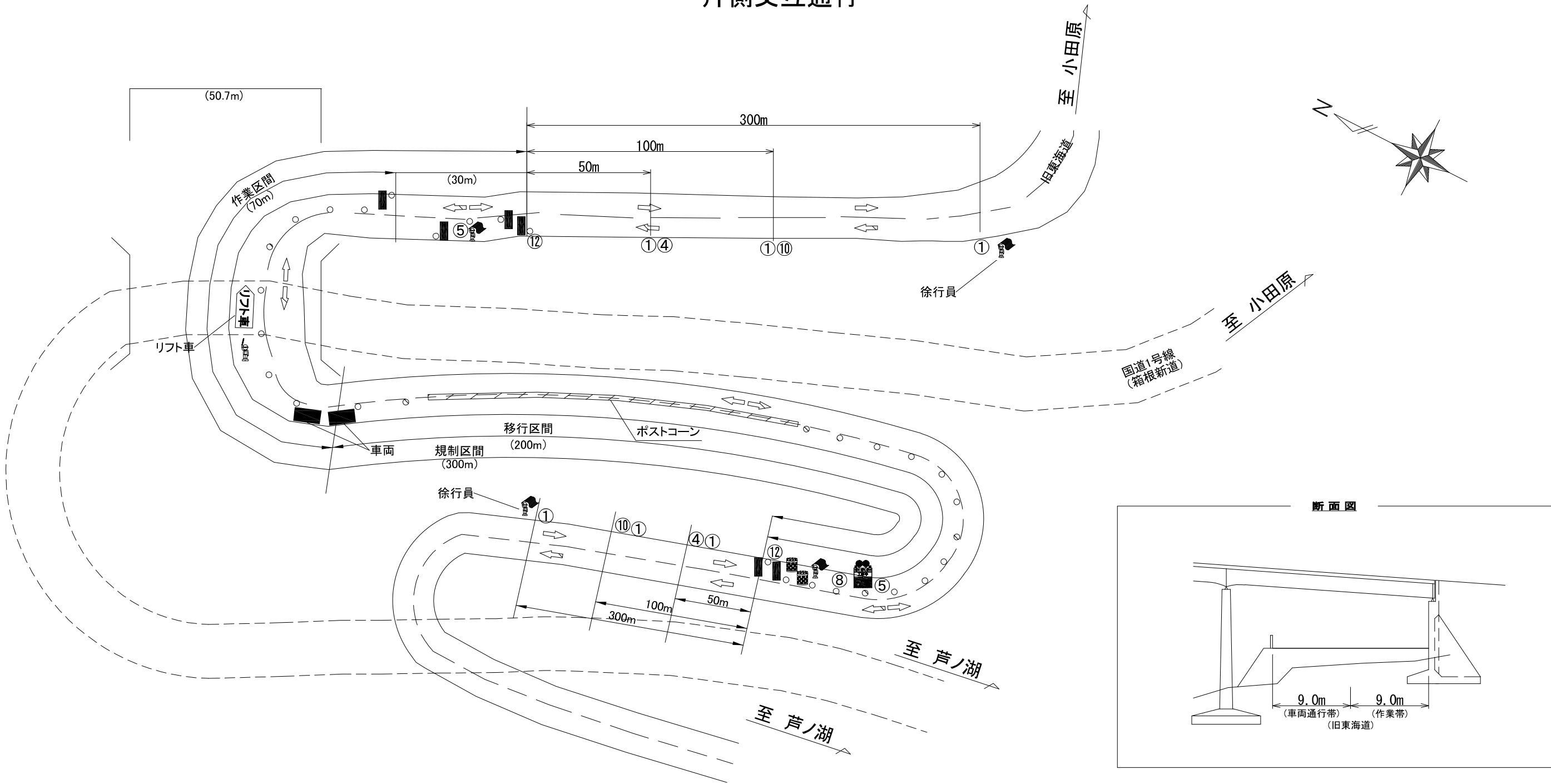
工事名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図面名	交通規制図(2)(参考図)		
縮尺	図示	図面番号	参の5
年月日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

箱根新道

交通規制図(3)(参考図)

片側交互通行

交通規制時間
9:00~17:00



記号	①	②	④	⑤	⑧	⑨	⑩				
形状 名称											
員数	6枚	0枚	2枚	2枚	1枚	0枚	2枚				
記号	⑫	⑮	⑰	⑱	—	○	—	—	—	—	
形状 名称											
員数	2枚	0枚	0枚	0枚	0個	50個	6枚	6人	5個	2個	0個

この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

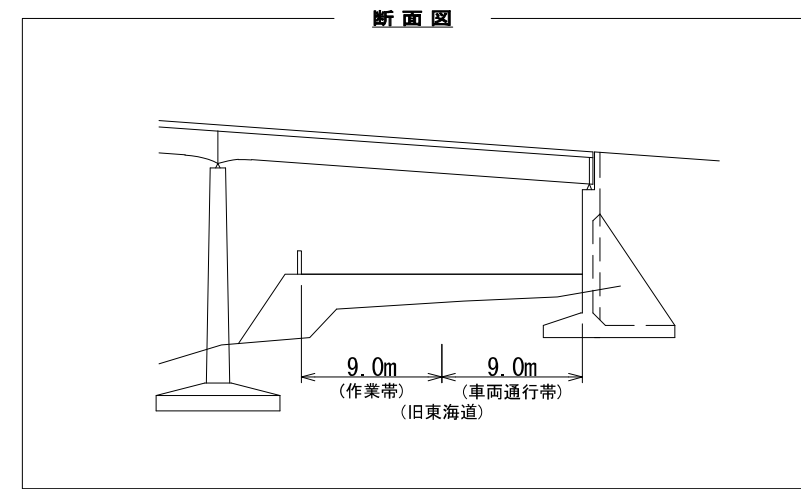
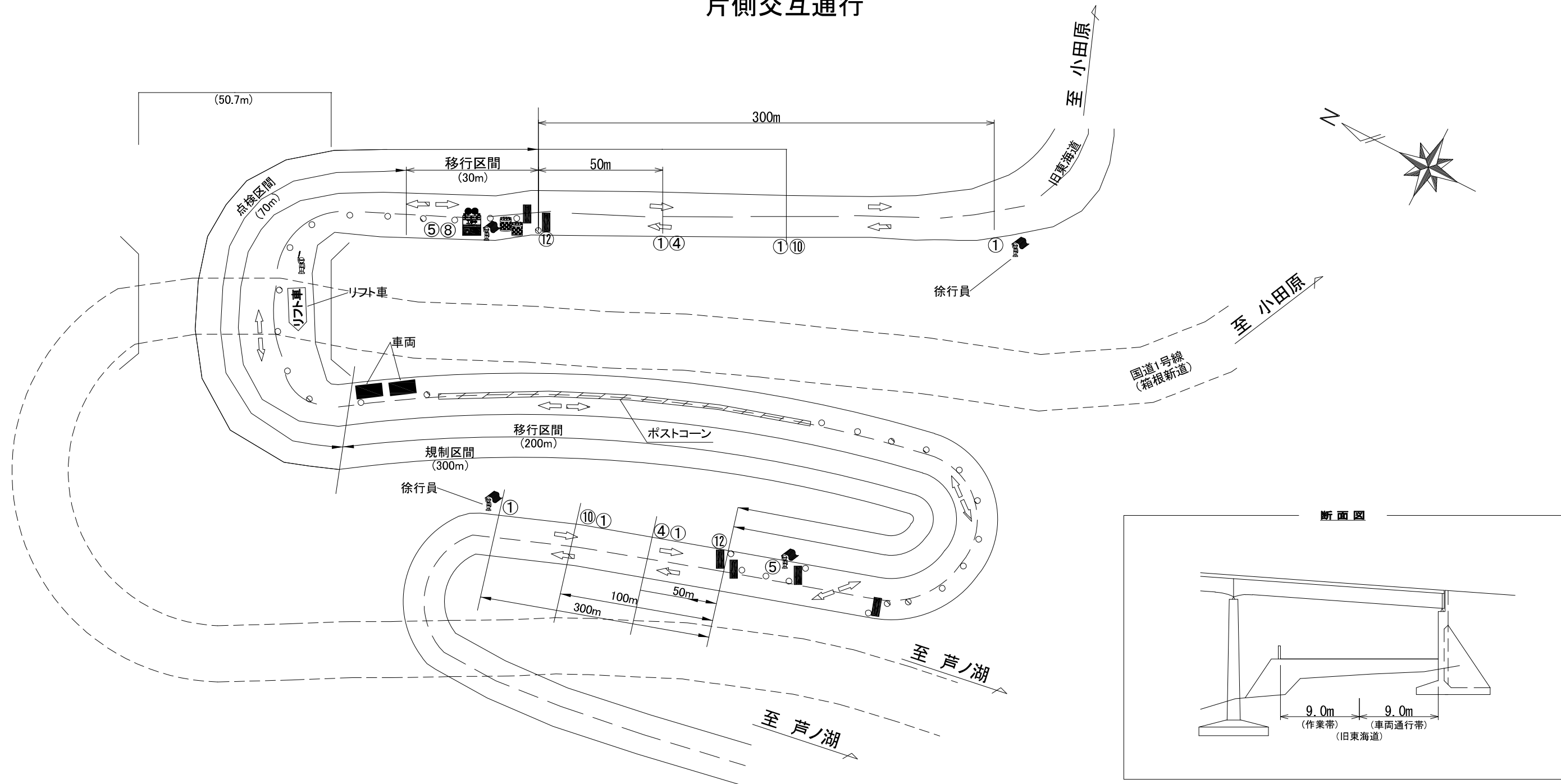
工事名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図面名	交通規制図(3)(参考図)		
縮尺	図示	図面番号	参の6
年月日	令和8年2月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		

箱根新道

交通規制図(4) (参考図)

片側交互通行

交通規制時間
9:00~17:00



記号	①	②	④	⑤	⑧	⑨	⑩				
形状 名称											
員数	6枚	0枚	2枚	2枚	1枚	0枚	2枚				
記号	⑫	⑮	⑰	⑱	—	○					
形状 名称					コーンバー	カラーコーン	矢印板	交通整理員	クッションダム	回転灯	照明バルーン
員数	2枚	0枚	0枚	0枚	0個	50個	6枚	6人	5個	2個	0個

この「参考図」は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。
従って、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を充分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。
なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7横浜国道事務所管内橋梁補修(その2)工事		
図 面 名	交通規制図(4) (参考図)		
縮 尺	図示	図面番号	参 の 7
年 月 日	令和 8 年 2 月		
設計会社名	中央コンサルタンツ株式会社		
事務所名	国土交通省 横浜国道事務所		